676
d
20

0030217000

0030217-000

a６７６－２０

明治火災保険株式会社五十年史

明治火災海上保険株式会社・編

明治火災海上保険

1942

ADJ

676
20

明治火災保險株式會社五十年史

676
20

2150

序

我が明治火災保險株式會社の創業は明治二十四年二月に在り、卽ち今昭和十六年二月を以て正に其經營の半世紀を終れり。五十年の歲月は之を悠久なる我が建國の紀年に比較すれば洵に轉瞬の間に過ぎざるも、明治中期に始まる此期間は實に我が國史上異常なる變轉期に屬し、此間に示現せられたる政治上、經濟上の展開に對比して我が社半世紀の過去を顧みるとき、亦多少の感懷なき能はず。

明治の聖代四十五年、試みに平明に期を劃すれば、當初の約十年は大政維新の善後處理時代とすべく、次ぎの十數年は內政整備時代とし、更に次ぐ二十年は對外發展の時代として

一應の觀察を謬らざるが如し。卽ち明治二十二年二月を以て帝國憲法發布せられ、翌二十三年十一月第一議會の召集を見、同じく十月に教育勅語渙發せられ、內政の整備玆に一段落を告げ、幾何もなくして日淸の役あり、更に十年にして日露の役となり、我が大陸政策の基礎確立し、更に大正を經て昭和の現在に入り、國威の興隆する所、大陸政策の廟算漸く就らんとするの時運に際會せり。而して我が明治火災保險株式會社の創業は明治二十四年初頭に屬するを以て、其の今日に至る迄の生長は恰も我が國大陸發展の歷史と時を同うしたりとすべく、微々たる營業より漸次育成して克く今日の大を致せるもの、固より創業以來經營の中核たりし先覺の遠識と努力とに依ると雖も、亦國威光耀、產業發達の動向に刺戟誘導せ

られたること大なるものありしを疑はず。

飜て我が國に於ける火災保險業理念の發生を考察するに、其初めて識者の注意を惹きたるは、明治十一年の頃獨逸人パウル・マイエットの政府當路に對する建言を以て嚆矢とす。卽ち時を以てすれば海上保險業の觀念が採用せられて、東京海上保險株式會社の創業を見たると相前後するものなり。而してマイエットの理論は當時獨逸に於て行はれたる國營にして且强制加入を斯業の根幹とし、適用を唯大都市のみに制限したるものにして、當時我が官邊に於て是に贊成したるもの相當多かりしが如きも、遂に政府の採る所とならず、其理由は要するに當時國論の中樞を支配したる自由主義思想が、獨逸流の國營論と相容れざるのみならず、更に根本に於て國民の

富力若しくは經濟思想が、未だ火災保險の理念を了解するに至らざりしと觀るべきが如く、何れにもせよ同じく損害保險の分野にありて、海上保險に於ては既に明治十二年八月政府の援助さへも享受して東京海上保險株式會社の創業を見たるに拘らず、火災保險の部門にありては是と並行したる何等企業の發生をも見ず、八年を空過して明治二十一年十月初めて一東京火災保險株式會社の創立を見、次で明治二十四年一月我が社の創立あり、更に後れて翌明治二十五年四月日本火災保險株式會社の設立せらるるありて、茲に漸く斯業の形成を見たるものとす。

當時我が社創業の中樞にありて一切の指導に當りたるものは莊田平五郎、阿部泰藏の兩氏にして、兩氏は既に明治十四

年明治生命保險株式會社を設立し是が經營の責に任じ、其業績漸く見るべきものありたるを以て、更に他面火災危險保障の意圖を以て火災保險業の創設を計畫し、明治二十一年五月より同志の間に議を進め、同年十月相互組織を採用して火災保險會を設立し、同二十三年四月更に形態を株式會社に改むるに決し、二十四年一月六日明治火災保險株式會社設立を出願し、同月十九日認可を得、二月二日營業を開始したるものなり。

然れども當時に於ける我が國民の富力及び經濟活動の範圍は、今日の觀察を以てすれば尚極めて幼稚なりしを以て、當時の財界に於ける莊田、阿部兩氏の信望を以てしても、會社營業の進展容易ならざりしは推斷に難からず、試みに我が社

明治二十八年度決算の示す數字の二、三を摘錄するに、拂込資本金二十五萬圓、契約保險金額金壹千五百四拾萬圓、收入保險料金貳拾壹萬七千餘圓、責任準備金金拾七萬四千餘圓、資産總額金壹百參拾參萬參千餘圓にして、是を昭和十五年度決算の數字、卽ち拂込資本金參百貳拾五萬圓、契約保險金額金七拾六億貳千餘萬圓、收入保險料金壹千九百參拾七萬參千餘圓、責任準備金金貳千九百參拾萬圓、資産總額金六千參百六拾參萬餘圓と比較する時、創業當時に於ける責任者の苦心を推測し得ると共に、此實勢の下に營業の基礎を完成したる莊田、阿部兩先覺、並に之に次ぎ社礎の擴張を大成したる末延道成、原錦吾、各務鎌吉等先達の遠大なる識見指導と、歷代從業員の努力精勵とを回想し、我等は新なる感激を禁ずる能

はざるなり。

然しながら我が社運の隆昌を齎らしめたる最大の力は、固より我が國力の伸展に存すること言を俟たず。日淸日露の兩戰役は共に我が國運を賭したる大偉業なりしも、其戰捷に因り齎らされたる國民の自覺と國力の膨張とは、國民の經濟活動を刺戟したること顯著にして、隨て我が社の營業も此兩戰役の各々を一期として躍進を遂げたるは明白の事實たり。而して之に次で起りたる先次の世界大戰の影響は、重ねて斯業發展の爲め非常の好機を與へたるものにして、此間明治四十年八月の函館大火、同四十二年七月の大阪大火、更に復た大正十二年九月に於ける關東大震火災、昭和九年三月の函館大火の如き不幸なる災厄ありて、屢々斯業の上に存亡の危機を

齎らしたるに拘らず、克く此難局に善處し得たるは、前輩の卓見と勇斷とに負ふ所多しと雖も、亦既に蓄積し得たる資力と信用とに賴るものにして、此の如く常に斯業の公益性を保全發揮して謬らざりしもの、亦國家の恩惠と大方の支援に緣由するもの大なるは言を俟たざる所なり。

叙上の如く我が財界活動の進展に伴ひて斯業の隆盛を來たし、隨て此分野に進出する同業者亦自ら激增したるは當然の狀勢なり。卽ち我が社が創業當時に於ては僅かに東京火災保險會社の一社を僚友として有するに過ぎざりしものが、大正の前期に於ては既に內地會社二十一社を算し、之に加ふるに外國會社の我が國に於て營業するもの二十四社あり、而も其何れも尙增加の趨勢を示したり。隨て此實勢に對し內部の統

制を必要とすること自ら其急を加へ、遂に各務鎌吉氏の異常なる努力に依り、大正六年五月業界の自治統制機關として大日本聯合火災保險協會の結成と其協約の確立するあり、茲に漸く業界の安定を見たるが、是を機會として我が社亦倫敦市場を通じて廣く海外同業者との聯繫を成立せしめ、此に我が社營業も一步進んで國際的に展開して世界の大會社と伍するに至り、更に復た昭和六年紐育に支店を設置して北米に營業を開始し、此の如くにして保持し得たる營業の合理化と共に、我が社の基礎亦た一段の鞏固を加へたり。

以上の如き狀勢の下に社齡約四十年に達して我が社營業は更に新轉換の時機に入りたり。卽ち昭和六年の滿洲事變是れにして、滿洲事變は又必然の結果として今次支那事變を誘發

し、我が國運の展開は今將に有史未曾有の一大轉回期に入らんとす。勢の趨く所或は一時對英、對米の我が營業關係に停頓を來たすことなきを保せず。然しながら我が不動の國是とする東亞共榮圏の確立が一旦達成すれば、是を斯業經營の當然の基礎圏域とし、是より展開して今後歐米市場との聯繫を改組確立せしむれば、スエズ以東の市場を克く我が日本同業者の支配下に置き、以て我が產業の世界的發展の一翼を完成すると共に、公益機關たるの機能を發揮するに遺憾なからしむることの理想の實現亦難しとせざるべく、庶幾くは前輩が我等に示唆せる所を顯揚し、且つは又國家の援護と、大方の恩顧とに酬ゆることを得るに至らんか。我等は目標を茲に求めて更に一段の努力を試みざるべからず。

我が社五十年史の編纂成るを告ぐ、我が社屋は幸に關東大震火の災禍を免れ、舊記の全部を保存し得たるを以て、本史編纂に當りても勉めて舊記を蒐錄し以て回顧の資料たらしめんを期したり。隨て本史の前後を通じて、假令噐蟻の譏を免れずとするも、一面斯業發達の具體的記錄たることに於て聊か特色を存すとすべく、後人の爲め本邦火災保險業沿革の津筏たるを得ば幸ひ之に過ぐるなし。尚本史編纂の爲め二年有半に涉る努力を注ぎたる中江爲之君の勞に對し茲に感謝の意を表す。

昭和十六年九月

明治火災海上保險株式會社

取締役社長　八　卷　連　三

明治火災保險株式會社五十年史　目次

第一章　當社創立前の本邦火災保險業……一頁
第二章　火災保險會……二三
　第一　火災保險會の設立……二三
　第二　火災保險會の會務……四四
　第三　火災保險會の解散……五〇
第三章　明治火災保險株式會社……五三
　第一節　會社の創立……五三
　第二節　自由競爭期……八一
　　第一　開業……八一
　　第二　火災保險料率及火災保險約條……八三
　　第三　火災保險料率の裁定……一〇一
　　第四　外人の雇入……一〇三
　　第五　創業當時に於ける業務の狀態……一〇三

第六　創業當時に於ける燈火の種類……一〇六
第七　紹介人……一〇八
第八　代理店……一〇九
第九　倉庫特約……一一一
第一〇　北海道出張……一一三
第一一　對外國會社再保險取引……一一五
第一二　定款變更　其の一……一一〇
第一三　第一回增資……一二一
第一四　最初の保險金支拂と市街地危險に對する保險金制限……一二五
第一五　東京市神田區の大火……一三一
第一六　鐘淵紡績會社工場契約……一三三
第一七　自働消火器……一三六
第一八　記　標……一三七
第一九　防火對策の勸奬……一四〇
第二〇　保險金受領廣告……一四一
第二一　市俄古世界大博覽會出品物に對する火災保險契約……一四二
第二二　火災保險約款の變遷……一四五
第二三　定款變更　其の二……一五五
第二四　大日本綿絲紡績同業聯合會と火災保險契約……一六〇
第二五　工場の電燈檢查……一六六
第二六　工場の動力に就きて……一六七
第二七　王子製紙株式會社契約と瓦斯ランプ……一七〇
第二八　朝鮮に於ける營業……一七一
第二九　兵庫倉庫の保險金支拂問題……一七二
第三〇　日歩保險料問題……一七三
第三一　保險料割戻法の廢止……一七六
第三二　保險金迅速支拂の方針……一七八
第三三　同業會社の濫設……一七九
第三四　外國會社の進出……一八七
第三五　日淸戰役と業績の躍進……一九〇
第三六　同業會社團體組織の先驅……一九二
第三七　紡績會社の共濟保險計畫……一九四
第三八　火災保險に對する誤解……一九七
第三九　社　屋……一九八
第四〇　在外火災保險協會加盟……二〇三
第四一　支店及出張所の開設……二〇五

第四二　第一回北陸協定……二〇六
第四三　工場檢査……二〇八
第四四　富山高岡兩市の大火と建物制限規則……二一〇
第四五　再保險手數料……二一五
第四六　保險業法の實施……二一八
第四七　新設會社の進出……二二一
第四八　契約募集の一方法……二二四
第四九　金澤火災保險株式會社の解散……二二六
第五〇　短期保險料割增……二二七
第五一　當時に於ける異色の契約……二二八
第五二　京阪神三市に於ける最低料率規約……二三〇
第五三　第二回北陸協定……二三五
第五四　各地方に於ける協定……二三七
第五五　福井市の大火……二三九
第五六　横濱火災社との再保險特約……二四一
第五七　支那に於ける火災保險事業の視察……二四二
第五八　紡績工場料率協定……二四三
第五九　日露戰役に於ける韓國營業……二五七

第六〇　對フイニックス Phoenix Assurance Co. 社再保險特約……二五九
第六一　東明火災海上保險株式會社の創立……二六三
第六二　日露戰役と當社の業績……二六七
第三節　自治統制期……二七〇
第一　火災保險協會……二七一
(一)　協會設立前の情勢……二七一
(二)　東京市及其隣接市街地に於ける協定料率の實施……二七三
(三)　全國に亙る協定實施の申合……二七七
(四)　大阪に於ける協議會……二八一
(五)　火災保險協會發會式……二九一
第二　協定料率……二九三
(一)　普通物件料率……二九四
(二)　倉庫料率……二九四
(三)　棉花料率……二九五
(四)　煙草料率……二九八
(五)　工場料率……二九九
第三　神戸外國火災保險協會との交涉……三〇三
第四　函館の大火……三〇五

第五　第二回火災保險料率改正……二〇七
第六　倉庫料率改正に對する紛議……二一〇
第七　工場に對する內外國會社協定料率の實施……二一四
第八　大阪市北區の大火……二二一
第九　火災保險同盟會……二二四
第一〇　開業滿二十年記念……二二五
第一一　B式再保險……二三六
第一二　臺灣に於ける營業免許……二四〇
第一三　原支配人歐米視察……二四一
第一四　日本帝國火災保險組合設立の計畫……二四六
第一五　東京海上保險株式會社と資本の交流……二五二
第一六　取締役原　錦吾氏の辭任……二五三
第一七　大日本聯合火災保險協會……二五四
(一)　大日本聯合火災保險協會設立前の情勢……二五四
(二)　大日本火災保險協會の成立……二五七
(三)　大日本聯合火災保險協會の創立……二六二
第一八　倉庫料率及び倉庫特約書の改正……二六六
第一九　紡績工場料率問題……二七三

第二〇　敵國人取引の禁止……二七五
第二一　定款變更　其の三……二七六
第二二　東京倉庫會社大阪支店芦分倉庫の爆發……二七七
第二三　農業倉庫の創設と火災保險……二八二
第二四　火災保險證券發行の變遷……二八三
第二五　第三回株式拂込……二八四
第二六　大連埠頭滿鐵野積貨物の火災……二八四
第二七　同業會社の簇生……二九一
第二八　第一次歐洲大戰と業績の伸展……二九四
第二九　專務取締役各務鎌吉氏の外遊……二九七
第三〇　英國市場と直接取引開始……二九八
第三一　取締役莊田平五郎氏の辭任……二九九
第三二　取締役阿部泰藏氏の退任……四〇〇
第四節　統制強化期……四〇二
第一　關東大震火災……四〇二
第二　大震火災に因る火災保險金問題……四〇七
(一)　火災保險金問題の發端……四〇七
(二)　火災保險金問題の經過……四〇九

(三) 當社の出捐……四三九
(四) 自力出捐金に對する再保險金問題……四四五
(五) 大震火災に因る火災保險金請求訴訟……四四六
第三 定款變更　其の四……四四九
第四 第二回增資……四五三
第五 大震火災後の情勢……四五四
第六 海外研究生の派遣……四六七
第七 定款變更　其の五……四七八
第八 各種損害保險の兼營……四八一
第九 北米合衆國に於ける營業……四八三
第一〇 取締役末延道成氏の逝去……四八四
第一一 白木屋百貨店の火災……四八五
第一二 大東海上火災保險株式會社の甦生……四八九
第一三 政府納付金免除の請願……四九〇
第一四 釜石町地震海嘯火災……四九一
第一五 國營地震保險計畫……四九四
第一六 函館大火と關西風水害……
第一七 定款變更　其の六……

第一八 滿洲火災海上保險株式會社の創立……四九五
第一九 再保險國內消化機構の整備……四九七
(一) 海上保險……五〇〇
(二) 火災保險……五〇三
(三) 戰時海上保險國家補償制の實施……五〇五
(四) 東亞火災海上再保險株式會社の設立……五〇六
(五) 損害保險國營再保險法の實施……五〇八
第二〇 外國損害保險會社の後退……五一一
第二一 取締役會長各務鎌吉氏の急逝……五一四
第二二 定款變更　其の七……五一七
第二三 社長制の創設……五一九
第二四 財團法人各務記念財團……五二〇
第二五 定款變更　其の八……五二二
第二六 聖業翼贊の諭達……五二三
第二七 損害保險事業に對する統制の强化……五二六
結　語……

附錄

定款……一頁
各種保險普通約款……五
資產負債累年表……四五
收入支出累年表……四七
歷代役員一覽表……四八
營業機關並に沿革……五四
本店……五五
横濱支店……五七
名古屋支店……五九
京都支店……六〇
大阪支店……六一
神戸支店……六二
金澤支店……六三
福岡支店……六四
新京支店……六五
京城出張所……六五
福利施設……六六
財團法人及不會……六六
財團法人靜水會……六六
寄宿舍……六八
大火年表（燒失戸數約千戸以上のもの）……六九

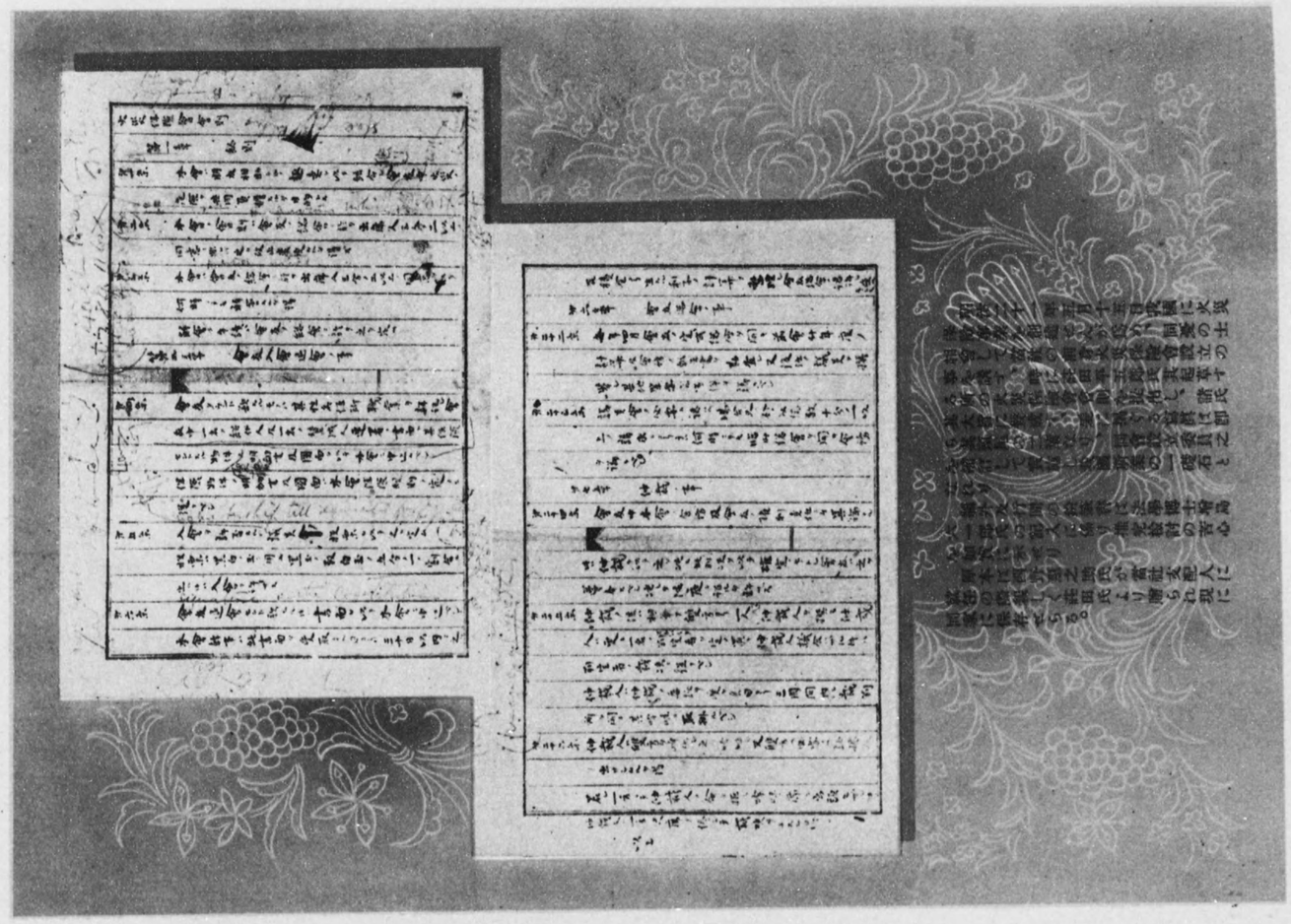

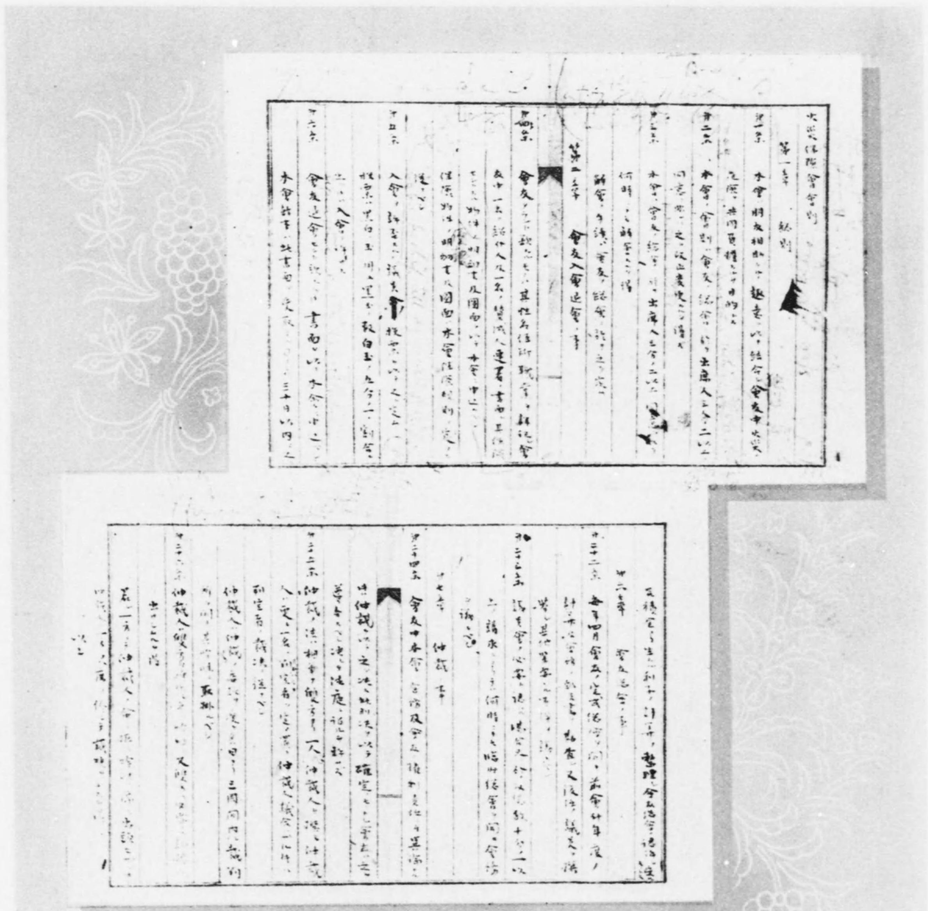

明治二十一年五月十五日我國に火災保險事業を創建せんが爲め、同憂の士相會して當社の前身火災保險會設立の事を議す、時に莊田平五郎氏其起草する所の火災保險會會則を提出し、諸氏其大旨に贊成す、爰に掲ぐる寫眞は卽ち其巻尾の二葉なり、同會設立委員之を補訂して實施し我國斯業の一礎石となれり

關外及行間の鉛筆書は法學博士增島六一郎氏の記入に係り推究檢討の苦心を如實に示せり

原本は西野惠之助氏が當社支配人に就任の際親しく莊田氏より贈られ現に同家に保存せらる。

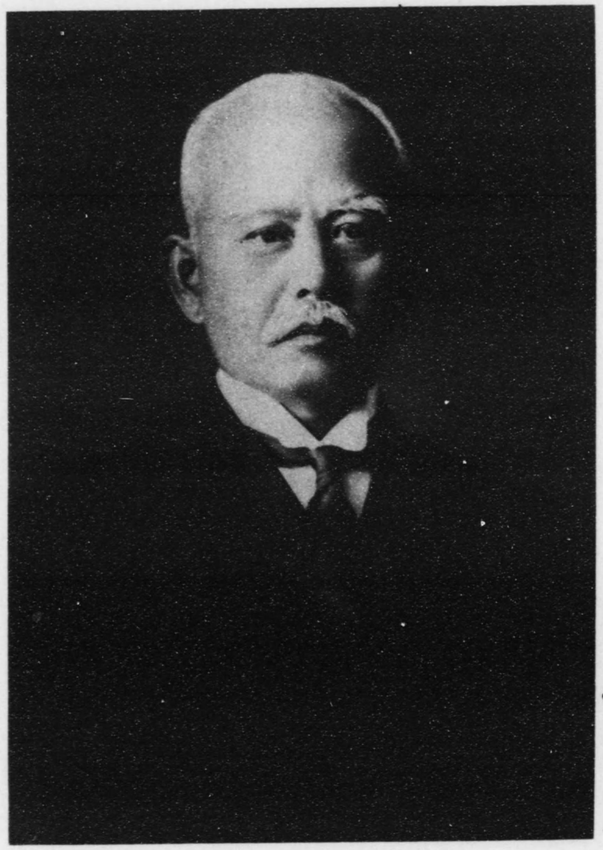

故阿部泰蔵氏
前取締役會長
會社創立委員
火災保險會設立委員

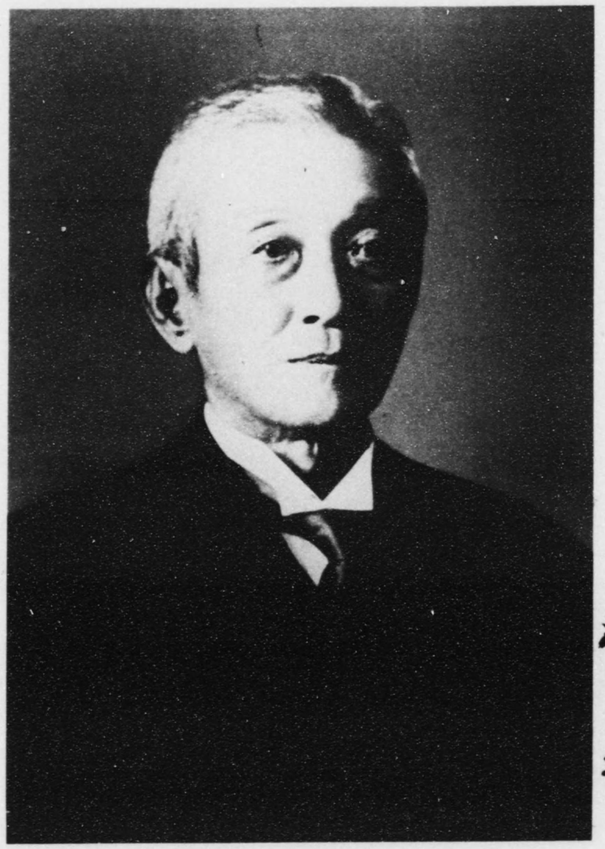

故莊田平五郎氏
前取締役
會社創立委員
火災保險會設立委員

末延道成

故末延道成氏
前取締役會長
社會創立委員
火災保險會設立委員

故小泉信吉氏
會社創立委員
火災保險會設立委員

增島六一郎氏
會社創立委員
火災保險會設立委員

元監査役
前取締役
故朝田又七氏

會社創立委員
前取締役
故益田克徳氏

前取締役
故三村君平氏

前取締役
故原錦吾氏

前取締役
木村林次郎氏

前取締役
平生釟三郎氏

前取締役會長
故 各務鎌吉氏

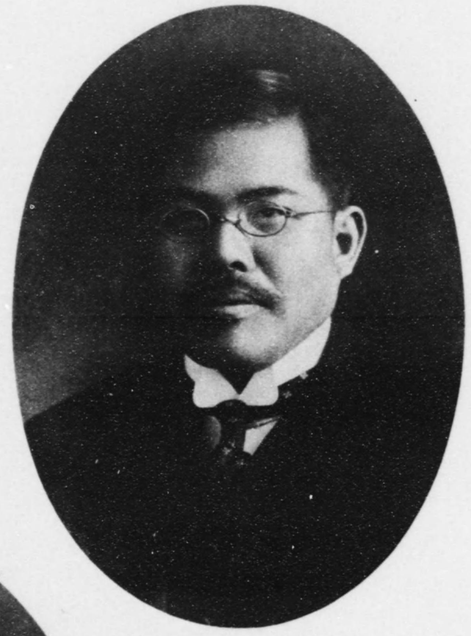

前專務取締役
故 木 澤 讓 治 氏

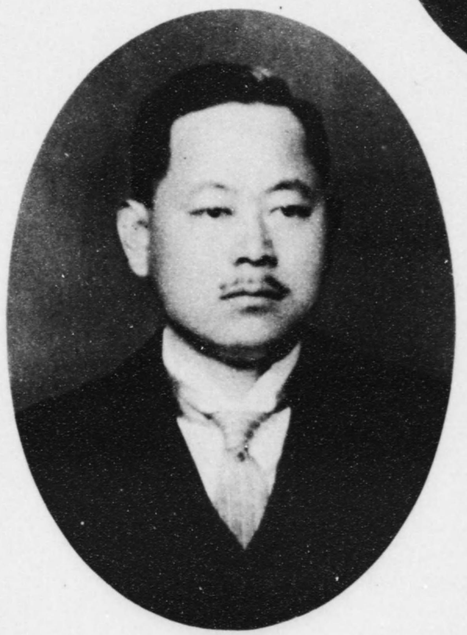

前常務取締役
故 高 木 馨 氏

前監査役
故高田小次郎氏

前監査役
故二橋元長氏

前監査役
故生島一徳氏

故草鄉清四郎氏
前監査役

故瓜生震氏
前監査役

故玉江文太郎氏
前監査役

故堀達氏
前監査役

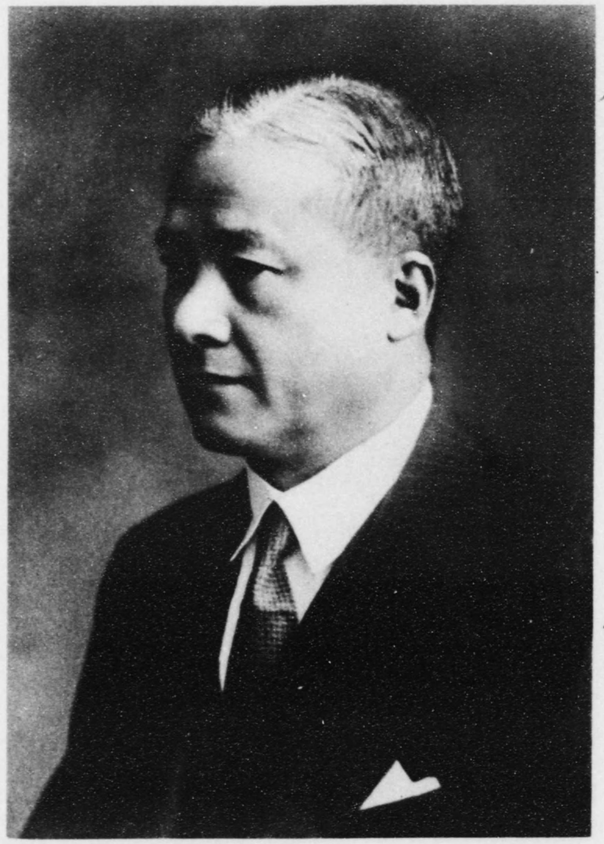

取締役社長
八卷連三氏

常務取締役
和田收藏氏

取締役
押本重平氏

取締役
鈴木祥枝氏

前監査役
取締役
永原伸雄氏

取締役
景山泉造氏

前監査役
取締役
加藤武男氏

取締役
堀内泰吉氏

取締役
鷲山俊蔵氏

監査役
小野十郎氏

監査役
谷井一作氏

明治火災保險株式會社五十年史

第一章　當社創立前の本邦火災保險業

火災保險が始めて我國に行はれたるは何時の頃であつたか、それについては確たる記錄が無いが、安政五年開港條約が締結せられ、翌六年運上所が開設せらるるや、輸入貨物と共に舶載し來つた事は略ぼ想察し得らるるところである。その文獻に現はれたるは、外字新聞に掲載された火災保險會社の廣告であつた。

文久元年十月二十一日（西暦一八六一年十一月二日即ち八十一年前）横濱に於て刊行の　ジャパン　ヘラルド The Japan Herald 第一號に掲載せられた「インペリアル火災保險會社」の廣告は其の最初のものであると思はれる。

（竹森一則氏「外國保險會社の渡來に就て」損害保險研究四ノ四）

Insurance

Imperial Fire Insurance Company.

The undersigned, having been appointed Agents for the above named Company at this Port, are prepared to grant Policies against Fire to the extent of £5,000 on Buildings, or on Goods stored therein.

Macpherson & Marshall.

Yokohama, 19th November, 1861.

慶應二年横濱運上所(關稅)に於て、借庫(保稅倉庫)設置につき、その收容貨物に對する火災保險を外國火災保險會社に契約せしめたことが、横濱稅關沿革に記述されてゐる。

安政六年運上所開始以降慶應二年に至る迄、稅關に倉庫なるものの設置なく、隨て輸入貨物は悉く關稅を納付して引取り、貨主各自の倉庫に藏置せざるを得ざる有樣にして、常に內外商賈の不便を訴ふる所なりき(中略)蓋し當時猶貿易の微々として貨物の僅少なりしを以て、政府に於ても倉庫設置の必要を感せざりしなり。然るに慶應二年に至り、英、佛、米、蘭の四ヶ國に對して改稅の擧あり、之れと同時に、各國公使は頻りに借庫設置を要求せしにより、時の政府は止むなく其要求を容れ、同年五月神奈川、長崎、函館の

三奉行に對し、借庫規則制定方を左の通り命令せり。

今般三港ニ於テ借庫規則取極方ノ儀其方共引受取扱英佛米蘭公使へ引合不都合無之樣可被取計候事

又同時に小栗上野介(外國事務係)より品川能登守(神奈川奉行)へ送りたる內談書に、

(前略) 借庫御取立可相成就ては差し向の處港々御役所又は波止場付御土藏堅固にて火災引受出來候ものに有之候歟又は外國人所有の土藏にても前同樣の見極有之候もの一時借受け借庫に充て輸入貨物陸揚の節右土藏へ無稅にて預かり右貨物火災受負(火災保險)は外國人の內望みのものへ申付右貨物賣拂候節運上目錄に照し稅銀爲差出 云々と

あり。

斯くて三港奉行は直に各國公使と借庫規則制定方に付き談判を開始し、同年五月十九日より實施に決したるを以て、各國領事へ神奈川奉行より左の如く通牒したり。

今般我外國事務執政ト英、佛、米、蘭、四箇國公使協議ノ上改稅約書爲取替候ニ付テハ當港へ「エンテルポット」(Entrepot)(借庫)取設クルニ付別紙ノ通リ規則(省略)治定ニ及ヒ則チ明十九日ヨリ施行スル間左ノ趣心得相達候

慶應二年五月十八日

再伸 長崎函館兩港ニ於テハ第十一月ヨリ施行ノ積此段爲心得相達候

拜具

是より先き借庫設置の內議あるや、當時橫濱運上所に借庫に供すべき一の倉庫なく、忽ち支障を感せし處、幸ひ當港駒形町蘭商「ハンデタック」所有に係る倉庫一棟賣却すべき由なるを以て、之が買收の儀を神奈川奉行より其筋へ經伺の上允許せられ、遂に同人より石藏壹箇所並に附屬家屋貳棟合せて洋銀壹萬七百九弗を以て購入し、借庫規則施行第一着の使用に充てたり。是を我稅關借庫設置の權輿なりとす。

茲に至く借庫規則施行の準備成り、遂に同年五月より之を實施せしが、翌六月に至り雇外人の建議により、借庫入貨物に對し火災保險を居留外國火災保險會社に受負はしむる事となり、其旨新聞紙を以て一般に廣告したり。

（明治大正保險史料第一卷第一編第六章「橫濱稅關沿革」）

借庫の收容貨物に對する火災保險契約につき、外國火災保險會社代理店は、我國人が不思議にも火氣に對する取扱が不謹愼なりとて、豫め英國領事を經て神奈川奉行との間に次の如き文書の交涉が行はれた。

第四十一號　五月二十五日出

千八百六十六年第七月七日　金川不列顚コンシュル館

數多のインシューレンス　コムペニー（荷物請負入社中）のエゼント等借庫中の取扱方に付

貴下より慥成報告を得ん事を余に希望するの書翰を余落手せり。

第一　火及燈火を嚴に右建物の內ゐ入間敷事

第二　右建物の內にて煙草を吸ふ事を嚴に禁すべきや

第三　荷物を請取或は引渡のため取極る時限の外は誰人にても借庫內に入れ間敷哉

右の廉々を規定となしそを嚴に取行はざれはダイレクトル（請負元方）等に申遣す事なくエゼント等の權を以て請負證書を出す事を彼等に免さざる事と余に於て思へり

右は當港外國商人等の爲に大切成事件にして火災を慥に請負ふため取行ふべきを要する右規定を設け且そを嚴に取行ふべき旨確證を右エゼント等に附與する事に貴國の方にて違存なかるべきと余の信ずる容易の事なり　謹言

不列顚コンシュル　エフ　ジ　マイビュルグ　手記

呈金川鎭臺　早川能登守殿

寅五月廿九日達ス

神奈川方　杉浦武三郎

能登守　御勘定方　伊藤岩一郎

筑後守　御目付方　高木喜久左衞門

英國コンシュル　宛

第四十一號の書に回答す　借庫中の規則に付來書の趣了解せり則左に確證す

第一　火及燈火を嚴に右建物の內ね入る間敷哉

此事嚴に禁すべし　但借庫の出納を司る我配下の者の居處は成丈火氣少なき樣に心付さすべしといへども火氣なしとはなし難し　此段爲念申入置候

第二　右の建物の內にて煙草を吸ふ事を嚴に禁すべきや

是れは建物の內而已ならず其庭先にても用ゆることを禁令すべし

第三　荷物を請取或は引渡のため取極る時限の外は誰人にても借庫內に入れ間敷哉

此事確證すべし

右之通りなれば其筋ね通達あらん事を欲す　謹言

慶應二年寅五月

河野築次郎
齋藤之通
宮本小一郎
安田次郎吉
渡瀨建一郎

早川能登守

神奈川奉行の右回答により火災保險會社代理店等は、火災保險の引受を承諾したるを以て、次の布告を新聞紙に掲載して一般に告知した。

布告第二號

於横濱運上所　千八百六十六年第七月二十七日

下名ノ運上所重役左件ノ報告ヲ得テ此書付ヲ商人等ニ布告ス

下名ノ者共ハ有名ノ己カ本家タル火災請負所ノ出店支配人タリ其家名ハ彼等ノ姓名ノ下ニ書記ス　彼等運上所借庫ニ納メル荷物ノ危難ヲ防キ而シテ第壹番ノ慥ナル庫トシテ最モ下直ノ請合賃（火災保險料）ニテ荷物ヲ請負フ事ニ決定セリ

瑞西　チャルルス　トーレル社中
ノルツ　ブリッチス　メルケンタイル　インシウランス　コムペニーノ
出店支配人

英　シー　エス　ホープ
ホンコン　フアイル　インシウランスノ出店支配人

英　ヒウス　ウキルゴス社中
ペニ　フアイル　オフキースノ出店支配人

英　ウキルキン　ロビンソン社中

ソン　ファイル　オフキースノ出店支配人

孛漏生グッチョー社中

ロンドン　インシウレンスノ出店支配人

英　ロスバルベル

ノルツ　インシウレンス組リーウルプール　ロンドン並ニゴローブ　イ

ンシウレンス出店支配人

運上所　重　役

前記社名及び代理店名を當時の外字新聞其他によつて還元してみると、恐らく次の如くであらうと思はれる。

Charles Thorel & Co.

North British and Mercantile Insurance Co.

C. S. Hope (?)

Hongkong Fire Insurance Co.

Hughes & Willgoss

Phoenix Fire Office

Wilkin Robinson

（竹森一則氏「外國保險會社の渡來上」「就て」損害保險研究第四卷第四號）

Sun Fire Office

Gutschow & Co.

London Insurance Co.

Ross Barber & Co.

Northern Insurance Co.

Liverpool and London and Globe Insurance Co.

前記の駒形町借庫は慶應二年十月二十日類燒し、外國人の所持の倉庫も過半燒落ちた。

西暦一八六六年十一月三十日（十一月三十日ハ十一月二十六日ノ誤ナラン）横濱居留地に大火あり約五十エーカーを烏有に歸し損害五十萬磅に達し火災保險は英本國會社約十六萬三千磅、在支那會社約七萬磅の損害があつた。

（Walford 保險百科辭典）

駒形町借庫の代りとして、英商バルネツト商會より倉庫を借入れ、火災保險會社は同倉庫に對して當時構造及び取締第一のものであることを保證した。

下名之火災請負社中出店處世話人等左件ヲ此書ニ證記ス第七拾貳番ノ居留地ニ在ルB、C記號ノ倉庫貳ケ處ハ當時第壹番請合候モノ也

ロスバルベル商會
ノルヴルン　リーウルブール　ゴローブノ國々火災請負人ノ出店世話人
マクフエルソン　マルセル商會
支那國竝イムペリオルノ火災請負社中ノ出店人世話役
アスプネルコルンス
クウキーン　ギユルメン竝コムメントユニオン社中ノ火災請負社中出店世話人
ウキルキン　ロビソン商會
ソム　フエイル　オフキース請負人出店世話人
ヒユス　ウイルゴス商會
ボエーン火災請負社中請負出店世話人
スキルツライス
ローアル火災請負社中出店世話人

當時外國火災保險は專ら外國人危險を對象として居留地內に行はれ、我國人とは沒交涉に置かれてあつた。

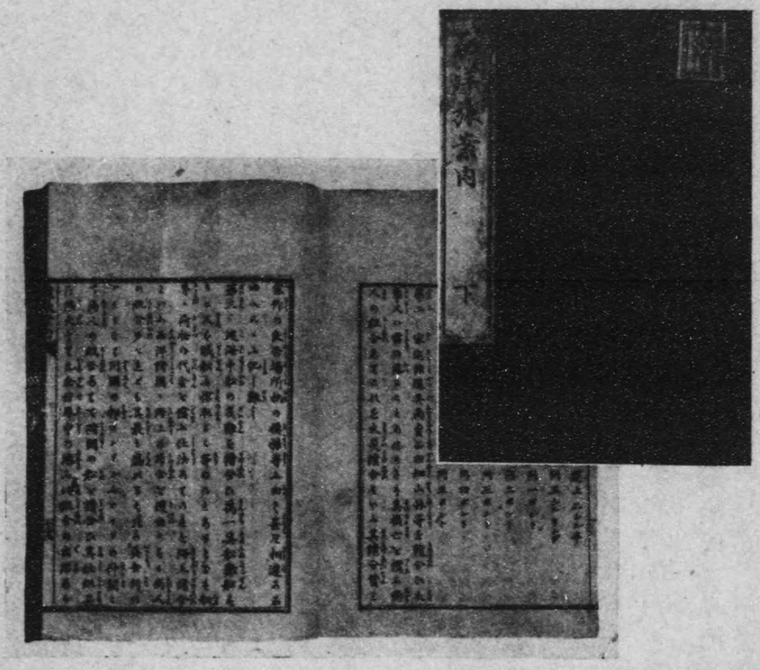

我國に廣く保險に關する知識を紹介したるは福澤諭吉先生著西洋旅案內（慶應二年十月發刊）を以て嚆矢とする。

西洋旅案內
附錄商法—災難請合の事インシュアランス

災難請合とは商人の組合ありて平生無事の時に人より割合の金を取り萬一其人へ災難あれば組合より大金を出して其損亡を救ふ仕法なり其大趣意は一人の災難を大勢に分ち僅かの金を棄て大難を遁るる譯にて（中略）若し又世間に火事難船多くして請負人は始終償金を出す計の樣にては損亡なれども斯く災難の續くこともなく丁度平均して双方よき樣に割合をなせり○災難の請合に三通りあり

第一、人の生涯を請合ふ事（略）
第二、家宅諸道具、商買品、田畑、山林等を請合ひ火事又は雷の落ることあるときは其損亡を償ふ商人の組合ありこれを火災請合といふ　其請合賃は家作の良否場所柄の模様等に由て甚だ相違あるゆゑここに記し難し
第三、渡海中船の災難請合ひ（略）

火災請合は Fire Insurance の譯語であることは說明を要せない。明治二年四月開板山東一郎編輯、新塾月誌第二號、海上請合證書の譯並に緒言に

災難請合、英語此れを　インシュレンスといふ、支那に譯して保險又は擔保と稱するもの是なり、此請合を別ちて英語　ファヤ、マリィン　といふ、卽ち火災、生活、海上の三つなり、支那に宅擔保、命擔保、船擔保或は火燭保險、海上保險と名づく

とあつて、「保險」の譯語が早く世に出てたるも未だ定譯となるに至らず、其他火災請負、火難請負、家宅保證、保險等が用ひられた。

明治十一年設立したる三菱商業學校は專門科目に「保險」を設けた。

三菱商業學校は神田區錦町三丁目に設立明治十一年春開校、豐川良平氏幹事として事實上の校主であつた。生徒には、大石正巳、山本達雄、松尾吉士、岩下清周、渡邊專次郎、田中常德、奥宮正親、各務幸一郎、武市利美、木村清四郎氏等後年の名士あり、男爵岩崎久彌氏も亦其の一人であつた。同校は十四年廢校した。

明治十二年五月十七日大藏省に火災保險取調掛を設け、同年八月一日東京海上保險會社が我國最初の保險會社として開業し、次で明治十四年七月九日明治生命保險會社が開業して「保險」の文字を用ひたるより Insurance の譯語は保險に一定することとなつた。

保險の文字は當初ホウケンと呼做されたものか阿部泰藏氏を始め其周圍の人々は常に此く發音してゐた。

是れより先き明治十一年四月十三日東京大學醫學部教師、兼大藏省御雇、獨逸人パウル　マイエツト氏（Dr. Paul Mayet）は、横濱東洋會社に於て行つた講演を取纏め、寺田勇吉氏飜譯して「日本家屋保險論」と題し、次の一文を付して要路者及有識階級の間に配布し甚大の反響を喚起した。

夫レ家屋保險ノ事タル方今貴國最大之要務ナルヲ以テ　僕茲ノゴロ試ニ日本家屋保險原案一編ヲ纂述セリ　庶希クハ以テ當局君子之參觀ニ補益アラン事ヲ　今謹テ其一部ヲ呈ス

清間之餘幸ニ高覽ヲ辱ウスルヲ得ハ光榮之レニ過キス

明治十一年　　パアウル　マエヨット

（法學博士森莊三郎氏日本家屋保險國營論）

マイエツト氏は、明治八年頃「御雇外人」の一人として來朝したるものの如くであるが、それより明治二十六年六月歸國するまで、東京帝大醫學部教授、大藏省顧問、太政官會計部顧問、驛遞局及び遞信省顧問、第一高等中學校教授、農商務省調役等の職に歷任した。

マイエツトの著述は今日まで知られた所のみで十數種に及んでゐる。

一、地租輕減の說　二、日本家屋保險論　三、地租補充資金法案　四、日本公債辨　五、日本火災保險論　六、日本土地抵當貸借所創立方案　七、府縣銀行の幇助を以て地方の財政を整理するの策及び北海道植民策　八、經濟論　九、教育家必携驛遞局學校貯金法　十、日本饑饉論　十一、農業保險論　十二、日本海難救助法　十三、災害救濟論　十四、日本人口統計論　十五、日本農民の疲弊及其救治策

（土屋喬雄氏「パウル・マイエツトについて」損害保險研究四卷二號）

當社取締役阿部泰藏氏は、我國火災保險事業の起源につきて次の如く述べてゐる。

明治十一年大隈重信氏が參議兼大藏卿たりし時、政府顧問獨逸人パウル　マイエツト氏火災保險の我國經濟の振興に必要なる所以を大隈氏に說き、大隈

氏之を容れて十二年大藏省に火災保險取調掛を設け、我國商工經濟の振作を謀るには

第一、資本を集聚するを以て急務とす。

第二、資本を集聚し商工業の發達を助長するには、人をして資本投下に安心せしめざるべからず。

第三、故に法律の完備を計ると共に、豫め不慮の變災に備ふるの機關を設けざるべからず。

第四、社會の起業心發達せざるの時に當りては、危險にして且困難なる火災保險業の如きは民業の能くする所にあらず、必ずや官設事業たらしめざるべからず。

第五、保險料を低廉にし斯業を全國に普及せしむるには、須く强制法に依らざるべからず。

との主旨を以て大隈大藏卿自ら委員長となり、マイエツト氏及び大藏省書記官平田東助、內務少輔品川彌二郎、東京府知事松田道之、東京府書記官千田貞曉、中警視石井邦猷の諸氏を委員と爲し、之に關する諸法案を調査せしめら

れたり。既にして大隈氏參議に專任し、佐野常民氏大藏卿に任せられ、代りて委員長となり、十四年に至り諸般の調査結了して之を太政官に稟議せり。其要旨に曰く

第一、我國に强制火災保險を設くべし。

第二、火災保險に由り漸次家屋の改良を計るべし。

第三、建築條例を設けて家屋建築の制限を立て危險の程度を低減すべし。

第四、河川又は障壁等の防火線を設けて延燒の害を除くべし。

第五、完全なる消防方法を設くべし。

然るに時の參事院は强制法を不可なりとして其議を否決し、大隈參議も亦政府を去り、終に十五年五月太政官は卽今詮議に及び難き旨を指令せり。（明治商工史「火災保險業」阿部泰藏氏談）

參事院が家屋保險法を不可なりとして太政大臣に上申したる報告書は次の通りであつた。

家屋保險法審査報告書

別紙　內務、大藏兩卿各上申家屋保險法設置方の件、審査する處左の如し。

第一號

大藏卿稟議の主旨は、本邦火災の殘酷なる、其損害の莫大なる、世界中蓋し其比を見ざらん、依て家屋保險法を制定し、其設置方法は先づ東京十五區、京都二區、大阪四區、神奈川縣下橫濱神奈川町靑木町、兵庫縣下神戸等に施し、漸次他の地方に相及ぼすの目的にあり。然れども之を施行するの當初は、賦金徵收額も僅少なるに付、行務の經費並保險補助金貸與資本として、凡そ金百萬圓を漸次國庫より繰替、後日收入したる賦金より返納の積にて着手相成度との事。

第二號

內務卿意見の摘要

家屋保險制定方に付、大藏卿の稟議に左祖せざる所以のものは別に所見のあるあり、曰く、十一年三新法創定以來、十三年備荒儲蓄法、竝同年第四十八號布告等の如き、人民に於ても聊か物議なきにあらず、況んや方今政府の主義とする處は、專ら自治獨立の精神を揮揮せしむるにあるに於てをや。彼の家屋保險の必要なるは論を俟たざれども、官より之を着手するにあらずして、更に三府其他の都會に於て企望する人民を誘導して之を設置せしめ、而して政府は只之れが保護を爲すに止むと云ふにあり。

前兩條の趣旨を審按するに、家屋保險の如きは民財を保護し、富安を助け、人民の利益となることは實に國家必要の事業にして、前途の大計上より之を論ずれば、官に於て着手するも敢て不可なきが如しと雖も、要するに方今國費多端、財政上非常困難の場合に

際し、一事業の爲め百萬圓の費用を御支出相成候義は甚だ容易ならざるなり　且地方人民に於ても地方稅或は協議費等の如き　漸次諸般の費用を增加し多少の疲弊を來し候情狀なきにあらざる時に當り、政府如此重大の事業を興し、人民をして之に從はしむるに至りては終に國家の盛衰にも影響すべし、是れ深謀遠慮せずんばあるべからざるものなり。今第二號內務卿意見の如く、三府其他の都會、富民輻輳の場所に於て、企望のものをして該條例規則を設け漸次着手せしむるに於ては、其成功の永遠に涉るも却て人民の便利となり、又政府も費用を出すの煩なく、只之が保護を爲すに止められ候方官民の兩便と視認せり。

右に由り指令案左の通にて可然哉、上申候也

大藏省へ指令案

上申の趣は卽今難及詮議候事

內務省へ通牒

例文

參事院議長　伊藤博文代理

參議　井上馨

明治十五年一月二十五日

太政大臣　三條實美殿

（法學博士森莊三郎氏日本家屋保險國營論）

家屋保險法案は、獨逸國に行はれた國營强制方法に據りたるものなれども、國情、民俗、建築等の相違を考慮して適應性の發現に多大の苦心が費された。左記摘錄の數條は最も特色あるものであつた。

第一條　中央家屋保險局を置き家屋保險の事を統轄せしむ

註　國營保險であること

第二條　家屋保險局は左の災害を保險す

(甲)　出火、爆發及び消防に由て生ずる損害（火災保險）

(乙)　洪水、暴風雨、落雷、地震、噴火、土崩及び雪崩（天災保險）

落雷、地震及び噴火に因て生ずる火害は其火元たると類燒たるとに拘らず總て天災を以て處分するものとす

但戰爭又は一揆等に由て生ずる火災並損害は之を保險せず

火災保險は此條例に於て保險部外とし又は所有主の請願に據て保險する家屋及び附屬具を除く外總て之を受くべき義務あるものとしふものとす

註　火災保險のみならず種々なる天災に對する保險を含み、保險部外（特定の例外）を除き總ての建物は火災保險を受くる義務あるものとし、天災保險は任意とした。

第三條　保險局は家屋所有主をして年々一定の賦金を納めしめ其保險したる損害に會し

て定規の補助金を貸與すべし

註　賦金は保險料に當り、補助金は保險金に相當す、卽ち損害ありたるときは保險金を貸與する仕組であつた

第十條　凡て內國人の所有に屬し保險施行の區內にある家屋は如何の場合に於ても外國の保險を受くるを得ざるものとす

第十一條　若し前條の禁令に違背する者ありて發覺するときは燒失前なれば保險金五分の一に當る罰金を課し燒失後なれば保險局より與ふべき保險金は勿論他の保險會社より受くべき保險金をも沒收すべし

註　外國保險會社との火災保險契約を嚴禁したる所以である

第三十八條　保險補助金は保險局より之を受領すべき權理あるものに無利息にて貸與し元金百分の四の年賦高を以て二十五年間に償還せしむるものとす

此年賦金を停滯なく上納せしむる爲左の種類及び割合の抵當を出さしむ

第一　地面

右は保險補助金の五割に當る金高を出さしむ

第二　公債證書

右は其利子を以て年賦金を償ふに足るだけの金額を出さしむ

右抵當は二種を合せて差出すことを得べし

又抵當金高の割合によりては前以て年賦金の一部を第四十七條の返納金計算表に從て

現金にて一時に返納するを得べし

註　罹災者には補助金を無利子にて貸付け二十五年間百回に分ちて償還せしめ、しかも其の年賦金に擔保を提供せしめるものであつた

先に述べたる如く火災保險最初の計畫は一旦水泡に歸したれども、委員の一人たりし松田東京府知事は深く之を惜み、縱令ひ全國に普及すること能はざるも東京府下に之を實施せんと欲し、屬僚に命じて其調査に從事せしめたるも事成るに及ばずして同氏は不歸の客となり、竟に成立の望なきに至れり。然るに明治二十年松田氏の姻戚、舊鳥取藩老鵜殿長氏等の首唱に依り、松田氏等の計畫を襲用し、資本金二十萬圓を以て私立會社を創設して火災保險業を經營せんと欲し、同年七月二十三日東京府廳の允可を得、二十一年十月に至り有限責任東京火災保險會社と稱し、東京市京橋區銀座に於て營業を開始せり。

（明治商工史、「火災保險業」阿部泰藏氏述）

東京火災保險會社は明治二十一年十月一日を以て開業した。而して我社の前身たる火災保險會も亦此日を以て成立したのであつた。最も古き兩社が日を同くし

て呱々の聲をあげたことは、單に偶然の事實といふには餘りに不可思議にして、我國火災保險事業發祥の吉日として特に選ばれたるものとしか思はれぬのである。

第二章　火災保險會

第一　火災保險會の設立

家屋保險法案は時運非にして其實施を見るに至らなかつたが、朝野の間には火災保險が經濟機構の不可缺要素たることが深く認識せられ、產業發展上其の創設を以て喫緊の急務とせられた

明治生命保險會社は其の關係者に實業界に於ける多數の新知識を抱擁してゐた。此等の先覺者は夙に火災保險事業の必要を痛感して其研究を息らざりしが、我國の市街が木造建築によりて構成せられ、消防設備未だ整はず、大火危險に暴露せられて歐米のそれと同日に論し得ざるのみならず、危險測定の基礎たる火災統計資料が全く存在せざりしを以て、斯業が果して我國に於て成立し得るやは頗る疑問に屬し、其遂行は一大難事であるとせられてゐた。

然しながら、時代の要求に對し漫然袖手傍觀すべきに非ずとして、明治二十一

年同憂の士相諮り、相互の火災保險を共同負擔し兼ねて火災保險經營の實驗を積み、將來一大火災保險會社設立の基を開く目的を以て會員組織の一種の組合を結成した。是れが實に我社の前身たる「火災保險會」であつた。

當社保存の「火災保險會記錄」には本會設立の趣旨及び二年餘に亙る會務一切が記錄されてゐる。

明治二十一年五月十五日午後三時、東京市日本橋區南茅場町二十番地、明治生命保險會社ニ於テ火災保險會設立ノ事ヲ議セン爲メ初テ集會ヲ開ク、來會者左ノ如シ

川田小一郎　莊田平五郎　增島六一郎　末延道成　小泉信吉
阿部泰藏　淺田正文　肥田昭作　二橋元長　萩友五郎
藤本壽吉

來會ヲ約セシモ事故アリ缺席セシ者左ノ如シ

加藤正義　近藤廉平

莊田平五郎氏其起草スル所ノ火災保險會規則一部ヲ提出ス。其大旨ハ火災保

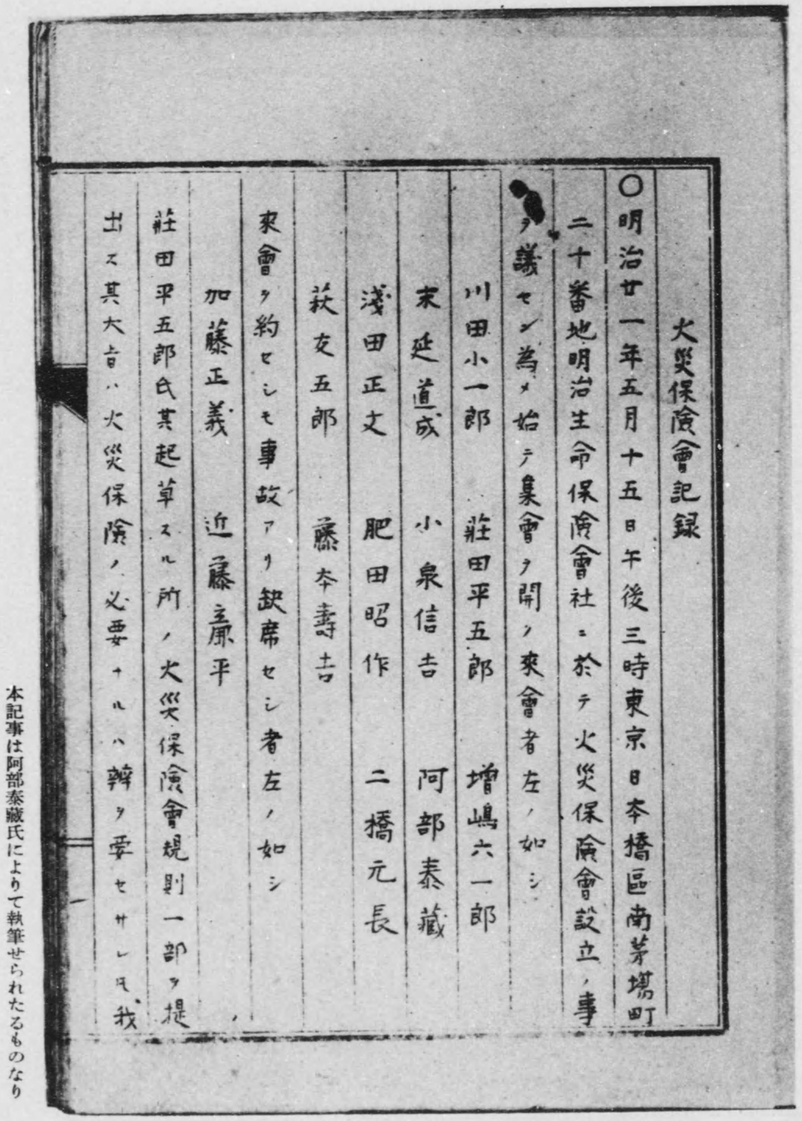

火災保險會記錄

○明治廿一年五月十五日午後三時東京日本橋區南茅場町二十番地明治生命保險會社ニ於テ火災保險會設立ノ事ヲ議セン爲メ始テ集會ヲ開ノ來會者左ノ如シ

川田小一郎　莊田平五郎　增嶋六一郎
末延道成　小泉信吉　阿部泰藏
淺田正文　肥田昭作　二橋元長
萩友五郎　藤本壽吉

來會ヲ約セシモ事故アリ缺席セシ者左ノ如シ

加藤正義　近藤廉平

莊田平五郎氏其起草スル所ノ火災保險會規則一部ヲ提出又其大旨ハ火災保險ノ必要ナルハ論ヲ要セサレモ我

本記事は阿部泰藏氏によりて執筆せられたるものなり

て幾分か損害の高を減じたるならんと雖も大豆麥等の畑物は流失せしも多からんとのよおりと同地より報あり

○火災保險會　今度萩友五郎、川田小一郎、加藤正義、吉川泰二郎、増島六一郎、二橋元長、藤本壽吉、小泉信吉、近藤廉平、阿部泰藏、淺田正文、莊田平五郎、肥田昭作、末延道成等の諸氏が發起にて火災保險會と云へるを設立したるが同會は建物の構造場處の模樣等に依り危險の多少に應じて百分の二より四に至る保險料を徴集し務て同會の安全を謀るの見込にて同會の性質たる元と營利の爲めに非ず其の領收する保險料は火災の損失を償ひ事務取扱の費用を支拂ふて餘りあれば之を積置き終には會友の有に歸するものなれば保險料の割合は深く意に介するに足らざるべく畢竟同會の保險料は悉皆保險の代價として領收するものにあらずして意外の大災あるに非ざれば其幾分は保險料として費消するも其幾分は會友の貯蓄となるべき見込なりと又た事務所は當分の間日本橋區南茅場町二十番地明治生命保險會社の内に置き阿部泰藏氏に幹事の任を託したりと

○撰擧會破毀の請願　兼ても記したる石川縣金澤區縣會議員撰擧會に對せる不服に就ては愈よ奥村親明氏より破毀の請願を内務大臣へ提出する由にて氏は目下同意者を求め居る趣きなるが氏の意見は本年

明治二十一年十月十二日發刊　毎日新聞

險ノ必要ナルハ辯ヲ要セサレトモ、我國ニ於テハ火災ノ統計未タ明カナラサルニ因リ、營利ノ事業トシテ火災保險ヲ企ツルモ之ニ應スル資本家ヲ得ル事難ク、營業ノ安全ヲ計リテ保險料ノ割合ヲ高クスレハ保險ヲ爲ス者無カルヘシ。故ニ共濟ノ主義ニ本キ一ク盟會ヲ組織シ、保險料ヲ以テ火災ノ損失ト會費トヲ支辨シ、猶剩餘アレハ各會友ノ貯蓄金トスルニ在リ、本日來會ノ諸氏其大旨ヲ贊成シ、更ニ細目ヲ議定修正スル爲メ委員五名ヲ選ム、中選者左ノ如シ。

莊田平五郎　増島六一郎　小泉信吉　末延道成　阿部泰藏

九月十八日午後五時ヨリ麻布區材木町五十五番地増島六一郎氏ノ宅ニ於テ前記五名ノ委員集會シ、火災保險會會則及ヒ保險規則ヲ議定ス。

同月二十八日、南茅場町二十番地、明治生命保險會社ニ於テ午後四時半ヨリ集會ヲ開ク、來會者左ノ如シ。

莊田平五郎　増島六一郎　吉川泰二郎　末延道成　藤本壽吉

阿部泰藏

委員ヨリ提出セル會則並ニ保險規則ヲ確定シ、之ヲ印刷シテ知友ニ頒布スル

事ヲ議決ス

十月一日ヨリ明治生命保險會社ノ内ニ火災保險事務所ヲ置ク事ヲ議決ス、

阿部泰藏氏ヲ以テ火災保險會幹事ト定ム。

（火災保險會記錄）

火災保險會ハ五月十五日の第一回集會以來玆に至つて結實を見た　仍て會則及規則に左記設立案内狀を添へて、廣く知友間に配布して加盟を求めた。

拜啓、今回小生共別册ノ通リ火災保險會會則並ニ保險規則ヲ定メ、會友間火災ノ危險ヲ共同負擔スルノ事ヲ企テ候ニ付、何卒御贊成被成下候樣奉希候。

火災保險ノ必要ナルハ、數年前ヨリ之ヲ談論スル人不少候へ共、今日ニ至ルマテ未タ其擧アラサルハ他ナシ、只火災ノ統計未タ明ナラスシテ適當ノ保險料ヲ定ムルノ難キニ由ル事ト思考致候、稀ニ橫濱ノ外國火災保險會社代理店ニテ我東京、橫濱等ノ火災ヲ保險致候ニハ通常ノ住宅ニテ保險金ノ百分ノ三、卽チ保險金百圓ニ付三圓以上ノ保險料ヲ徵收スル由承及ヒ候。我火災保險會ニ於テハ、建物ノ構造、場處ノ模

樣等ニ依リ、危險ノ多少ニ應シテ百分ノ二ヨリ四ニ至ル保險料ヲ徵集シ、務テ本會ノ安全ヲ謀ルノ見込ニ有之候へ共、元來本會ノ性質ハ營利ノ爲ニ非ス、本會ニ領收スル保險料ハ火災ノ損失ヲ償ヒ事務取扱ノ費用ヲ仕拂フテ餘リアレハ之ヲ本會ニ積置キ、終ニハ會友ノ有ニ歸スルヲ以テ保險料ノ割合ハ深ク意ニ介スルニ足ラサルヘキ乎、畢竟本會ノ保險料ハ悉皆保險ノ代償トシテ領收スルモノニハ無之、意外ノ大災アルニ非サレハ其幾分ハ保險金トシテ消費スルモ、其幾分ハ會友ノ貯蓄ト相成候見込ニ付、會則起草ノ時ニ當リ、保險料ノ文字ハ不當ナリトノ說モ有之候へ共、之ニ代フヘキ名稱ヲ見出シ不申候間、姑ク保險料ノ文字ヲ借用セシニ過キス候。故ニ此方法ニ從ヘハ、會友ニ於テハ過多ノ保險料ヲ出スノ不利ナク、本會ノ全體ニ於テハ過重ノ責任ヲ負フノ恐ナク、統計ノ明ラカナラサル今日ニ當テ、火災保險ノ端緖ヲ開クニ最モ便宜ト存候。本會ノ經費ヲ可成丈ケ節減致候爲メ、事務所ハ當分ノ間東京日本橋區南茅場町二十番地、明治生命保險會社ノ内ニ置キ、阿部泰藏氏ニ幹事ノ任ヲ托シ申候。

本會諸般ノ用意相整候ニ付、本月初旬ヨリ追々保險契約取結居候間、本會ヲ賛成シテ御加盟相成候ハヽ、其旨御通知次第入會申込書並ニ火災保險申込書用紙差出可申候。謹言

明治二十一年十月

萩友五郎
川田小一郎
加藤正義
吉川泰二郎
増島六一郎
二橋元長
藤本壽吉
小泉信吉
近藤廉平
阿部泰蔵
淺田正文
荘田平五郎
肥田昭作
末延道成

保險の人事に必要なるは辯を要せず、海上及び生命の危險は本邦既に之を保險する會社あれども未だ火災を保險するもののあらざるは予輩の遺憾とする所なり。夫れ海上及び生命の危險は其の統計を得るに難からざれば其起業亦太だ難からず、火災の危險に至ては其の統計を得るの方便なく隨て保險料の目安を定むるを得ず、今試に歐米の經驗を採り之を斟酌して實際に適用せんと欲するも、各國其の建物の品質、構造、人民生活の方法、商品の種類等一も其權衡を同ふするものなく、比較の標準を得る能はず、左れば强て此業を企てんには數百萬圓の資本を備へ歐米保險の割合に幾倍するの保險料を課し、十數年間の日月を閲し漸く其の經驗を積で而して後始めて火災危險の割合を自得するの外なかるべし。然れども斯くの如き冒險事業に應ずるの資本家を得るは極めて難く、又斯くの如き高價の保險料を拂ふの被保人なかるべし、到底商業上の目的を以て此事業を經營せんと欲するも頓に其の成功を期すべからず、さりとて予輩は其起業の至難なるの故を以て其便益をも併せて拋擲するに忍びず、其要亦目下に迫るを以て勇進此大業を成すを期し、先づ朋友相結で一の盟會を組織し全く營利の事業と區別して朋友火災の危險を共擔し、其患を分ち其情義を全ふし、以て目下の急に應じ兼て他日一大火災保險事業の基礎を建てんと欲す。同感諸友の贊成を得ば幸甚。

火災保險會會則

第一章　總　則

第一條　本會ハ朋友相助クルノ主意ヲ以テ結合シ獨リ會友中ノ火災危險ヲ共同負擔スルヲ目的ト爲ス

第二條　本會ヲ火災保險會ト稱シ事務所ヲ東京ニ置ク　但シ議員會ノ決議ニ依リ其位置ヲ定メ又之ヲ改ム

第三條　本會ノ火災保險ヲナスハ會員所有ノ家屋倉庫商品ニ限ル　但シ其他人ニ貸付ノ借家及借家賃ハ保險セサルコトアルヘシ

第四條　本會ノ會則ハ會友ノ總會ニ於テ出席人三分ノ二以上ノ同意ニ非レハ之ヲ改正變更スルヲ得ス

第五條　本會ハ會友ノ總會ニ於テ出席人三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ解會スルヲ得　但シ解會ノ手續ハ同總會ニテ之ヲ定ムルモノトス

第六條　本會ノ保險規則ハ會則ノ趣意ニ戻ラサル限リハ事務ノ實況ト便宜ヲ計リ

議員會ノ議決ヲ以テ之ヲ改正變更スル事ヲ得ルモノニシテ右ハ會友ニ於テ異議ナク之ヲ遵守スヘキモノトス　但シ其改正變更ハ時々之ヲ會友ニ報知スヘシ

第七條　右ノ改正變更シタル保險規則ハ既往ノ保險契約ニ遡リテ適用スルヲ得サルモノトス

第二章　會友入會退會ノ事

第八條　會友タラント欲スル者ハ其姓名住所職業ヲ詳記シ會友中紹介人一名及ヒ贊成人一名ノ連署シタル書面ト其保險セントスル物件ノ價額模樣明細書及ヒ圖面ヲ以テ本會ニ申込ムヘシ　但シ明細書及ヒ圖面ハ保險規則ノ式ニ隨フヘシ

第九條　入會ヲ許否スルハ議員ノ投票ヲ以テ之ヲ定ム　但シ投票黑玉ノ數白玉五分ノ一ノ割合ニ上ル時ハ入會ヲ許サス

第十條　會友ノ資格ハ其所有ノ物件ヲ保險スルニ基クモノナレハ第九條ノ投票ニ依リ入會ヲ許サルルモ保險規則に隨ヒ保險料ヲ納メ入會ノ手續ヲ了ルニ非レハ其權利義務生セサルモノトス

第十一條　會社或ハ組合ヲ代表スル者ハ其受托ノ物件ヲ保險スル爲メ會友タル事

ヲ得ヘシト雖モ尙其所有ノ物件ヲ保險スルカ爲メニスルト同樣前諸條ノ手續ニ依リ代表者タルヲ通知シ入會ノ許可ヲ得ヘキモノトス　但シ議員會ノ見込ニ依リ其代表スル會社或ハ組合ヲシテ相當ノ保證ヲ立テ證明ヲナサシムル事アルヘシ

第十二條　商人ニシテ其商品ヲ保險セントスル者ノ爲メニハ豫メ前諸條ノ手續ヲ經テ會友タラシメ置キ各商品保險ノ都度其保險ノ手續ヲ盡スニ止マルノ便ヲ與フヘシ

第十三條　退會セント欲スル會友ハ書面ヲ以テ之ヲ申込ムヘシ　本會幹事ハ此書面ヲ受取タル日ヨリ三十日以內ニ之ヲ議員會ニ報告シ本會ノ記錄ニ登錄シ其會友タルノ權利義務ヲ解キ退會ノ手續ヲ終ルモノトス　退會ノ申込アルモ未タ右ノ手續ヲ終ラサル間ハ其火災損失分擔ノ權利義務依然存スルモノトス　但シ三十日ヲ過キ幹事退會ノ手續ヲ爲ササルトキハ三十日限ニテ會友タルノ權利義務消滅スルモノトス

第三章　會友ノ權利義務

第十四條　會友ノ所爲本會ニ不利ナリト認メタル場合ニ於テハ會友ノ總會出席人三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ其會友ヲ除名スルヲ得　但シ此場合ニ於テ其理由ヲ本人ニ示スヲ要セス

第十五條　會友身代限ノ裁判ヲ受ケ又ハ刑事ノ裁判ニ於テ有罪トナルトキハ卽時ニ會友ノ權利義務ハ之ヲ他人ニ移ス事ヲ得ス

第十六條　會友ノ保險契約ニ關スル權利義務及ヒ保險契約ハ其相續人若クハ遺產處分人ニ移ルモノトス　但シ議員會ノ見込ニヨリ保險契約ヲ繼續セサル事アルヘシ

第十七條　死亡シタル會友ノ權利義務及ヒ保險契約ハ其相續人若クハ遺產處分人ニ移ルモノトス　但シ議員會ノ見込ニヨリ保險契約ヲ繼續セサル事アルヘシ

第十八條　會友他ニ火災保險ノ契約ヲ爲サントスルトキハ本會ノ承諾ヲ受クヘシ本會ハ之ヲ不利益ト認ムレハ本會ノ保險契約ヲ解ク事アルヘシ

第十九條　會友退會除名其他ノ事故ニ因テ保險期限中ニ保險契約ヲ解ク場合ニハ日數ニ割合ヒ保險料ヲ拂戻スモノトス

第二十條　會友ノ年々本會ニ納ムル保險料ノ總額ヲ以テ火災ノ損失及ヒ本會ノ經費ヲ仕拂フニ不足スルトキハ各會友ハ其時各自保險ノ金額ヲ限リトシ之ヲ分擔補償スルノ責ニ任ス

第二十一條　每年本會ノ收納シタル保險料ヨリ火災ノ損失及ヒ本會ノ經費ヲ仕拂ヒタル殘金ハ各會友ノ積立金トナシ損失分擔補償ノ準備トナスヘシ　但シ此積立金各會友責任ノ高ニ滿ル迄ハ議員會ノ見込ニ依リ會友ヲシテ其責任ヲ保證スル抵當品ヲ差出サシムル事アルヘシ

第二十二條　此積立金ハ確實且安全ナリト看做スヘキ方法ノ內議員會ノ指定ニ依リ之ヲ保護シ之ヨリ生スル利息金ハ各會友ノ積立金高ニ割合ヒ積立金ニ加算スヘシ

第二十三條　此積立金ハ各會友保險ノ金高ニ滿ツルヲ限リトシ其金高以上ノ分ハ本會ニ之ヲ預ケ置クモ又引出スモ其自由ニ任スヘシ

第二十四條　會友退會シ又ハ除名セラルルトキハ其積立金ヲ返附スヘシ

第二十五條　會友ハ何時ニテモ無料ニテ本會ノ會則、保險規則及ヒ改正規則ノ謄本ヲ受クルヲ得ヘシ

第四章　保險物件及ヒ危險ノ事

第二十六條　保險金額ハ物件價額三分ノ二ヲ超ユヘカラス　但シ商品ノ保險金額

ハ議員會ノ見込ニ依ル

第二十七條　左ノ場合ニ於テ本會ハ火災ノ損失ヲ辨償スヘシ

一、通常ノ火災、地震、大風、電氣及ヒ瓦斯ノ爆發ヨリ生スル火災

第二十八條　本會保險ノ物件全燒ニ至ラス小部ノ損失毀害ニ止マルトキハ保險金額ノ割合ニ應シ辨償スヘシ

第二十九條　左ノ場合ニ於テハ本會ハ火災ノ損失ヲ辨償セス

一、法律ニ背キタル所爲ニ基クカ又ハ消防ノ爲メ設ケタル規則ヲ犯シタルヨリ生スル場合

一、保險物件ノ性質ニテ自然ニ火ヲ釀シタル場合

一、內亂、外患、一揆徒黨、叛逆又ハ物件所在ノ地ニ於テ開戰ノ公告又ハ戒嚴令ノ施行アリタルヨリ生スル場合

一、保險金ヲ得ン爲メ故意ニ放火シタル場合

一、第三十條ニ背キタルヨリ生スル場合

第三十條　保險ノ家屋倉庫內ニ又ハ保險ノ物件ニ接近シテ三斤ヨリ多キ火藥又ハダイナマイトヲ置ク事ヲ禁ス

但シ此場合ニ於テ其性質ヲ知ラサリシトテ本條ノ制限ヲ免カルル事ヲ得ス

第五章　役員並ニ其職掌ノ事

第三十一條　會友ノ總會ニ於テ會友中ヨリ三十名ノ議員ヲ選擧シ全會友ニ代リテ會務ヲ議定セシム　但シ會友五十名ニ滿ツル迄ハ全會友ヲ以テ議員トス

第三十二條　議員ノ任期ハ一ケ年トス退任ノ議員再選セラルルヲ得　但シ任期中議員ニ缺員アルトキハ議員會ニ於テ補缺員ヲ選擧スルヲ得

第三十三條　議員ハ同僚中ヨリ會長一人、副會長一人ヲ推選スヘシ會長ハ議員會及ヒ會友總會ニ於テ其會長タルヘシ副會長ハ會長事故アルトキ之ヲ代理スヘシ

第三十四條　議員會ノ決議ヲ以テ幹事ヲ擇ミ本會ノ事務取扱ヲ委托スヘシ幹事ノ任ハ會友外ノ一個人又ハ一會社ニ委托スルモ妨ナシ幹事ノ報酬ハ議員會之ヲ定ム

第三十五條　議員會ハ毎月一回以上集會ヲ開キ會務ヲ議定スヘシ出席ノ議員六名ニ充タサルトキハ開會スルヲ得ス

第三十六條　議員會ハ保險規則ヲ定メ保險物件ノ價額ヲ評定シ保險契約ノ許否及

ヒ其保險料ヲ定メ其他臨時ニ發生スル事件ヲ議定シ又此ノ會則ニ基キ會務ノ諸規則ヲ定ムルヲ得

第三十七條　幹事ハ會則、保險規則及ヒ會友總會並ニ議員會ノ決議ニ從ヒ全般ノ會務ヲ處理シ會友及ヒ會友外ト文書ノ往復ヲナシ本會ノ記錄、勘定帳簿ヲ整理シ會友總會及ヒ議員會ノ議事錄ヲ作ルヘシ

第六章　會計ノ事

第三十八條　本會ノ會計年度ハ四月一日ヨリ次年ノ三月三十一日迄ノ一週年トス

第三十九條　每年三月三十一日ヲ限リ前一ケ年間ノ收入損失及ヒ經費ノ計算ヲ整理シ會友總會ノ認許ヲ受クルモノトス

第七章　會友總會ノ事

第四十條　每年四月會友定期總會ヲ開キ前會計年度ノ計算及ヒ會務ノ報告書ヲ勘查シ又後任ノ議員ヲ選擧ス　但シ其他ノ議事ニ渉ルヲ許サス

第四十一條　議員會ノ必要ト認ムル場合又ハ會友總數十分ノ一以上ノ請求ニ依リ

テ臨時總會ヲ開クヲ得　但シ少クモ二週間以前其臨時會ニ於テ議スヘキ事項ヲ報告スヘシ

第八章　仲裁ノ事

第四十二條　會友間或ハ本會又ハ其役員ト會友間ニ異論ヲ生スル事アルトキハ一切仲裁ヲ以テ之ヲ裁決シ其裁決ヲ以テ確定ノモノト爲シ之ヲ法廷ニ訴出ルヲ許サス

第四十三條　仲裁ノ法ハ雙方ニ於テ本會ト利害ノ關係ヲ有セサル者一名宛仲裁人ヲ選ミ仲裁人ハ更ニ一名ノ判定者ヲ定メ置キ仲裁人議合ハサルトキハ判定者ノ裁決ニ隨フヘシ仲裁人ハ仲裁ノ委托ヲ受ケタル日ヨリ三週間內ニ取調ヲ開クヘシ

第四十四條　仲裁人ハ異論ノ事柄ニ關シ一切之ヲ裁決シ仲裁ノ費用ニ至ル迄之ヲ命定スルノ權力アルモノトス

第四十五條　仲裁人ハ評價人其他必要ノ鑑定人ヲ雇入レ其費用ハ異論者雙方又ハ其一方ヲシテ之ヲ辨償セシムルコトアルヘシ

第四十六條　仲裁人ハ雙方ヲ喚出シ之ヲ吟味シ又雙方ヘ必要ナル證據人ヲ出サシムルヲ得若シ一方ニテ仲裁人ノ命ヲ拒ミ吟味ノ席ニ出頭セサルトキハ仲裁人ハ一方缺席ノ儘ニテ裁決ヲナスヲ得

第四十七條　右ノ外各件ノ模樣ニ依リ仲裁人ノ必要ナル權力ハ議員會ニテ之ヲ附與スヘシ

火災保險會保險規則

第一條　本會ノ會友トナリ本會ニ保險ヲ依賴セントスル者ハ左ノ事項ヲ明細ニ記載シ記名調印ノ上其建物位置ノ圖面ヲ添テ本會ニ申込ヲ爲スヘシ　若シ故意ニ此書面ニ記載スヘキヲ記載セサルカ或ハ記載スヘカラサルヲ記載シテ詐僞隱蔽ノ廉アルトキハ其保險ノ效力ヲ失ヒ併セテ會友タルノ資格ヲ失フモノトス

一、保險ヲ爲サントスル物件、其所在ノ場處、構造ノ材料及ヒ其當時ノ價額並ニ他ニ保險契約ノ有無
一、使用者ノ職業
一、貯藏物品ノ性質
一、煖室或ハ點火ニ用ユル器具ノ種類
一、棟數及ヒ其各棟價額、若シ商品ナレハ其數量及ヒ價額
一、近隣ノ模樣、隣家ノ方位構造及ヒ其職業
一、其他危險ヲ增加スヘキモノ

第二條　特約アルニ非レハ外塀門戶入口物置等住家又ハ倉庫ト離レタル建物ハ保

險物件ノ内ニ入ラサルモノトス

第三條　本會ノ保險期間中其保險物件ニ模様換増建或ハ接近シテ新築ヲ爲シ又ハ近隣建物及ヒ職業等ニ變更ヲ生スル事アレハ直ニ本會ニ通知スヘシ　本會ニテハ承認ノ旨ヲ保險證書ニ裏書シ危險ノ模様ニ依テハ保險料ヲ増加シ或ハ全ク保險ヲ解約スル事アルヘシ　尤モ會友ニテ右變更ノ通知ヲ怠リタルトキハ保險ノ效用ヲ失ヒ既納ノ保險料ヲ拂戻ササル事アルヘシ

第四條　本會ノ保險契約ハ本會ニテ其保險料ヲ領收シタル時ニ始マリ保險證書ノ期限最終日午後四時ニ終ルモノトナス

第五條　火災ニ遭ヒタル會友ハ速ニ書面ヲ以テ其旨ヲ本會ニ通知シ若シ本會ノ必要トスル場合ニ於テハ各件ノ狀況ニ依リ蒐輯シ得ヘキ丈ケハ其原因ノ取調書、損失ノ價額及ヒ必要ノ證明說明等ヲ差出スヘシ　但シ火災ニ遭ヒタル後十五日以内ニ其旨ヲ本會ニ通知セサレハ本會ハ辨償ノ責ナキモノトス

第六條　前條ノ場合ニ於テ不實不正ノ所爲又ハ申立アルカ或ハ會友ノ故意大過失又ハ其他保險ノ物件ニ利害ヲ有スル者ノ所爲ニ因テ火災ヲ生シタリト認ムヘキノ場合ニハ議員會ノ見込ニヨリ保險金ヲ辨償セサル事アルヘシ

第七條　火災ノ通知アリタルヨリ三十日以内ニ保險金ヲ仕拂フヘシ　若シ其火災アリタルヨリ百日以内ニ保險金ノ請求アラサルトキハ議員會ノ見込ニヨリ之ヲ辨償セサル事アルヘシ

第八條　保險金ハ保險證書ト引換ニテ之ヲ支拂フヘシ

會則中特異と見らるるものに、第二十條第二十一條の損失分擔補償に關する條項、第二十七條地震に因る火災に對する支拂責任に關する條項があつた。

卽ち共濟主義は一面共損であるところから共損負擔の限度を各自の保險金額迄と定め、場合によりては其責任を保證するための抵當品を差出さしむることを規定した。

又地震に因りて生ずる火災の損失を負擔したるは地震國たる我が國に於ける喫緊の必要に應じたるものにして、固より共濟主義の精神に基きたるものであつた。後ち明治火災の約款から此の條項を削除したるは營利事業として採算の見込が立たなかつたに因るものであつた。

第二　火災保險會の會務

十月二十三日開催せられたる第一回議員會に於て　一、入會申込書　二、火災保險申込書　三、火災保險證書を議定した。

十一月二日第二回議員會に於て保險料の割合を制定した。

火災保險料割合

百分ノ二

一、住宅又ハ木造ノ建物ニ遠ク離レ類燒ノ危險ナキ場處ニアル石造、煉瓦造及ビ土藏ニテ其內ニ火ヲ用ヒサルモノ

一、住宅又ハ木造ノ建物ニ遠ク離レ類燒ノ危險ナキ場處ニアル石造又ハ煉瓦造住宅ニテ其內ニ火ヲ用ヒサルモノ

一、住宅又ハ木造ノ建物ニ遠ク離レ類燒ノ危險ナキ場處ニアル石造、石造、土藏ノ荷物庫ニテ其內ニ火ヲ用ヒサルモノ

百分ノ二ト四分ノ一

一、住宅又ハ木造ノ建物ニ遠ク離レ類燒ノ危險ナキ場處ニアル土藏造ノ住宅

一、人家稠密ノ場處ニテ住宅又ハ木造ノ建物ニ接近シタルモ其方ノ窓戶ニ防火ノ戶ヲ備ヘタル石造、煉瓦造及土藏造ノ荷物庫　但シ其內ニ火ヲ用ヒサルモノ

一、屋敷町ノ煉瓦造、石造、土藏造ノ住宅ニテ接近ノ家ノ方ニ窓ナキカ又窓アルモ防火戶ヲ備ヘタルモノ

一、銀座通ノ如キ場處ニアル煉瓦造、石造住宅ニテ防火戶ヲ備ヘタルモノ

百分ノ二ト二分ノ一

一、他火ノ患ナキ木造住宅

一、人家稠密ノ場處又ハ住宅木造ノ建物等ニ接近シテ窓戸ニ防火戸ノ備ヘナキ煉瓦造、石造、土藏造ノ荷物庫　但シ其內ニ火ヲ用ヒサルモノ

一、屋敷町ノ煉瓦造、石造、土藏造ノ住宅ニテ接近セル家ノ方ニ防火蓋ナキモノ

一、人家稠密ノ場處ニアル煉瓦造、石造、土藏造ノ住宅ニテ防火ノ窓蓋ナキモノ

一、銀座通ノ如キ場處ニアル煉瓦造、石造住宅ニシテ防火戸ナキモノ

百分ノ二ト四分ノ三ヨリ三ト四分ノ一ニ至ル

一、屋敷町ノ木造住宅

百分ノ三ト二分ノ一

一、人家稠密ノ場處ニアル煉瓦造、石造、土藏造ノ住宅ニテ防火蓋ナキモノ

百分ノ四

一、人家稠密ノ場所ニアル木造住宅

○

一、板葺ハ屋根ノ五分ノ一又ハ其分數毎ニ千分ノ一ヲ加ヘ茅葺ハ之ニ二倍ス　但シ屋根ノ半分以上茅葺ナレハ之ヲ保險セス

斯くて會の機構全く整ひたるる以て、十一月十三日より會員の入會、火災保險の申込を許諾し、適用料率を議定した。

料率の適用は議員會の評議にかけて決せられた、四、五の例を擧ぐれば次の如く現行料率に比して著しく高率の如くに見らるるのであるが、市街の整頓、建築の構造、消防設備等の點に於て今日とは比較を絶し、且地震危險をも負擔するものであつたから左して高率と謂ふべきではない。

一、麻布區材木町五十五番地　住宅　持主　增島六一郎氏

時價壹千參百圓　保險金此ノ三分ノ二　保險料　百分ノ二半

但シ板葺　茅葺ノ割增ヲ加フ。

一、牛込區津久土前町二十八番地
　時價參千圓　保險金壹千五百圓　保險料百分ノ二ト四分ノ三　土藏二ト四分ノ一
　住宅　倉庫　持主　外山　正一氏

一、本所區錦糸町四番地
　時價壹萬貳千八百圓　保險金五千五百圓　保險料木造住宅百分ノ二半　但板葺ノ割增ヲ加フ　土藏倉庫二ト四分ノ一
　木造住宅　土藏倉庫　持主　森岡　昌純氏

一、神田區淡路町二丁目五番地
　時價參千圓　保險金貳千圓　保險料百分ノ二ト四分ノ三
　建物　持主　岩崎彌之助氏

一、神田區今川小路二丁目八番地
　時價貳千參百圓　保險金壹千圓　保險料百分ノ三ト四分ノ三
　木造建物　持主　相馬　永胤氏

保險金額は會則第二十六條に依り、物件價額三分ノ二を超ゆべからず、との規定が嚴守せられた。

又「一町內に危險を同ふする各建物の總高は金貳千五百圓迄を限りとす」と一區域の保險金制限高が定められてゐた。

二十一年十二月十八日の議員會に於て、森村市太郎氏より在外國家屋の保險を引受くるや否やの問合せありたるにつき、衆議に付せし處、當分引受けざることに決した。

議員會は第一年(廿一年)中は會務多端の爲め毎火曜に開かれたが、第二年(廿二年)は隔週火曜日とし、第三年(廿三年)は僅かに三回の開會であつた。

會友は左記名簿の如く其數六十一名が數へられ、契約口數六十四口、保險金高八萬六千四百餘圓、一口の平均保險金額壹千參百五拾圓であつた。

會友名簿

川田小一郎　淺田正文
莊田平五郎　肥田昭作
增島六一郎　二橋元長
末延道成　荻友五郎
小泉信吉　藤本壽吉
阿部泰藏　加藤正義
近藤廉平　外山正一
吉川泰二郎　藤倉見達
三村君平　芦田順三郎
內田耕作　印東玄得
田中篤三郎　藤井諸照
勝田正助　高橋甚兵衞

梅浦精一　樫村清徳　眞中忠直　相馬永胤
岡山兼吉　渡邊洪基　小野義眞　水原久雄
吾妻健三郎　最上廣胖　谷元道之　平岡萬治郎
若山庫三　辻新次　上田春庭　小倉毅豐
生島一德　横瀨文彦　日下義雄　大谷木備一郎
麻生武平　松山棟菴　恒川新助　河手長平
鈴木利亨　三潴謙三　高田小次郎　菊地大麓
籾山半三郎　村瀬十駕　九鬼隆一　物集女清久
近藤良薫　岩崎彌之助　中村貞吉　濱武愼
森岡昌純

以上六十一名

第三　火災保險會の解散

明治二十四年一月二十六日午後三時、日本橋區坂本町四十三番地、明治生命保險會社樓上ニ於テ會友臨時總會ヲ開ク、出席者左ノ如シ。

莊田平五郎　末延道成　阿部泰藏　物集女清久　高田小次郎
吾妻健三郎

幹事阿部泰藏氏去十日附ヲ以テ各會友へ配布シ置キタル議案ヲ朗讀ス

議　案

今回明治火災保險株式會社設立ニ付キ本會保續ノ必要無キヲ以テ本會ヲ解散シ積立金ヲ割戻ス事

右一同異議ナキヲ以テ原案ニ決シ來ル二月五日午後三時ヲ以テ解散ノ期ト定ム、

（火災保險會記錄）

火災保險會は明治火災保險株式會社を生成して其目的を達したるを以て會友滿悅の裡に解散した。解散に當り作成せられたる決算勘定は僅少の經費を支出したるのみにて、收入の殆んど全部が解會戻金に計上せられて會友に分配せられた。

火災保險會が此の如き稀有の成績を擧げた所以は、會友の卓見、勇斷、誠實、信賴に基くものであつて、之れはやがて明治火災保險株式會社の社運が發生なかりしに因るものであることは言を俟たないが、本會存續二年四ケ月間、一事故の隆昌に嚮ふべき吉兆なりとして其前途が祝福された。

解會決算勘定

年	月	日	摘要	借方		貸方		
24/2		5	保険料			2,606	164	
			諸利息			173	590	
			雑収入			37	505	
			會友積立金			2,473	723	
			印刷費		300			
			郵便切手	4	980			
			雑費	30	702			
			保険料拂戻	21	376			
			解會戻シ金	5,233	624			
				5,290	982	5,290	982	

第三章　明治火災保険株式會社

第一節　會社の創立

明治火災保険株式會社は火災保険會を母體として、其精神と其經驗と其技術を承け繼ぎ、聖代明治の二字を其名に冠して、我國に火災保険事業を建設せんが爲めに生れ出でた。

會社創立記事に次の一節がある。

明治二十三年四月十七日東京市麹町區星岡(星ヶ岡茶寮)に於て火災保険會會友定期總會を開きたる時、會友の評議を以て火災保険會の組織を改めて株式會社と爲し、廣く火災保険の業を營むことに決し、本會幹事阿部泰藏氏に火災統計及び會社設立に關する一切の調査を委托せり。

(當社第一回年報所載)

當社保存に係る「記錄」は會社創立の經過を次の如く傳へてゐる。

明治二十三年十二月九日火曜日、午後三時ヨリ東京市日本橋區南茅場町、東京海上保險會社ニ於テ火災保險會議員會ヲ開キ、終リテ後更ニ火災保險株式會社設立ノ事ヲ議セン爲メ會議ヲ開ク、參會者左ノ如シ。

莊田平五郎　增島六一郎　和田義郎　末延道成　加藤正義
內田耕作　近藤廉平　吉川泰二郎　小泉信吉　阿部泰藏
淺田正文　小川鉾吉　益田克德

阿部泰藏氏議長トナリ、其起草スル所ノ火災保險株式會社規則草案及ヒ火災保險株式會社假定款ヲ提出シテ相談ノ主旨ヲ演フ、其大意ハ、去ル明治二十一年朋友相結テ火災保險ヲ爲シ兼テ其實行ヲ講究シ、本年四月十七日火災保險會ノ定期總會ニ於テ保險會ヲ擴張シテ株式會社ト爲シ、廣ク世間一般ノ火災ヲ保險スルノ業ヲ起サン爲メ、火災保險方法ノ取調ヲ阿部泰藏ニ委托セラレタルヲ以テ、爾來火災ノ統計及ヒ實施方法ヲ調査シ、今日ニ至リ保險規則ト會社假定款ノ草案ヲ提出シテ諸君ノ閱覽ニ供スルニ至レリ、諸君希クハ其

明治火災保險株式會社創立記錄

○明治廿三年十二月九日火曜日午后三時ヨリ東京市日本橋區南茅場町東京海上保險會社ニ於テ火災保險會議員會ヲ開キ終リテ后更ニ火災保險株式會社設立ノ事ヲ議セン爲ノ會議ヲ開ノ集會者左ノ如シ

莊田平五郎　增島六一郎　和田義郎
末延道成　加藤正義　內田耕作
近藤廉平　吉川泰二郎　小泉信吉
阿部泰藏　淺田正文　小川鉾吉

益田克德

阿部泰藏氏議長ト十リ其起草スル所ノ火災保險株式會社規則草稿及ヒ火災保險株式會社假定款ヲ提

意見ヲ述ヘ草案ニ相當ノ修正ヲ加ヘラレン事ヲ望ム、云々

來會諸氏一同右ノ趣旨ヲ賛成シ會社株金ヲ六拾萬圓トシ、一株ヲ貳百圓ニ分チ第一回拂込ヲ拾五萬圓トスル事ヲ評定シ、草案ノ調査ハ委員ニ委任スル事ニ決シ左ノ五名ヲ選テ委員トセリ。

小泉　信吉　　末延　道成　　益田　克徳　　阿部　泰藏　　莊田平五郎

同十二月十一日木曜日、午後四時半ヨリ南茅場町二十番地、明治生命保險會社ニ於テ委員會ヲ開ク、前記ノ五氏出席シテ保險規則及ヒ假定款ノ修正ヲ議シ、十一時ニ至リ猶議了セサルヲ以テ次ノ會日ヲ定メ散會ス。

同十二月十五日月曜日、午後三時ヨリ南茅場町、明治生命保險會社ニ於テ委員會ヲ開ク、莊田平五郎、末延道成、益田克徳、阿部泰藏ノ四氏出席シ、保險規則及ヒ會社假定款ノ修正ヲ議了ス。

同十二月二十二日月曜日　午後第四時ヨリ京橋區築地采女町精養軒ニ於テ明

治火災保險株式會社設立相談會ヲ開ク、集會者左ノ如シ。

末延道成　阿部泰藏　河手長平　淺田正文
近藤廉平　梅浦精一　和田義郎　益田克德
藤井諸照　小泉信吉　莊田平五郎　加藤正義
朝田又七　樫村清德　芦田順三郎　内田耕作
辰野金吾、二橋元長

午後第五時三十分會議ヲ始ム、莊田平五郎、末延道成、小泉信吉、益田克德ノ四氏委員席ニ着キ、阿部泰藏氏議長トナリ、先ツ火災保險會社設立ノ取調ニ關スル從來ノ手續ヲ報告ス。其大意ハ、本年四月十七日火災保險會ノ定期總會ニ於テ同會ヲ擴張シ更ニ株式會社トナシ、廣ク火災保險ヲ負擔スルノ業ヲ起サントノ議起リ、遂ニ實施方法等ニ關スル取調ヲ予ニ委托サレタルヲ以テ、爾來之レカ調査ニ從事シ、去ル九月迄ニハ是非トモ其取調ヲ終リ諸君ニ御報道スヘキ筈ナリシモ、不絕繁忙ニテ其意ヲ果ス能ハス、遷延以テ本年末ニ至リ漸ク火災保險規則ト會社假定款ノ草案ヲ調成シ、去ル九日東京海上保險會社ニ於テ相談會ヲ開キ來會諸氏ノ閲覽ニ供スルニ至レリ。而シテ來會諸

氏一同會社設立ノ趣旨ヲ賛成シ、右草案ノ調査ヲ予及ヒ莊田、小泉、末延、益田ノ五氏ニ委任セラレタルヲ以テ、爾後兩回其委員會ヲ南茅場町明治生命保險會社ニ開キ草案ヲ修正シ、今日之ヲ諸君ノ劉覽ニ供スルニ至レリ。是レ從來ノ取調手續ノ概略ナリ。云々

次テ會社假定款ヲ逐條審議ノ末假定款ノ假ヲ削除シ、定款並ニ保險規則共確定ノモノト決シ、更ニ左ノ件ヲ議定ス。

一、明治二十四年一月六日ニ會社設立願書ヲ出ス事。
一、創立事務所ヲ南茅場町二十番地、明治生命保險會社内ニ置ク事。
一、莊田平五郎、末延道成、小泉信吉、益田克德、阿部泰藏、增島六一郎ノ六氏ヲ創立委員トスル事。

明治二十四年一月六日火曜日、日本橋區役所ニ就キ明治火災保險株式會社設立願書ニ區長ノ奥印ヲ請ヒ、之ニ明治火災保險株式會社目論見書及ヒ會社定款ヲ添ヘ午後第一時府廳ニ差出セリ。

同一月九日午後三時ヨリ創立事務所ニ於テ創立委員會ヲ開ク出席者左ノ如シ。

莊田平五郎、　末延道成、　阿部泰藏

一、當會社開業ハ二月一日ト豫定シ諸般ノ準備ヲ爲ス事。

一、來ル十七日マテニ株式申込人ヨリ證據金ヲ拂込マシムル事。

一、來ル十九日創業總會ヲ開ク事。

一、來ル三十一日マテニ第一回拂込ヲ爲サシムル事。

右ノ通リ決議ス。

同一月十九日午後三時ヨリ日本橋區坂本町四十三番地、明治生命保險會社樓上ニ於テ創立總會ヲ開ク、出席株主左ノ如シ。

末延道成　莊田平五郎　高田小次郎　河手長平

日下義雄　近藤廉平　加藤正義　高島鐵橘

益田克德　阿部泰藏　左右田金作　朝田又七

小倉毅豐　物集女清久　芦田順三郎　藤井諸照

澁澤榮一　岩崎久彌代 莊田平五郎

阿部泰藏氏議長席ニ就キ、先ツ創立委員トシテ創立事務ノ報告ヲ爲シ、創立

費金百拾七圓八拾八錢五厘ヲ要シタル旨ヲ報シ衆員之ヲ認可ス。

莊田平五郎氏ノ發議ニ依リ創立費ハ本年度ノ支出勘定トナスヘキニ決ス。

次ニ株主一同ノ同意ニ依リ定款ヲ確定ノモノトス。

加藤正義氏ノ發議ニ依リ大多數ノ贊成ヲ得テ別ニ投票ヲ用ヒス左ノ諸氏ヲ取締役監査役ト選定ス。

末延道成　益田克德　莊田平五郎　阿部泰藏

右四名　取締役

二橋元長　高田小次郎　朝田又七

右三名　監査役

終リニ當會社本店ヲ坂本町四十三番地、明治生命保險會社本店内ニ設置營業スル事ニ決シ閉會ス。

此日東京府知事ヨリ設立願書ニ對シ商法施行ノ時マテ人民ノ相對ニ任スヘキ旨指令アリタリ。

創業總會ノ終リタル後、新任取締役ハ直ニ取締役會ヲ開キ、阿部泰藏氏ヲ取締役會長ニ選擧シ、左ノ件々ヲ決議ス。

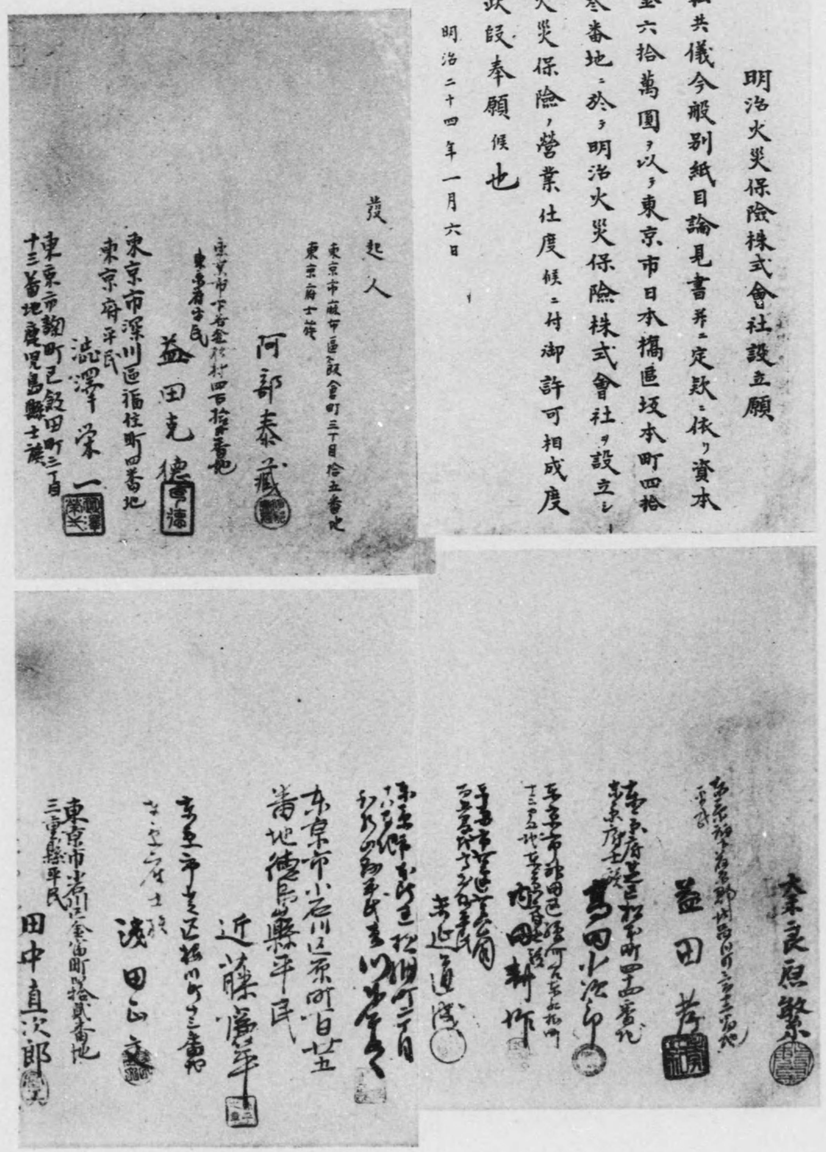
明治火災保險株式會社設立願
私共儀今般別紙目論見書并ニ定款ニ依リ資本金六拾萬圓ヲ以テ東京市日本橋區坂本町四拾參番地ニ於テ明治火災保險株式會社ヲ設立シ火災保險ノ營業仕度候ニ付御許可相成度此段奉願候也
明治二十四年一月六日

發起人
東京市麻布區飯倉町三丁目拾五番地
東京府士族
阿部泰藏
東京市下谷金杉村四百拾番地
東京府平民
益田克德
東京市深川區福住町四番地
東京府平民
澁澤榮一
東京市麹町区飯田町三丁目
十三番地鹿児島縣士族

一、取締役會ハ毎週火曜、金曜ノ兩日午後三時ニ開ク事。
一、英國人「フェロー　オブ　ローヤル　インスチチュート　オブ　ブリチシアーキテクツ」ジョシア　コンドル氏、並ニ工學博士辰野金吾氏ニ名譽鑑定役ノ任ヲ囑スル事。
一、物集女清久氏ニ支配人ノ名義ヲ付シ當分株券其他書類ニ記名捺印セシムル事。
一、明治生命保險會社ヘ家賃トシテ毎月金三拾圓ヲ支拂ヒ薪炭、茶等ノ諸消費ハ分頭負擔スル事

（明治火災保險株式會社記錄）

註　コンドル氏は內務省臨時建築部御雇、東京帝國大學工學部講師を勤め、日本の初期洋風建築に貢獻する所あり、明治十七年ニコライ堂の設計をなし、復た明治二十八年七月移轉したる麹町區八重洲町の當社社屋の設計も同氏によりて爲された。

會社設立願書　目論見書、會社定款並に會社設立許可指令及同指令案は次の通りであつた。

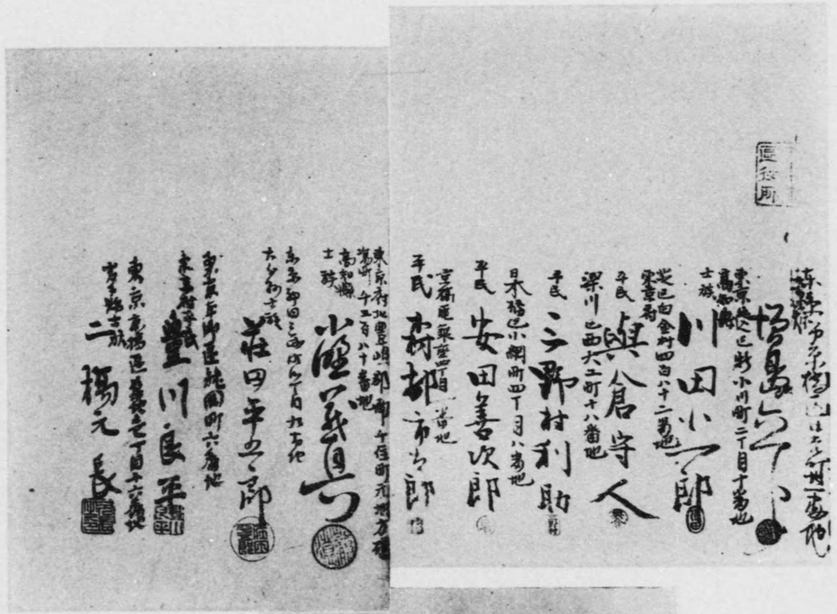

明治火災保險株式會社目論見書

第一　會社ハ株式會社ナリ

第二　會社ノ目的ハ住宅、倉庫其他ノ建物、商品、家具ノ火災保險及ヒ一般火災保險ノ業ヲ營ムニ在リ

第三　會社ハ明治火災保險株式會社ト號シ本店ヲ東京ニ置ク

第四　會社株金ノ總額ハ金六拾萬圓ニシテ之ヲ參千株ニ分チ一株貳百圓トス

第五　會社株金ノ內凡壹萬圓ハ創業費ニ充テ其餘ハ火災損害賠償ノ準備金トス

右ノ旨趣ニ從テ會社ヲ設立スル爲メ發起人一同左ニ署名捺印ス

引受株數	住所	姓名
參拾株	東京市麻布區飯倉町三丁目十五番地	東京府士族　阿部泰藏
參拾株	東京市下谷區金杉村四百十二番地	東京府平民　益田克德
百五拾株	東京市深川區福住町四番地	東京府平民　澁澤榮一
參拾株	東京市麹町區飯田町三丁目十三番地	鹿兒島縣士族　奈良原繁
五拾株	東京府荏原郡品川町三百十二番地	東京府平民　益田孝

參拾株	東京市芝區松本町四十四番地	東京府士族	高田小次郎
五拾株	東京市神田區駿河臺東紅梅町十三番地	東京府士族	內田耕作
參拾株	東京市芝區芝公園百五番地	高知縣平民	末延道成
百株	東京市本所區横網町二丁目十八番地	和歌山縣平民	吉川泰二郎
參拾株	東京市小石川區原町百廿五番地	德島縣平民	近藤廉平
七拾株	東京市芝區櫻川町十三番地	東京府士族	淺田正文
參拾株	東京市小石川區金富町四拾二番地	三重縣平民	田中直次郎
五拾株	東京市京橋區日吉町廿一番地	東京府士族	增田六一郎
五拾株	東京市牛込區新小川町二丁目十番地	高知縣士族	川田小一郎
參拾株	東京市芝區白金村四百八十二番地	東京府平民	與倉守人
五拾株	東京市深川區西大工町十八番地	東京府平民	三野村利助
五拾株	東京市日本橋區小網町四丁目八番地	東京府平民	安田善次郎
參拾株	東京市京橋區銀座四丁目一番地	東京府平民	森村市太郎
參拾株	東京府北豐島郡南千住町元地方橋場町千三百八十番地	高知縣士族	小野義眞
五拾株	東京市神田區三崎町二丁目九番地	大分縣士族	莊田平五郎
百株	東京市本鄉區龍岡町六番地	東京府平民	豐川良平
五拾株	東京市京橋區築地一丁目六番地	岩手縣士族	二橋元長

明治火災保險株式會社定款

第一章　總則

第一條　此定款中ニ用ヒタル字義ハ左ノ如ク解釋ス可シ

會社トハ明治火災保險株式會社ヲ謂フ

株主トハ明治火災保險株式會社ノ株主名簿ニ現ニ株主トシテ其姓名ヲ記載セル者ヲ謂フ

總會トハ會社株主ノ總會ヲ謂フ

通常總會トハ會社株主ノ通常總會及ヒ其延期會ヲ謂フ

臨時總會トハ會社株主ノ臨時總會及ヒ其延期會ヲ謂フ

第二條　會社ハ明治火災保險株式會社ト號ス

第三條　會社ノ本店ハ東京ニ設置ス

第四條　會社ノ目的ハ住宅、倉庫其他ノ建物、商品、家具ノ火災保險及ヒ一般火災保險ノ業ヲ營ムニ在リ

第二章　株金及ヒ責任ノ事

第五條　會社ノ株金ハ六拾萬圓ニシテ之ヲ參千株ニ分チ一株ヲ貳百圓トシ其責

任ハ株金限リトス

第三章　株式ノ事

第六條　株主タラント欲スル者自身ニ若クハ代人ヲ以テ株式申込書ニ記名捺印シ一株ニ付金五圓ノ證據金ヲ添ヘテ之ヲ會社ニ差出シ其申込ミタル株數ノ全部若クハ一部ノ配付ヲ受クルトキハ此定款ニ從ヒ株主タルコトヲ約諾シタルモノトス

第七條　會社ノ株主タル者ハ一株毎ニ株券一通ヲ無料ニテ受領スルノ權利アリ

第八條　右ノ株券磨耗スルカ或ハ紛失スルノ故ヲ以テ新株券ノ交付ヲ申出ツルトキハ會社ハ其事實ノ證明ヲ得タル後書換料金五拾錢ヲ受取リ新株券ヲ交付ス可シ但株券紛失ノ場合ニハ會社ハ三日以上其旨ヲ新聞紙ニ公告シ書換料ノ外ニ新聞公告料ヲ受取ル可シ

第九條　株主其住所若クハ姓名ヲ變更シ又ハ婦人ニシテ婚姻スルトキハ必ス會社ニ届出ツヘシ此届出ニ依リテ株主名簿ニ其旨ヲ記載シタル後ニ非ラサレハ利益配當ヲ受ケ又ハ總會ニ於テ投票スルヲ得ス

第四章　株金拂込ノ事

第十條　株主ハ會社設立ノ時ヨリ三十日以内ニ第一回拂込金トシテ一株ニ付證據金ト合セテ五拾圓ヲ拂込ム可シ若シ此拂込ヲ爲ササレハ證據金ハ會社ニ沒收ス可シ

第十一條　第一回拂込金ノ外拂込金ヲ要スル場合ニハ取締役會議ノ決議ヲ以テ必要ノ金額ヲ定メ少ナクトモ十四日以前各株主ニ通知シテ拂込ヲ爲サシムルコトヲ得可シ

第十二條　會社ハ前條ノ通知ヲ發シ且二箇以上ノ新聞紙ニテ少ナクトモ三日間其旨ヲ公告ス可シ株主ハ通知ヲ受ケス又ハ公告ヲ見サルヲ理由トシテ拂込ヲ拒ムヲ得ス

第十三條　株主拂込ノ期日マテニ拂込ヲ爲ササレハ年百分ノ七ノ遲延利息ト之ト同額ノ違約金ヲ拂フヘキモノトス

第五章　株式賣渡及ヒ讓渡ノ事

第十四條　會社ハ株主名簿ヲ備ヘ置キ株式ノ賣渡及ヒ讓渡ノ事一々明瞭ニ登記ス可シ

第十五條　株式ヲ賣渡シ若クハ讓渡サント欲スル者ハ會社ニ於テ定ムル所ノ書式ニ依リ買受人若クハ讓受人並ニ證人ト連署シタル書面ヲ會社ニ差出ス可シ會社ハ相當ノ手續ヲ爲シタル上株券ノ裏面ニ取締役、支配人記名捺印シ且社印ヲ以テ株券ト株主名簿ニ割印シ會社ニ於テ定ムル所ノ手數料ヲ受取リ株券ハ買受人若クハ讓受人ニ交付ス可シ

第十六條　株式ノ賣渡及ヒ讓渡ノ登記ハ通常總會ノ前二十一日間之ヲ停止ス

第十七條　株式ノ賣渡及ヒ讓渡人一己ニテ若クハ他人ト連帶シテ會社ニ負債ア

レハ會社ハ其負債ノ何タルヲ問ハス其株式ノ賣渡及ヒ讓渡ノ登記ヲ拒ムノ權利アリ

第十八條　會社ハ必要ト認ムルトキハ株式ノ賣渡及ヒ讓渡ノ登記ヲ拒ムコトヲ得

第十九條　株主死去スレハ其相續人、遺言執行者若クハ遺產管理人ヲ以テ株式ノ所有者ト認ム

第二十條　株主ノ死去、破產、婚姻ニ因リ又ハ其他ニ法律ノ作用ニ因リ其株式ノ所有權ヲ得ル者其事實ヲ證明スレハ株主トシテ之ヲ登記ス可シ

第二十一條　賣渡讓渡若クハ其他ノ方法ヲ以テ株式ヲ取得シタル者ハ賣買登記ノ了リタル時ヨリ從前ノ株主ト同一ノ權利ヲ有シ義務ヲ負フ可シ

第六章　株金拂込遲延ノ事

第二十二條　株主拂込ノ期日マテニ株金ヲ拂込サレハ會社ハ更ニ其株主ニ株金ト遲延利息及ヒ違約金ヲ拂込ムヘキ催告ヲ爲ス可シ

第二十三條　前條ノ催告ニハ催告ノ日附ヨリ十四日ヨリ少ナカラサル期日ヲ指定シ指定シタル期日マテニ拂込ヲ爲ササレハ株式ハ會社ノ所有ニ歸スヘキ旨ヲ明示ス可シ

第二十四條　右ノ催告ヲ爲スモ株主猶拂込ヲ爲ササレハ其株式ヲ會社ノ所有トナシ之レヲ公賣ニ付ス可シ若シ賣得代金其時マテニ拂込ムヘキ金額ニ滿タサ

レハ不足金ト其時マテノ遲延利息及ヒ違約金ハ所有權ヲ失ヒタル先株主ヨリ取立ツルヲ得

第七章　株主總會ノ事

第二十五條　毎年五月中ニ取締役ノ定ムル日時、場處ニ於テ株主總會ヲ開ク可シ之ヲ通常總會ト稱ス

第二十六條　通常總會ノ通知ハ開會ノ日ヨリ少ナクトモ十四日以前ニ之ヲ發ス可シ

第二十七條　通常總會ニ於テハ總株金ノ少ナクトモ五分一ヲ有スル株主（代理ヲ委任シタル株主ノ株金共）出席セサレハ何事ヲモ決議スルヲ得ス

第二十八條　取締役ハ取締會ノ決議ニ依リ緊要ト思考スル事件ヲ議スル爲メ何時ニテモ臨時總會ヲ召集スルノ權アリ

第二十九條　取締役ハ何時ニテモ總株金ノ五分一以上ヲ有スル株主ノ請求ニ應シ臨時總會ヲ召集ス可シ

第三十條　株主ヨリ臨時總會ノ召集ヲ請求スルトキハ總會ヲ召集スル目的ヲ明記シテ會社ニ差出ス可シ

第三十一條　取締役カ株主ヨリ臨時總會召集ノ請求ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ召集ノ手續ヲ爲ササレハ株主ハ自ラ之ヲ召集スルコトヲ得

第三十二條　臨時總會ハ總株金ノ半額ヲ有スル株主ノ出席ヲ要ス

第三十三條　臨時總會ニ於テ出席株主前條ニ揭ケタル定數ニ滿タサレハ假ニ決議ヲ爲シ再ヒ總會ヲ召集ス可シ其ノ通知ニハ第一總會ノ決議ヲ明記シ且第二ノ總會ニ於テ出席株主ノ多數ヲ以テ第一總會ノ議決ヲ認可シタルトキハ之レヲ有効ト爲スヘキ旨ヲ明告ス可シ

第三十四條　臨時總會ハ會日ヨリ少ナクトモ二十一日前ニ召集ノ通知書ヲ發シ之ニ總會ノ日時、場所及ヒ目的ヲ明記ス可シ

第三十五條　總會ノ議長ハ取締會長之ニ任ス可シ若シ取締會長出席セサレハ取締役ノ一名ヲ推シテ議長ト爲ス可シ

第三十六條　議長ハ會議ヲ延期シ會場ヲ轉スルヲ得但延期會ニ於テハ最初ノ總會ニ於テ議了セサリシ事件ノ外他ノ事件ヲ議スルヲ得ス

第三十七條　株主自ラ召集シタル臨時總會ニ於テハ開會ノ時刻ヨリ一時間ヲ過ルモ定數ノ株主出席セサレハ總會ヲ解散シ其ノ議案ヲ廢案ト爲ス可シ

第三十八條　總會ノ議事ハ多數說ニ依テ決ス若シ數說同數ナレハ議長ハ自說ノ外ニ決票ヲ爲スヲ得

第三十九條　總會ニ於テ可否ノ數ヲ知ルニハ起立、擧手、發聲等ノ方法ヲ用フルヲ得レトモ出席株主二名以上投票ノ方法ヲ用ヒント欲スレハ議長ハ之ニ從フ可シ

第四十條　總會ニ於ケル議事ノ要領ハ總會議事錄ニ記錄シ議長之ニ檢印シテ會社ニ保存ス可シ若シ議長事故アリテ檢印スルコト能ハサレハ取締役代テ檢印ス可シ

第四十一條　監査役ハ法律ニ依リ臨時總會ヲ召集スルノ權アリ

第八章　株主投票ノ事

第四十二條　株主ハ總會ニ於テ其所有株數十株マテハ每一株ニ一箇宛ノ投票ヲナシ十一株以上ハ每五株ニ一票ヲ增加ス可シ起立、發聲等ノ數ヲ算スルモ亦之ニ準ス

第四十三條　若シ株主未丁年ナルカ若クハ瘋癲白痴ナレハ後見人又ハ其他ノ正當ナル代理人之ニ代テ投票スルヲ得

第四十四條　株金拂込ノ期日ヲ過ルモ未タ拂込ヲ爲ササル株主ハ總會ニ於テ投票スルヲ得ス

第四十五條　株主自ラ總會ニ出席スルコト能ハサルトキハ會社ニ於テ定ムル所ノ書式ニ依テ委任狀ヲ作リ株主中ノ一人ヲシテ代理セシムルヲ得

第九章　取締役及ヒ監査役ノ事

第四十六條　會社ハ三十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ四名ヨリ少ナカラス八名ヨリ多カラサル取締役ト三名ノ監査役ヲ選舉ス可シ

第四十七條　每年五月ノ通常總會ニ於テ取締役ノ半數ヲ改選ス可シ但初度ノ改

選ニハ抽籤ヲ以テ退任者ヲ定ム可シ

第四十八條　監査役ハ毎年五月ノ通常總會ニ於テ其全數ヲ改選ス可シ

第四十九條　取締役及ヒ監査役ハ再選セラルルヲ得

第五十條　取締役又ハ監査役中不時ニ缺員ヲ生スルトキハ取締役ハ取締役ニ於テ監査役ハ監査役ニ於テ假リニ相當ノ人ヲ選擧シ次回ノ總會ニ於テ其認許ヲ受ク可シ但其認許ヲ得タル者ト雖モ先任者ノ在職期限ヲ越テ其ノ職ヲ保ツコトヲ得ス

第五十一條　左ニ揭クル所ノ者ハ取締役又ハ監査役ノ職ヲ保ツヲ得ス

一、所有株式三十株ヨリ減スル者

二、破產スル者

三、瘋癲若クハ其他ノ事故ニ因リ職務ヲ行ヒ難キ者

第五十二條　取締役及ヒ監査役ハ其所有ノ株式三十株ヲ會社ニ預ケ在職中ハ之ヲ引出スコトヲ得ス

第五十三條　取締役ハ會社ノ事務ヲ總理シ役員ノ任免黜陟ヲ掌ル可シ

第五十四條　取締役ハ法律若クハ定款ニ明示スル權力ヲ有スルノ外總會ノ決議ヲ要セサル一切ノ業務ヲ施行スルノ權力ヲ有ス然レトモ法律、命令、定款及ヒ總會ノ決議ヲ遵守スルヲ要ス

第五十五條　左ノ件々ハ株主ノ許可ヲ待タス取締役ニ於テ適宜處分スルヲ得

一、會社ノ株金、準備積立金及ヒ保險料ヲ確實ノ方法ヲ以テ運轉使用スル事

二、會社ニ關スル爭訟ニ於テ其原告若クハ被告トナリ又ハ之ヲ仲裁ニ附シ又ハ之ヲ棄却シ又ハ之ヲ顧下クル事

三、各地ニ支店ヲ設ケ代辨店ヲ置キ役員ヲ派出シ又ハ評價人ヲ傭入ル事

第五十六條　取締役ハ帳簿ヲ備ヘ計算ヲ明ニシ及ヒ社印ヲ管守ス可シ

第五十七條　取締役其ノ職務ヲ行フヨリ生シタル損失ハ故意ニ出タルニ非レハ取締役自己ニ其責任ヲ負ハス

第五十八條　監査役ハ取締役ノ業務施行カ法律、命令、定款及ヒ總會ノ決議ニ適合スルヤ否ヲ監視ス可シ

第五十九條　監査役ハ計算書、財產目錄、貸借對照表、事業報告書、利息又ハ配當金ノ分配案ヲ檢査ス可シ

第六十條　取締役及ヒ監査役ニハ總會ノ決議ヲ以テ報酬ヲ交付ス可シ

第六十一條　取締役ハ同僚中ノ一名ヲ選ヒテ會長ト爲ス可シ

第六十二條　會長ハ取締役會議ノ議長トナリ自己ニ投票權ヲ有スルノ外兩說相半スルトキハ其可否ヲ決スルコトヲ得

第六十三條　取締役ハ緊要ナル地方ニ於テ株主若クハ重ナル被保人ノ中ヨリ相談委員ヲ置クコトヲ得

第十章　會社業務ノ事

第六十四條　會社ハ日曜日、大祭日、祝日、其他一般ノ休日ヲ除キ毎日午前第九時ヨリ午後第四時迄業務ノ取扱ヲ爲ス可シ

第六十五條　一箇ノ建物若クハ一箇ノ建物中ニ貯藏スル物品等ノ被保險金額ハ株金及ヒ準備積立金ノ十二分一ヲ限リトシ若シ此額ニ超過スレハ會社ハ其超過ノ部分ヲ他ノ火災保險會社ニ再保險ヲ爲ス可シ

第六十六條　損害賠償金ハ左ノ順序ニ依リ其ノ支拂ヲ負擔スルモノトス

第一、損害ノ起リタル會計年度ニ屬スル保險料

第二、準備積立金

第三、諸利子

第四、株金

第十一章　積立金及ヒ配當金ノ事

第六十七條　保險料ノ內ヨリ損害賠償金及ヒ營業費用ヲ支拂ヒタル殘金ヲ純益トス

第六十八條　純益ノ十分ノ六ヲ準備積立金トス

第六十九條　純益ノ十分ノ四ヲ被保人ヘ割戻金トス

第七十條　株金、準備積立金及ヒ保險料ヨリ生スル利子ハ之ヲ株主ニ配當ス可シ

第十二章　計算ノ事

第七十一條　會社ハ四月一日ヨリ三月三十一日マテヲ會計年度ト定メ毎年度ノ末ニ決算ヲ爲ス可シ

第七十二條　通常總會ヘ計算書、財產目錄、貸借對照表、事業報告書及ヒ配當金ノ分配案ヲ提出シ其認定ヲ受ク可シ

第十三章　報告ノ事

第七十三條　會社ヨリ株主ヘ報告セントスルトキハ其ノ報告書ヲ本人ヘ直達スルモ回狀若クハ郵便ヲ以テ本人ノ宿所ヘ送達スルモ總テ會社ノ便宜ニ任ス可シ

第七十四條　法律ノ作用又ハ賣渡若クハ讓渡ニ由テ株式所有ノ權ヲ得ル者ハ會社ヨリ先株主ヘ達シタル報告書及ヒ其他ノ書類ヲ悉皆引受ケ以テ其責ニ任ス可シ

第七十五條　會社ヨリ發スル所ノ報告通知及ヒ其他營業上ノ事ヲ記載シタル諸文書類ハ或ハ筆記シ或ハ印刷シ或ハ一部ヲ筆記シテ一部ヲ印刷スルトモ總テ會社ノ便宜ニ任ス可シ

第十四章　任意解散ノ事

第七十六條　會社ハ臨時總會ノ決議ニ依リ任意解散スルコトヲ得可シ

第七十七條　任意解散ハ決議ノ日ヲ以テ其初日トス可シ

第七十八條　會社ハ任意解散ノ初日ヨリ解散ニ付テ必要ノ事務ヲ取扱フノ外一

切ノ業務ヲ停止シ株式賣渡及ヒ讓渡ノ登記ヲ拒ム可シ

第七十九條　任意解散ヲ爲ス時ハ其次第ヲ二種以上ノ新聞紙ニ公告ス可シ

第八十條　會社ハ任意解散ノ決議ヲ爲ストキハ直チニ臨時總會ヲ開キ株主或ハ役員中ヨリ二名以上ノ適當ナル人ヲ選擧シ之ヲ清算人ニ任シ且其給料ヲ定ム可シ

第八十一條　清算人選任ノ手數相濟ムトキハ取締役及ヒ監査役ノ職務ヲ解ク可シ

第八十二條　清算人ハ會社ノ所有財産ヲ收集シ之レヲ以テ解散費用ヲ拂ヒ而シテ各種ノ負債ヲ辨償シ其殘餘ノ金額ヲ株主ノ株高ニ應シテ配當ス可シ

第八十三條　解散ノ手數中清算人ハ便宜ニ從ヒ總會ノ召集ヲナスコトヲ得可シ

第八十四條　會社解散ノ事務落着スルトキハ清算人ハ直チニ其事務ノ顚末ヲ記載シタル報告書ヲ製シ總會ノ召集ヲナシテ其檢閲ヲ受ク可シ

第十五章　仲裁ノ事

第八十五條　定款ノ趣意若クハ其文面ノ意味又ハ定款ニ遵テ履行スル所ノ事件ニ付キ會社ト株主或ハ其代理人若クハ破産管財人或ハ其後見人トノ間ニ意見ヲ異ニシ紛議ヲ生スルトキハ之ヲ仲裁ニ附ス可シ

第八十六條　右ノ如ク仲裁ヲ仰クニ付雙方ノ間ニ別段ノ約定アルニ非サレハ一名ノ仲裁人ヲ會社ニテ選擧シ一名ヲ相手ノ株主ニ於テ選擧シ合セテ二名ノ仲

裁人ニ其裁斷ヲ托ス可シ仲裁人ハ豫メ一名ノ審判人ヲ定メ置キ仲裁人ノ意見一致セサルトキハ審判人ノ判定ニ委ヌ可シ

第八十七條　相手方雙方ノ內一方ノ相手ヨリ他ノ一方へ書面ヲ以テ仲裁人ヲ選擧スヘキ旨ヲ懸合ニ及ヒタル後十日ヲ過キテ尙ホ右書面ヲ受取リタル一方右選擧ヲ爲ササルトキハ其之ヲ懸合ヒタル一方ニ於テ雙方ノ仲裁人ヲ選擧シ其裁斷ヲ受クルコトヲ得可シ

第八十八條　仲裁人ハ仲裁ヲ委托シタル雙方ノ相手及ヒ其證人ヲ推問スルノ權アル可シ

第八十九條　仲裁人ハ紛議ノ事件ニ付裁斷ヲ爲スヘキ旨ヲ雙方ノ相手へ通知シ雙方共不在ナルモ或ハ一方ノ者不在ナルモ之ヲ裁斷スルノ權アル可シ

第九十條　仲裁人ハ紛議ノ事件ヲ委托セラレテヨリ三十日內ニ裁斷シテ之ヲ書面ニ認メ記名調印シテ雙方ノ相手ニ渡ス可シ而シテ雙方ノ相手ハ此裁斷ニ異議セス都テ履行ス可シ

第九十一條　仲裁ノ爲メニ支消シタル諸費用ハ都テ仲裁人ノ指圖ニ從テ之ヲ拂フ可シ

第十六章　定款變更

第九十二條　此定款ハ臨時總會ニ於テ株主過半ノ說ニ依リ之ヲ變更スルヲ得但此定款ヲ變更スルトキハ管轄廳ノ承認ヲ經タル上實施ス可シ

明治火災保險株式會社株主姓名表

住所	姓名	株數
東京市	岩崎久彌	五〇〇
同	明治生命保險會社頭取 阿部泰藏	一五三
同	澁澤榮一	一五〇
同	東京海上保險株式會社頭取 池田茂政	一〇〇
同	稻井永敏	一〇〇
同	園田實德	八〇
同	淺田正文	七〇
同	吉川泰二郎	五〇
同	內田耕作	五〇
同	增島六一郎	五〇
同	川田小一郎	五〇
同	安田善次郎	五〇
同	莊田平五郎	五〇
同	二橋元長	五〇
朝田	又七	五〇
札幌區	堀基	五〇
橫濱市	茂木惣兵衛	五〇
東京市	豐川良平	五〇
同	黑田清伸	五〇
同	三野村利助	五〇
同	森岡昌純	五〇
同	田孝	四五
同	川保馬	四〇
新潟市	濱政弘	四〇
東京市	阿部泰藏	三〇
同	益田克德	三〇
同	高田小次郎	三〇
同	末延道成	三〇
同	近藤廉平	三〇
森村	市太郎	三〇

住所	姓名	株數
東京府	小野義眞	三〇
東京市	加藤正義	三〇
同	日下義雄	三〇
同	芦田順三郎	三〇
同	印東玄得	三〇
同	相馬永胤	三〇
大阪市	鴻池善右衛門	三〇
東京市	與倉守八	三〇
同	原六郎	三〇
同	田中直次郎	三〇
同	三井物產會社々長 益田孝	三〇
橫濱市	左右田金作	二〇
長崎市	瓜生震	二〇
東京市	加藤亮	二〇
長崎縣	南部球吾	二〇
東京市	岡山兼吉	二〇
同	佐藤一雄	二〇
長崎市	岡崎惟素	二〇
大阪市	藤田傳三郎	二〇
東京市	藤井諸照	一五
同	池田謙三	一〇
同	萩友五郎	一〇
同	藤岡歡次	一〇
長崎市	山脇正勝	一〇
東京市	長谷川芳之助	一〇
同	和田義郎	一〇
同	藤倉見達	一〇
同	牛場卓造	一〇
同	辻新次	一〇
同	吾妻健三郎	一〇
同	河手長平	一〇
東京府	小倉毅豐	一〇
東京市	物集女清久	一〇
長崎市	高田政久	一〇
東京市	生島一德	一〇
同	堀直樹	一〇

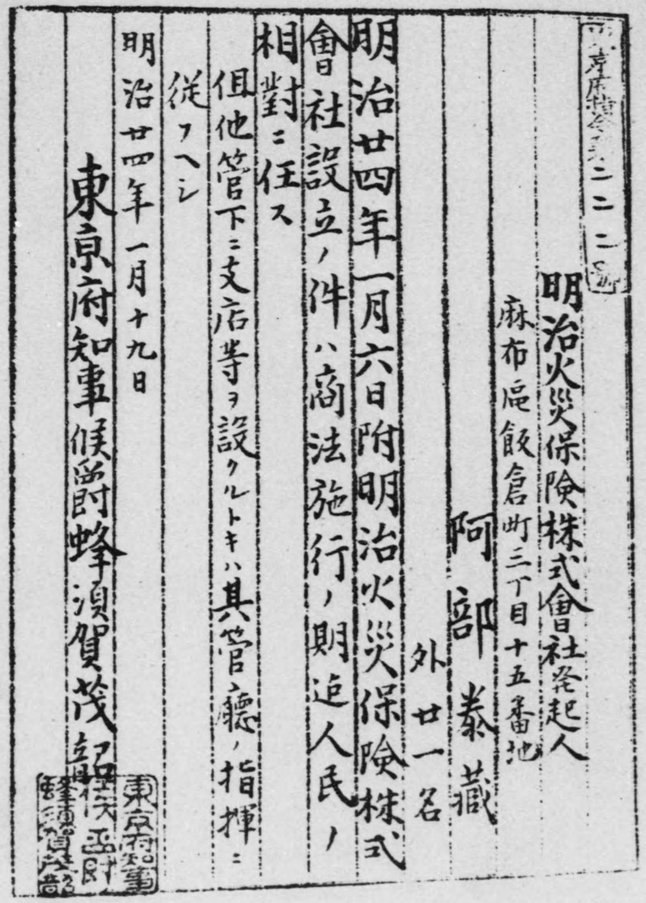

東京市	神保文輔	一〇	東京市	高島鑛橘	五
同	佐々木男也	一〇	長崎市	瓜生たか	五
同	中井半三郎	一〇	神戸市	小川鉾吉	五
同	岩下清周	一〇	長崎縣	松林公次郎	五
朝鮮	榊茂夫	一〇	東京市	吉田喜三郎	五
福岡縣	德弘爲章	一〇	長崎縣	永富貞吉	三
大阪市	岩原謙三	一〇	東京市	村瀨和一郎	二
横濱市	渡邊福三郎	一〇	同	前田利鬯	二
同	戸波親信	一〇	長崎市	田中熊吉	二
同	近藤良薫	一〇	同	笹岡雅德	二
新潟市	藤田文二	一〇	横濱市	尾崎民實	二
東京市	岩永省一	一〇	東京市	福島彌兵衛	二
同	小野正弘	五	長崎市	松田精介	一
同	辰野金吾	五	同	村田光道	一

人員總計九拾四人　株數總計三千株

東京府報告第二二二號

明治火災保險株式會社発起人

麻布區飯倉町三丁目十五番地

阿部泰藏

外廿一名

明治廿四年一月六日附明治火災保險株式會社設立ノ件ハ商法施行ノ期迫人民ノ相對ニ任ス

但他管下ニ支店等ヲ設クルトキハ其管廳ノ指揮ニ從フヘシ

明治廿四年一月十九日

東京府知事候爵蜂須賀茂韶

東京府知事候爵蜂須賀茂韶

東京府

當社は明治生命保險會社の緣故者によりて企圖せられた關係から發起人及ヒ株主に三菱系の有力者を中核としたるは當然であつて、岩崎久彌氏を始め、川田小一郎、豐川良平、近藤廉平、吉川泰二郎、淺田正文、內田耕作、莊田平五郎、二橋元長、末延道成、森岡昌純、加藤正義氏其他の諸氏の名が列ねられた。

また三井系を代表して三井物產會社社長益田孝氏、三井銀行頭取三野村利助氏が發起人に參加せられ、澁澤榮一氏は「兩三年新規創立の會社へ入株は一切見合せ、發起人加入は平に御免被下」と一應辭退せられたれども「此事柄は實に必要の義にて且つ發起之諸君も皆確實の方々なればとて發起人に加はり、安田善次郎氏、森村市太郎(市左衞門氏前名)氏等の新興財界人の名も連ねられた。安田氏が後年東京火災保險株式會社の經營を引受けられた因緣も爰に存したのではなからうか。

其他株主中には東京市　相馬永胤、高田小次郎、池田謙三、橫濱市　原六郎、茂木惣兵衞、渡邊福三郎、左右田金作、朝田又七、大阪市　鴻池善右衞門、藤田傳三郎、岩下清周、岩原謙三氏等當代財界の雄を網羅したることは我社將來の發展の上に一段の强力を加へた。

翌二十五年資本金六拾萬圓を金壹百萬圓に增資したるときには、其增募株式二

千株は主として京都、大阪、神戸三市に頒ち、住友吉左衞門、廣瀬宰平、芝川又右衞門、松本重太郎、阿部彦太郎、田邊貞吉、伊庭貞剛、貴田孫次郎、川西清兵衞、川崎正藏、本山彦一、嘉納治兵衞、岡崎藤吉、浮田桂藏、高田久右衞門氏等の關西財界の有力者を加へ、また新潟縣長岡市第六十五國立銀行岸宇吉、富山縣高岡銀行正村平兵衞、大分縣臼杵町後藤熊男氏等の代理店にも分配して有力なる後援を得た。

當社が創立された明治二十四年の財界の情勢を考ふるに、明治二十二年は紙幣兌換實施の後を享け金利低落して新事業の勃興を促し空前の盛況を呈したるが、二十三年には前年の凶作の爲めに米價が暴騰し、それに加へて銀塊相場が暴騰したるにより激烈なる反動が襲來して會社の倒產、銀行の營業停止相踵ぎ、二十四年の春は不況の底に沈みて當社創立にも多少の影響を受けたことと推察されるのである。ともあれ財界不況の時に設立したる會社は發展の素質を多分に有つといふ、雪中の梅は凍蕾を破り早くも東風に向つて清香を放たんとした。

第二節　自由競爭期

明治二十四年當社創立より明治四十年火災保險協會設立前まで約十七年に亙る間は我國火災保險事業の創始期に屬し、混沌裡に多數會社が亂立して自由競爭に終始した。其間情勢の變遷に從ひて左の四期に小分される。

一　會社創立より明治二十七年日清戰役前に至る草創時代は例へば幼芽が根を張り枝を伸へて自ら養ふに餘念なきが如くであつた。

二　日清戰役は老大清國を擊破して東洋に於ける我國の地位を確立し、國民意識の昂揚、產業開發の機運に促されて內國火災保險會社の族生、外國火災保險會社の進出を招來し競爭激化の端緒が開かれた。

三　明治三十三年保險業法の實施によりて我國保險事業の礎石が据ゑられ自由放任の經營を禁じたれば基礎薄弱なる會社は淘汰整理せられた。

四　明治三十七八年日露戰役後我國は一躍世界の強國に伍し國力伸張して大產業の勃興を促し、火災保險業も亦時運に惠まれて內容の充實を見た。

以上四期を劃すと雖も、全期間を通じて自由主義の時代思想に緣由し、自由競爭を基調として經營された。

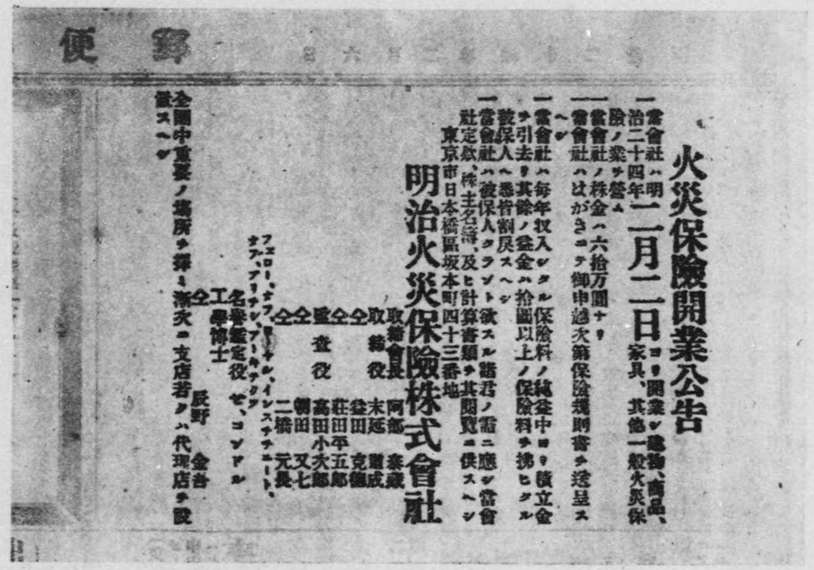

郵便

火災保險開業公告

一當會社ハ明治二十四年二月二日ヨリ開業シ建物、商品、家具、其他一般火災保險ノ業ヲ營ム

一當會社ノ株金ハ六拾万圓ナリ

一當會社ハはがきニテ御申越次第保險規則書ヲ送呈スヘシ

一當會社ハ毎年收入シタル保險料ノ純益中ヨリ積立金ヲ引去リ其餘ノ益金ハ拾圓以上ノ保險料ヲ拂ヒタル被保人ヘ悉皆割戻スヘシ

一當會社ハ被保人クラント欲スル諸君ノ需ニ應シ當會社定款、株主名簿、及ヒ計算書類ヲ其閲覧ニ供スヘシ

東京市日本橋區坂本町四十三番地

明治火災保險株式會社

取締會長　阿部泰藏
取締役　末延道成
仝　益田克徳
仝　荘田平五郎
監査役　高田小次郎
仝　朝田又七
仝　二橋元長

フェロー、ナフ、ロヤル、インスチチユート、ナフ、プリチン、アーカテクツ
名譽鑑定役　ゼ、コンドル
工學博士　辰野金吾

全國中重要ノ場所ヲ擇ミ漸次ニ支店若クハ代理店ヲ設置スヘシ

明治二十四年二月六日發刊郵便報知新聞

第一　開業

我社は明治二十四年二月二日を以て開業屆出をなし、新聞紙に公告して火災保險の申込を受けた。

開業御屆

今般明治火災保險株式會社設立ニ付テハ東京市日本橋區坂本町四十三番地ニ於テ明治二十四年二月二日ヨリ開業致候間此段御屆仕候也

東京市日本橋區坂本町四十三番地
明治火災保險株式會社
取締役　阿部泰藏

明治二十四年二月二日
東京市日本橋區長　伊藤正信殿

第二　火災保險料率及火災保險約條

開業に當り、最初の營業案内として「明治火災保險株式會社規則」が希望者に配布された。規則には「火災危險ノ事」として火災保險料率を、「火災保險契約ノ事」「保險料ノ事」として契約取扱規定を、また「火災保險約條ノ事」として火災保險約款を收錄し、卷頭に緒言を置きて火災保險ノ概念、及び我國火災保險事業創建に關する準備研究につきて説明し、結語として「漸次に火災消防の方法をも實施し啻に火災の損害を賠償するのみならず併せて火災を減少するも亦望なきに非ざるなり」と抱負を述べてゐる。

明治火災保險株式會社規則

緒言

天正十八年德川氏覇府を江戸に開きしより、明治の初年江戸を改めて東京と稱するに至る迄治平二百七十八年、天下の諸侯悉く江戸に來會し四方の物產夥しく江戸に輻輳し、人口の多きは百數十萬にして世界中屈指の大都府となりたれども、市街の壯麗目を驚かすべきもの無く、市民の住居は纔かに膝を容るるの安きに過きす、恰も無比の一大村落たるの觀を免れざりしは種々の原因ありて存する事疑ひ無しと雖も、火災の頻繁にして家屋の建築に巨額の金を費すこと能はざりしは其一大原因なるべし。左に江戸大火表を掲けて之を證す。

江戸大火表

年月日	燒失戸數	燒失場處	火災時間	風位
明曆三年正月十八日		本郷丸山本妙寺より出火、本丸、二丸、三丸、麹町を燒きて築地に至る	二十時間	北
元祿十一年九月六日		新橋南鍋町より出火、千住掃部宿に至る		南
元祿十六年十一月十四日		四谷鹽町より出火、青山、赤坂、麻布邊一圓、芝海邊まで燒失		西北
元祿十六年十一月廿九日		小石川水戸藩邸より出火、本郷、谷中、淺草、本所、深川まで燒失		西
享保五年三月廿七日		日本橋より出火、千住に至る		南
享保十年二月十四日		青山窪町より出火、四谷、牛込、小石川、駒込、谷中、金杉まで燒失		西南

享保十二年十二月十日		麹町表二番町より出火、芝海邊に至る	北		
安永元年二月廿九日		目黒行人坂より出火、千住大橋に至る	二十四時間	西	南
寛政四年七月廿一日		麻布鳴ヶ谷橋より出火、小石川に至る	二十時間	南	西
文化三年三月四日		芝泉岳寺門前牛町より出火、淺草に至る長三里幅十丁餘		西	南
文政十二年三月廿一日		神田佐久間町河岸より出火、南は新橋、東は築地、西は堀端に至る南北一里餘東西廿丁餘		北	
天保九年四月十七日		日本橋小田原町より出火、南は日本橋、北は筋違御門内、西は堀端小川町邊まで燒失	十二時間	東	南
弘化二年正月廿四日		青山權田原より出火、二本榎高輪に至る	十六時間	西	北
弘北三年正月十五日		小石川より出火、本郷湯島邊燒失、京橋築地佃島に至る	二十三時間	西	北
安政二年十月二日		大地震に因り同時に數十箇所より出火、燒失場所長二里十九丁餘幅平均二丁餘			
慶應二年十一月九日		日本橋元乘物町より出火、京橋石川島佃島に及ぶ町數百五十三町、長二十一町、幅七丁餘	十二時間	北	
明治五年二月廿六日		和田倉門内舊會津藩邸より出火、新橋、京橋間の町々を燒き築地海岸に至る町數四十一町、長廿町、幅平均四町餘		西	北
明治九年十一月廿九日	一萬戸	日本橋區數寄屋町より出火、日本橋、京橋間殆んど不殘、八丁堀より築地新港町に至る町數七十町	七時間	西	北
明治十二年十二月廿六日	一萬三千四百六十四戸	日本橋區箔屋町より出火、石川島築地に至る町數七十七町	七時間	西	北
明治十四年一月廿六日	一萬千餘戸	神田區松枝町より出火、本所、深川に及ぶ町數五十三町	十五時間	西	北

右の表中明暦三年丸山本妙寺よりの出火、安永元年目黒行人坂よりの出火、文化三年芝泉岳寺門前牛町よりの出火は江戸の三大火事にして其過半を燒失せり。泰平年表に據れば牛町火事には神社佛閣、武家屋敷等の外に表町家十六萬九十六軒、裏町家百十萬一軒燒失すとあり。其數大に實に過るは論を俟たざれども非常の大火災たりしは疑無し、總て江戸時代の火災は記錄の信憑すべきもの無きに因り、僅かに其燒失場處の廣狹、時間の長短等に依り災害の大小を推測するに過ぎず、故に右の表に漏れたる火災にして右の表に載せたるものより大なる火災もあるべし。又明治年間の火災は猶人の記憶に存し災害の大小も大略信憑するに足るを以て、江戸時代の火災と參照の便に供する爲め記載したれども、是等の如き一萬戸前後の火災を江戸時代より一々枚擧せば大火表に載すべき火災は三四倍の多きに及ぶも測るべからず。要するに江戸は火災甚だ多くして一炬に數萬戸を燒失し數百萬圓の財產を擧げて灰燼となせし事幾回なるを知らず、市民火災を恐れて粗惡の家屋を建築せしのみならず、其財產の賴み難きを顧慮するの念は一變して所謂自暴自棄となり、目前の安佚に耽りて永遠の謀を爲さず、貯蓄心の乏しきは江戸の氣風なりと誇稱するに至りしも謂れなきに非ず。

明治維新の後百般の進步と共に火災の防禦も漸次改良の針路を取り市區改正の方案は既に決定し、水道の改設、建築の條例等も施行せらるるの日遠きにあらざるべし、然れども東京の市街を通覽すれば未だ大いに舊觀を改めたりと言ふを得ず、是れ火災保險の設けなきが爲に巨金を投じて堅牢壯麗の家屋を建築するも、一朝火災に罹るときは忽ち大損失を蒙り復た恢復の途なきを危むに因る、且火災保險の設け無き時は家屋は抵當の價値なきを以て、資本富裕ならざる者家屋に巨金を費せば流通資

本に缺乏を來し商業上の不利少からず、故に粗惡の家屋は修繕の費用、火災の危險甚だ多くして得失相償はざるを知らざるに非ざれども止むを得ずして姑息の計に出づるのみ。

文明の進歩、都府の改正、商業の繁昌、資本の融通等に火災保險の必要なるは喋々の辯を費さすして明白なれとも火災保險を實施するの方法を講究するは極めて難事なり、歐米諸國には私立の火災保險會社あり、官立若しくは府立の火災保險局あり、其經驗は我に益する所なきに非ざれども、各國家屋の構造、商品の種類、生活の方法、氣候の有樣等大いに異なり隨て歐米の火災危險と我國の火災危險とは年を同じうして論ずべからず、我國に於て火災保險を實施せんと欲すれば我國に適當の方法を求め、我國に相當の保險料を定むべき事勿論なり。余輩は此目的を以て明治二十一年の初、火災保險會と稱する一の協會を設け、朋友間相互の火災保險を爲し、兼て火災保險の公行方法を講究するを務めて怠らず、今や機漸く熟し一會社を設立して廣く火災保險を負擔するの時至れり。

火災保險の本は火災統計表なれども、前文に記したる如く江戸時代の火災統計は記錄の徹すべきものなく、江戸を東京と改稱せし以後も明治六年までは其統計信憑するに足らず、明治七年より以來は警視廳、東京府等の記錄略備るを以て其記錄に據り左に十六年間東京火災統計表を掲げて之を示さん。

十六年間東京火災統計表

年度	燒失戸數	總戸數	戸數百ニ付燒失戸數	燒失建物坪數	總建物坪數	坪數百ニ付燒失坪數	燒失一戸の坪數
明治七年	一、六六六戸	二一二、一九四戸	、七八五	一七、一五八坪	二、四四三、七二二坪	、七〇二	一〇、二九一坪
明治八年	一、九六二	二三三、四七二	、八四〇	二一、九五九	二、六六八、七四八	、八一七	一一、一九二
明治九年	二一、六〇〇	二四九、五一五	四、六四九	一〇六、九二二	二、八七三、五一六	三、七二一	九、二一七
明治十年	四、二一三	二五五、〇三七	一、六五二	四五、六一〇	二、九三七、一〇七	一、五五三	一〇、八一八
明治十一年	六、〇九一	二五七、七九九	二、三六三	五七、二三三	二、九六八、九一八	一、九二七	九、三九五
明治十二年	一三、一六〇	二六〇、五六〇	五、〇八九	一〇三、四九七	三、〇〇〇、七一八	三、四九九	七、八〇五
明治十三年	六、二四二	二六三、八五五	二、三六五	六五、五二七	三、〇三八、六九九	二、一八九	一〇、六五八
明治十四年	三三、二四〇	二七七、六五五	八、〇〇九	二六三、九四六	三、一九七、五八三	八、五二六	一一、八六八
明治十五年	一、五二七	二九九、一八一	、五一〇	一八、一一七	三、四四五、四八三	、五二六	一一、八六四
明治十六年	、六四一	二三七、八七八	、二六九	五、三〇一	二、三〇五、〇三八	、二三〇	、八二七
明治十七年	一、九九五	二三九、四四一	、八三三	二〇、〇八四	二、三一〇、一八三	、八六六	一〇、〇六七
明治十八年	二、四七二	二五〇、〇二五	、九八八	二八、二〇三	二、四二三、七四二	一、一二三	二、四〇九
明治十九年	二、四八六	二九二、二一〇	、八五〇	二七、四八六	二、七五〇、四六八	、九九九	二、一五六
明治二十年	三、二六二	二八八、七八〇	一、一三〇	二九、六〇四	二、八〇六、二六二	一、〇五五	九、〇七五

明治二十一年	一、七九三	二六七、八三三	、六三	一四、六九四	二、九一九、二六三	、五〇三	八、一九五
明治二十二年	一、〇一二	三〇三、一九三	、三三四	一二、九〇八	三、〇四九、七七四	、四二三	一三、七五五
平均	五、一五四	二六三、〇三九	一、九五六	五二、四五三	二、八三三、〇一二	一、七二一	九、六一

一　明治七年より十五年に至る九年間の統計は東京府全管内即ち市部と郡部を合算し十六年より二十二年まで七年間は市部のみにして郡部を混せず。

一　戸數とは戸主の數にして家屋の數に非ず一戸にして數家を所有する者もあるべし、數戸にして一家に住する者もあるべし、之を區別するの手段なきに依り姑く原調査に據る

一　總建物坪數は明治十九年より二十一年に至る三年間は東京府廳編纂の東京府農商工要覽に據り、其他の年度に屬するものは右三年間の坪數より推算したるものなれば多少の差違あるを免れざるべし、「坪數百ニ付燒失坪數」「燒失一戸の坪數」亦同じ。

右十六年間平均燒失戸數は百戸に付二戸弱の割合なるを以て之を標準とし、保險金百圓に付き一年の保險料凡そ壹圓より參圓までを度とし、火災保險の申込ある毎に家屋の構造、居住人の職業、貯藏品の性質等種々の狀況を斟酌して相當の保險料を定むべし、此標準に依て保險料を定むれば火災の損害を償ふのみにして營業費用の

出所なきが如くなれども、近來火災漸く減少の傾きあるを以て保險料の幾分を餘して營業費用に充るを得べきものと思考せり。

火災保險の如き新奇の事業は用心十分ならざるべからず、用心十分ならざれば大なる損害の生じたる時保險金を支拂ふ事能はざるの恐あり、然れども用心度に過ぎて保險料高きに失するも未だ知るべからず、故に保險料拂戻の法を設け毎年收入支出を精算して保險料に餘剩あれば準備積立金を引去りたる殘額は悉皆被保人へ拂戻し被保人をして過多の保險料を出すの不利を免れしむ、畢竟余輩が火災保險會社を設立するの趣旨は余輩も亦被保人として共に其便益を受けんとするに在り。

前記の事實は東京の火災にのみ據りたれども　火災保險は全國に普及すべきものなれば各地の狀況に隨ひ適宜之を實行すべし、幸に江湖諸君の贊成を得て火災保險の事業全國に行はれ、會社の收入巨額に達すれば漸次に火災消防の方法をも實施し、啻に火災の損害を賠償するのみならず併せて火災を減少するも亦望なきに非ざるなり。

明治二十三年十二月記

明治火災保險株式會社規則

○營業ノ目的

當會社ノ目的ハ住宅、倉庫其他ノ建物、商品、家具ノ火災保險及ヒ一般火災保險ノ業ヲ營ムニ在リ

○火災危險ノ事

保險料ハ被保險物ノ危險ノ多少ニ依リ保險ノ申込アル毎ニ其割合ヲ定ムヘシ、然レトモ其危險ヲ大別スレハ左ノ如シ

第一　最小危險　保險料ハ保險金ノ百分ノ一以下

石造、土造、煉瓦造ノ建物ニシテ烟突無ク若クハ煉瓦造ノ烟突ヲ有シ、屋根ハ瓦石盤若クハ金屬ヲ以テ葺キ、四隣他ノ建物ニ近接セス、若クハ他ノ建物ニ近接スルモ同樣ノ構造ニシテ其近傍ニ木造ノ建物無ク、且ツ危險ノ物品ヲ貯藏セス危險ノ職業ヲ營マサルモノ

最少危險內ニ貯藏セル物品

第二　通常危險　保險料ハ百分ノ一ヨリ二ニ至ル

最少危險ノ建物ナレトモ其近傍ニ木造建物アルモノ

最少危險ノ建物ナレトモ其內ニ危險ノ物品ヲ貯藏シ、若クハ危險ノ職業ヲ營ム

モノ

木造建物ナレトモ其近傍人家稠密ナラス、且ツ其內ニ危險ノ物品ヲ貯藏セス危險ノ職業ヲ營マサルモノ

安全ノ場所ニ貯藏セル危險ノ物品、若クハ危險ノ場所ニ貯藏セル安全ノ物品

第三　二重危險　保險料ハ百分ノ二ヨリ三ニ至ル

人家稠密ノ場所ニ在ル木造建物

木造建物ニシテ人家稠密ノ地ニ在ラサルモ、其內ニ危險ノ物品ヲ貯藏シ、若クハ危險ノ職業ヲ營ムモノ

二重危險ノ建物內ニ貯藏セル安全ノ物品

第四　特別危險　保險料ハ百分ノ三以上

前記ノ危險ヨリモ危險多キ建物、物品等ハ之ヲ特別危險トシテ保險スル事アルヘシ　例ヘハ人家稠密ノ場處ニ在ル木造建物ニシテ危險ノ物品ヲ貯藏シ、若クハ危險ノ職業ヲ營ムノ類ナリ

○火災保險契約ノ事

當會社ハ日曜日大祭日祝日其他一般ノ休日ヲ除キ毎日午前九時ヨリ午後四時マテ火災保險ノ申込ヲ受クヘシ

當會社へ火災保險ヲ申込マント欲スル人ハ東京ノ本店又ハ各地ノ支店或ハ代辨店ニ就テ用紙ヲ受取リ火災保險申込證書ヲ作リ申込人記名調印シテ會社ニ差出スヘシ會社ハ保險申込證書ニ據テ保險契約ヲ締フヲ以テ萬一申込證書ニ虚僞或ハ隱蔽ノ廉アルカ又ハ火災ノ危險ヲ憶算スルニ必要ナル陳述ヲ缺クトキハ保險契約ハ無効タルヘシ

火災保險申込證書ハ會社又ハ申込人ノ都合ニ依テ保險契約ヲ締フニ至ラス若シハ契約ノ効力ヲ失ヒタル後ニ至リテモ申込人ニ返付セサルモノトス

火災保險證書ハ當會社ノ取締役一名ト支配人記名捺印シ且ツ社印ヲ捺スヘシ若シ支店若クハ代辨店ニ於テ火災保險契約ヲ締フトキハ支店支配人若クハ代辨人記名捺印シ且ツ支店ノ印若クハ代辨店ノ印ヲ捺シタル保險證書ヲ發スヘシ

當會社ニ於テ辨償ノ責ヲ負擔スル保險金額ハ其時價ヲ限リトス

當會社ハ保險金百圓未滿ノ契約ヲ締ハス百圓以上ニテモ拾圓未滿ノ端數ハ削除シテ保險金高ヲ定ム

○保險料ノ事

建物ノ保險料ハ一ヶ年分前金ニテ拂込ムヘキモノトス若シ被保人ノ都合ニヨリ半年毎ニ保險料ヲ拂込ムトキハ三十分ノ一、四季ニ拂込メハ十五分ノ一ノ割增金ヲ加フ

毎半年若クハ四季ニ保險料ヲ拂込ム者其年分ノ保險料皆濟ニ至ラサル中途ニシテ火災ニ罹ルトキハ損害賠償金ヲ渡ストキ其中ヨリ拂込未濟保險料ヲ引去ルヘシ

物品ノ保險料ハ其期間ヲ定メス

最初ノ保險料ヲ受取リタルトキハ保險證書ニ受取證書ヲ出サス第二回ヨリハ受取證書ヲ出シテ保險契約ノ繼續ヲ證スルヲ以テ保險證書ハ書換サルヘシ

第二回ヨリ以後ノ保險料ハ二月、五月、八月若クハ十一月ノ末日ヲ以テ拂込期日トス故ニ一月十五日ニ保險契約ヲ締ヒ最初ノ保險料ヲ拂込ム人ハ翌年二月末日マテ一年一ヶ月半ノ保險料ヲ拂込ミ翌年ヨリハ毎年二月末日ニ一年分ノ保險料ヲ拂込ムヘシ毎半年保險料ヲ拂込ム者ハ最初ハ半年ト其端數ノ保險料ヲ拂込ミ第二回ヨリハ半年分ノ拂込ヲ爲シ四季拂込モ之ニ準シ總テ第二回ヨリ以後ノ拂込ハ前記ノ如ク二月、五月、八月若クハ十一月ノ末日ヲ期日トス　但シ物品ノ保險料ハ其拂込期日ヲ定メス當會社ハ會計年度ノ末ニ決算ヲ爲シ其年度ニ屬スル保險料ノ內ヨリ損害賠償金及ヒ營業費用ヲ引去リ猶殘額アレハ其十分ノ六ハ準備積立金トナシ十分ノ四ハ右年度ニ於テ拾圓以上ノ保險料ヲ拂込ミ現ニ保險契約ヲ保續セル被保人へ割戻ス可シ

右割戻金ノ通知ヲ爲シタル後六ヶ月ヲ過ルモ被保人之ヲ請求セサレハ其割戻金ハ會社ニ沒收ス可シ

○火災保險約條ノ事

當會社ヨリ發スル火災保險證書ノ裏面ニハ左ノ約條ヲ記載シ被保人之ヲ承諾シタルモノトス

第一條　當會社株金高ハ六十萬圓ニシテ會社ノ責任ハ其株金及準備積立金ヲ以テ限リトス

第二條　當會社ニ差出シタル火災保險申込證書ニ虛僞或ハ隱蔽ノ廉アルカ或ハ火災危險ニ影響ヲ及ホス緊要ナル事項ヲ缺クトキハ保險契約ハ無効タル可シ

第三條　被保險物ノ所有者ト保險申込人ト別人ナルトキハ豫メ火災保險申込證書ニ其旨ヲ明記スルニ非サレハ保險契約ハ無効タル可シ

第四條　被保險物ノ所有權他人ニ移轉スルトキハ之ヲ會社ニ屆出テ會社ニ於テ其移轉ノ旨ヲ保險證書ニ裏書セサレハ保險契約ハ無効タル可シ

第五條　被保險物又ハ被保險物ヲ貯藏スル建物若クハ場處ニ危險ノ度ヲ增シ又ハ被保險物ヲ他ノ建物若クハ場處ニ移ストキハ一々會社ニ屆出テ會社ニ於テ保險證書ニ其旨ヲ裏書セサレハ保險契約ハ無効タル可シ

第六條　當會社ニ於テ保險シタル物ヲ以テ重テ他ノ會社ニ保險契約ヲ締ハントスル是等ノ場合ニ於テハ會社ハ保險料ヲ增加シ或ハ保險ヲ解約スルコトアル可シ

時ハ豫メ當會社ニ通知シ當會社ニ於テ之ヲ承諾シ其旨ヲ保險證書ニ裏書セサレハ此保險證書ハ無効ノモノタル可シ

第七條　被保險物火災ニ罹リタルトキハ速ニ書面ヲ以テ當會社ニ通知シ火災ノ時ヨリ十五日以內ニ二名ノ證人連署シタル火災原因取調書及ヒ損害價額計算書ヲ差出シ又其他ニ會社ヨリ請求スル證明說明等ヲ爲スヘシ但シ右ノ書類若クハ證明說明等ニ虛僞不實ノ廉アルカ若クハ十五日以內ニ右ノ手續ヲ爲ササレハ當會社ハ損害賠償ノ責ニ任セス

第八條　火災ニ罹リタル時ヨリ百日以內ニ保險金ヲ要求セサレハ當會社ハ損害賠償ノ責ニ任セス

第九條　當會社ハ現品ヲ以テ損害ヲ賠償シ又ハ破損ノ建物ヲ再築若クハ修繕シテ保險金ノ拂渡ニ代フル事アルヘシ若シ同一ノ被保險物他ノ保險會社ニ於テモ保險セラレタル場合ニハ他ノ會社ト協議シテ之ヲ行フヲ得

第十條　被保險物火災ノ爲メニ損害ヲシテ損害ヲ受クル時ハ當會社ハ其役員代辨人若クハ雇人ノ場處ニ入込ミ保險ニ關スル目的ノ爲メニ相當ノ時間其建物場處若クハ其內ニ貯藏セル物品ヲ占有セシムルヲ得保險契約ハ此權利ヲ當會社ニ與ヘタルモノトス

第十一條　被保險物ニ損害ヲ生シタル時同一ノ被保險物他ノ會社ニ於テモ保險セラ

レタル場合ニハ當會社ハ保險金ノ割合ニ應シテ損害ヲ賠償ス可シ被保險者ハ他ノ會社ノ負擔スヘキ損害賠償ヲ當會社ニ向テ要求スルヲ得ス

第十二條　損害ノ生シタル時ニ當リ被保險金額カ被保險物ノ全價額ヨリ少ナケレハ當會社ハ被保險金額ト被保險物ノ全價額トノ比例ニ依リ損害ノ賠償ヲ爲ス可シ

第十三條　當會社ハ貨幣、寶玉、證書、證券、書畫、古器物其他普通價額ヲ有セサル物ハ之ヲ保險セス

第十四條　當會社ハ左ノ場合ニ於テハ其損害ヲ賠償セス

一　法律ニ背キ或ハ防火ニ關スル規則ヲ犯シタルニ因テ損害ヲ生シタル場合

一　保險金ヲ得ン爲メ故意ニ放火シタル場合

一　被保險物ノ性質ニ因リ自然ニ火ヲ發シタル場合

一　地震ニ因リ火災若クハ其他ノ損害ヲ生シタル場合

一　內亂、外寇、一揆、徒黨、叛逆及ヒ總テ軍事ヨリ損害ヲ生シタル場合

第十五條　損害賠償ノ額ニ關シテ當會社ト被保險者ノ間ニ異議ヲ生スル場合ニハ雙方ニ於テ各一名ノ仲裁人ヲ擇ミ其仲裁ニ依テ賠償額ヲ定ム可シ然レトモ若シ仲裁人ノ議合ハサルモ知ルヘカラサルヲ以テ仲裁人ハ豫メ審判人一名ヲ定メ置キ仲裁人ノ議合ハサレハ審判人ノ決定ヲ以テ終審トナシ損害賠償額ニ關シテハ裁判所ニ訴フヘカラサルモノトス但シ仲裁ノ費用ハ當會社ト被保險者ト各其半額ヲ負擔ス

可シ

第十六條　保險契約ハ當會社ニ保險料ヲ領收シタル時ニ始マリ保險滿期ノ日午後四時ニ終ル被保險者保險滿期ノ時マテニ更ニ保險料ヲ拂込マサレハ契約ヲ繼續セサルモノトス但シ滿期ノ日ヨリ算シテ十五日以內ニ保險料ヲ拂込メハ契約ヲ繼續スルヲ得レトモ拂込延滯中ニ生シタル損害ハ之ヲ賠償セス

第十七條　此約條ニ依リ保險無效トナル場合ニハ當會社ハ旣ニ領收シタル保險料ヲ還付セス但シ當會社ノ便宜ヲ以テ保險ヲ解約スル時ハ解約ノ時ヨリ以後ノ保險料ハ日數ニ割合ヒ還付ス可シ

火災保險申込證書々式

此處へ一錢ノ證券印紙チ貼用シ消印スヘシ

被保險物及ヒ其時價內譯	住宅、倉庫	木造瓦葺平家住宅五拾坪　此時價　金壹千圓也 木造瓦葺住宅參拾坪內二階建拾坪　此時價　金四百圓也 木造瓦葺二階建住宅拾坪　此時價　金八百圓也 煉瓦造石盤葺二階建住宅拾坪　此時價　金六百圓也 土造瓦葺倉庫窓藏附六坪　此時價　金壹千圓也
	內譯	內譯前項ニ準ス（但シ時價ニ超過スヘカラス）
保險金高	金　　圓也	
被保險物所在場處	府縣　郡區　町村　番地	
被保險物所有者姓名	申込人ト同人（若シ別人ナレハ其住所姓名）	
被保險物使用者ノ職業	裁判官、白米小賣商、太物問屋、料理業若クハ鍛冶屋	
暖室及ヒ點火ニ用フル器具ノ種類	煉瓦造煖爐三ケ所、ブリキ烟突附鐵製置ストーブ一ケ所、ブリキ烟突附竈一ケ所、火鉢、炬燵アリ點火ニハ石炭油ランプ（瓦斯若クハ電氣）チ用ユ	
貯藏物品ノ性質	家具其他住宅必要品ノミ住宅必要品ノ外ニ商賣上ノ石炭油、油紙、藥種若クハ彈藥チ貯藏ス	
隣家ノ距離、方位、構造及ヒ職業	東隣ハ木造ノ湯屋ニシテ距離殆モ近キ處ハ僅ニ三尺、西ハ大道ニシテ幅凡六間、南ハ堀ニシテ幅凡十間、北ハ煉瓦造ノ醫師住宅ニシテ被保險物チ距ルコト三間餘ナリ。	
他ニ保險契約ノ有無	他ノ火災保險會社ト保險契約ナシ現ニ、火災保險會社ニ於テ保險金壹千圓ノ契約チ結ヒ保險料毎一ケ年金、、圓、、錢チ拂込ム	
其ノ他火災危險ニ關係スル條件	無シ北方凡半丁ノ所ニ瓦斯會社、電燈局若クハ紡績工場アリ	
保險料拂込	每年拂込（每半年若クハ每三ケ月）	

右火災保險申込候也

明治貳拾　年　月　日　　住所

申込人　姓　　名印

明治火災保險株式會社御中

第三　火災保險料率の裁定

創業當初に於ては火災保險料の裁定は取締役會の重要なる任務の一つであつた。規則書に定められた基本料率を全國に實施するに當りては、其地方の過去に於ける火災歷史と現在に於ける危險狀態等を考査裁量し、適當なる實行料率を定めて之れを代理店に與へ、代理店が習熟するの迄は本店の承認を經て契約を締結することとした。

本店直接取扱の契約に對しては取締役會に於て申込書を點檢し、建物の構造、四圍の狀況、使用者の職業、貯藏品の種類等各必要事項を考量して適用料率を決定した。左記は創業當初に裁定せられたる料率の一斑である。

證券番號	料率	所在地	保險金額	契約者名	保險ノ目的
一	百圓ニ付キ一・八〇	東京府南葛飾郡隅田村堤外新地	一、一〇〇圓	二橋元長	木造住宅
八	二・二〇	本鄕區弓町一丁目	三、〇〇〇	菊地大麓	木造住宅、煉瓦倉庫
一一	三・五〇	神田區錦町一丁目	八〇〇	朝比奈孝重	木造下宿屋

一四	二・五〇	芝區芝公園	二〇、〇〇〇	紅葉館	木造共遊所	
一七	二・六〇	神田區仲猿樂町	九七二	鈴木利亨	木造住宅、倉庫	
二〇	二・六〇	京橋區小田原町	四、六〇〇	工手學校	木造建物	
二一	二・八〇	芝區南佐久間町	一、四三三	渡邊洪基	木造住宅、土藏	
二三	二・八〇	神田區今川小路二丁目	一、〇〇〇	專修學校	木造建物	
三九	三・三〇	日本橋區葺屋町	五〇〇	吾妻健三郎	木造住宅 石版印刷工場	
四一	二・五〇	下谷區池之端仲町	三〇〇	飯塚伊兵衞	木造住宅	
五一	一・三〇	麴町區山下町鹿鳴館內東京倶樂部	五、〇〇〇	テー・ビー・グロバ	玉突、酒場 化粧室及便所	
九二	三・一〇	芝區三田四國町	三〇〇	犬塚駒吉	住宅、寄席	
一四三	二・九〇	神田區雉子町	四、一八〇	日本新聞社	木造社務室、工場、使丁室、土藏倉庫	
一八三	一・八〇	芝區三田二丁目	一〇、〇〇〇	慶應義塾	煉瓦及木造教場	
一八六	一・八〇	小石川區金富町	五三〇	田尻稻次郎	木造住宅、門、塀、物置、建物一式	
一九一	一・八〇	芝區三田綱町	一〇、〇〇〇	蜂須賀茂韶	木造住宅、煉瓦倉庫外建物一式	
二六三	三・五〇	深川區洲崎辨天町一丁目	二、〇〇〇	中村常造	木造貸座敷	
二六七	二・一〇	淺草區三好町	五二〇	小幡信篤	石造住宅、木造平家外建物一式	
七三	三・〇〇	横濱市伊勢佐木町二丁目	一、三〇〇	大田與市	木造住宅	
一二六	一・〇〇	横濱市辨天通一丁目	一三、〇〇〇	安西德兵衞	生絲、羽二重、眞綿	

證券第一號の契約者二橋元長氏は當社監査役にして、其申込書によれば被保險建物の所在地は三方川堀、南一方隣家あり此距離貳拾間以上、暖室及ヒ點燈ニ用フル器具ノ種類」は「ブリキ烟突附煉瓦竈並ニ鐵製風呂釜一ヶ所火鉢火燵アリ點火ニハ石油種油蠟燭混用」とありて良好の條件を備へたが其料率は百圓に付き一圓八十錢であつた。

第四　外人の雇入

取締役會議事錄明治二十四年四月十日の記事に

英人ホームス氏ヲ一週間兩度ツヽ、月給貳拾圓ノ約束ニテ雇入ルヽ事

とある。ホームス氏に就ては明かでないが、又雇入の目的に就ても明かでないが、火災保險事務に關する知識を得んが爲めであつたか、或は外國人契約に進出する考であつたことと推察せられる。開業早々に此事あるは其志の遠大であつたことが窺はれるのである。

第五　創業當時に於ける業務の狀態

當社支配人原　錦吾氏は「日本の火災保險創業時代に於ける業務の狀態」と題して次の如く述べてゐる。

明治二十五六年頃ニハ東京市ニ於テ煉瓦造ノ建築物トシテハ日本橋區四日市川岸ニ在ル三菱ノ七倉ト稱スル倉庫ト、二三ノ木骨煉瓦造ノ綿絲紡績工場アリシ位ノコトニシテ　東京市ノ場末ニハ板葺、茅葺屋根ノ家屋モ多少アリタルコトナレバ、大體ニ於テ其當時ノ建物ノ構造ハ現時ニ比シ粗惡ナリシコトヲ想像シ得ラルベシ。道路ノ幅員ハ今日ヨリモ狹隘ナリシコトハ勿論ニシテ、東京市ニ於テ未ダ水道ノ布設ナク（水道ニ就テハ明治二十三年二月法律第九號ヲ以テ水道條例ノ發布アリタル後、至リ減ル部分ノ水道竣工シ、四十四年三月ニ至リ全市完成シタルモノナリ）消防機關トシテハ僅カニ蒸汽ポンプ壹臺、手押ポンプ若干アリタル位ニシテ、消防ノ設備トシテハ殆ンド見ルベキモノナシ。燈火ニハ全國ヲ通ジテ石油ランプヲ使用シ居レリ（一般家屋ニ於テ燈火トシテ電氣ヲ使用スルニ至リタルハ明治四十一年以後ノコトニシテ、同年ノ末ニ電燈ヲ使用セルモノハ全國ヲ通ジテ其總戸數ニ對シ未ダ僅カニ百分ノ三・四即チ百戸ニ付キ三戸・四ニ過キス）此時代ニ於テ出火ノ原因ノ最モ多キモノハ石油ランプニシテ、諸所ニ大火災ノ多カリシコトハ素ヨリ今日ノ比ニアラズ。而シテ保險會社ガ保險料率ノ標準ヲ算出スベキ統計其他ノ材料無ク、僅カニ內

閣統計局ノ府縣別火災統計アリタルニ過ギザルヲ以テ、適當ナル保險料率ヲ算定スルコトヲ得ザルノミナラズ　各種ノ危險ニ對スル一危險ニ付テノ引受クベキ保險金額ノ制限、各地方別ノ制限等ニ付テハ、如何ニ之ヲ定ムベキカ經驗無キ爲メニ之ヲ定ムベキ根據ヲ見出スコト能ハズ（中略）斯樣ナル有樣ニテ結局火災保險業ハ實際ニ業務ヲ執リツツ、數年若クハ拾ケ年位ノ經驗ヲ積ミテ自ラ其經營方法ヲ會得スルノ外致方無キコトニ歸着シタルモノニシテ、事業ノ經營ノ如何ニ困難ナリシカハ到底局外者ノ想像シ得ザリシ所ナリ（中略）而シテ我國ニ於テ火災危險ノ最モ多キ秋田縣、青森縣地方、北陸道地方、北海道地方ニ於テハ、其當時保險料率ヲ百分ノ四、百分ノ五、乃至百分ノ八、場合ニ依リテハ百分ノ十位トナシタレドモ、收支相償ハザル狀態ナリシト記憶スルモノニシテ、創業時代ニ於テハ關東地方ヲ始メ之等火災危險多キ方面ニ保險ノ申込多クシテ、比較的火災危險少キ關西方面ニ於テハ保險ヲ附スルモノ極メテ少ク、從テ危險ノ平均ヲ得ルコト能ハザリシコトモ亦創業時代ニ於テ當事者ガ事業經營上ニ關シ少カラズ苦心シタル一ノ理由ナリト云フベシ。

（鈴鹿當氏述日本帝國ノ火災保險事業ノ沿革並ニ現狀）

第六　創業當時に於ける燈火の種類

明治二十年代に我國に於て用ひられた燈火は、主として石油ランプであつたことは既に述べた如くである。

石油ランプは明治七年頃には既に米國より輸入され、使用簡易にして我國の生活狀態に適し、且光力も大なりし爲め種油に代り忽ちにして全國に普及し、之れがため出火の原因の增加ともなつた。

明治五年九月横濱市は高島嘉右衞門氏の經營により全國に先んじて瓦斯が點火された。之れより先き明治四年二月東京府知事由利公正氏が淺草吉原に火災が頻發するので、火災防止を兼ね瓦斯建設の小手調にする主旨にて、高島嘉右衞門氏に依賴して倫敦から瓦斯製造機械を輸入したるが、由利知事の更迭により瓦斯製造機械は空しく死藏された。東京會議所は之を遺憾として、明治六年佛人ペレグレン氏（横濱の瓦斯建設者）を招聘して工場設備を完成し、明治七年十二月十八日京橋、新橋間に街燈八十五基を點火した。

（東京瓦斯五十年史）

東京會議所は、老中松平樂翁公が創定したる寛政町法に基いて、江戸市民が非常災害救助のために蓄積したる共有金を保管し、市内の道路、公營物の建造取締に當つてゐた。

明治八年八月七日發刊「郵便報知新聞」は次の如く瓦斯燈を歎美した。

美なる哉瓦斯ランプ、明なる哉瓦斯ランプ、一度點し來て我々の街頭に建列するに及びてや、滿街をして終夜白晝の觀を爲さしむ、之に次くものはオイルランプなり、是亦行人をして手に提燈を携ふるの煩を免かれしむ、今より殆んど一年前には、唯我々は歐米の市街を想像して常に口水を垂らしたることなり、然れども我々は常に我國の富と彼國の富とを比較し彼我貧弱の相敵せざるを慮りて、輒ち我國民に今暫時の勉强を以て資材を積累するに非ずんば迚も彼が如き綺麗壯觀の市街を致す能はずと思想したるなり、何ぞ圖らん、昨年中に親しく其成功を目擊せんとは、實に驚くべき次第なり。

電燈は明治十六年米國に於て發明されたが、明治二十年には早くも我國に於て點火された。

明治二十年一月二十二日當時の社交場たる鹿鳴館に移動式電機を用ひて殷煥電燈（Incan-

descent Lamp) を點火した。これは開業後營業用として正式に白熱燈を供給した濫觴である。同年十一月二十九日より架空配電に依り日本郵船會社、今村銀行、東京郵便局等に對し內外燈の供給を開始した。架空電線に依る電燈供給は之を以て嚆矢とする。(東京電燈株式會社開業五十年史)

當時瓦斯燈は俗に魚尾燈と呼ぶ裸火であつたが、電燈は炭素線電球を使用して居たのでその燭光は瓦斯燈が優れてゐた。明治二十五年東京市會は、瓦斯電氣燈調査委員會を設けて兩燈の光力を比較試驗の結果瓦斯燈の有力を認め、既設瓦斯街燈に對して十ヶ年間點火の契約を結び、又將來新設のものは十五ヶ年點用する事を定めた。(東京瓦斯五十年史)

當社創業後二年を經たる明治二十六年に、我國の首都たる東京の中心街に於ける燈火の狀態は次の如くであつたから全國的には石油ブンプを常用とし、從つて火災の多かつたことは想像に餘りあるものがあつた。

光明の進歩を言へば行燈より洋燈となり、洋燈より瓦斯となり、而して瓦斯より遂に電氣燈となれるなり、此の進歩の諸階級は銀座街道を逍遙して一目の下に見るを得べし。

乃ち新橋と日本橋の間洋燈を用ゆる家は數限りなく、瓦斯燈を用ゆる家は百六十四戶、電氣燈を用ゆる家百十三戶、外に大電燈を店前に設けたるもの三戶あり、其中に唯一戶は今も尙種油を用ゆる家あり。云々

(明治二十六年四月一日郵便報知新聞)

明治二十九年米國から瓦斯「マントル」が輸入された。「マントル」を使用する時は其の光

力非常に强く、從來の裸火に比較して格段に明るく、殊に光の青色は優美であるため、爾來瓦斯燈は專ら商店の照明に歡迎され、急速に流行するに至つた。それから以後明治四十五年に至るまで約十五年間は誠に瓦斯燈の全盛期であつた。

ところが大正二年頃から電燈は急角度の發達を告げた。それは「タングスラン」「オスラム」「タンタラム」等の金屬線の電球が發見せられ、其光度は優美であつたから瓦斯燈の領域を侵して燈火界を風靡したので、大正の末年には瓦斯燈は殆んど影を沒し彼我全く其の地位を顚倒するに至つた。

(東京瓦斯五十年史)

第七　紹介人

開業の翌日拍手舍を周旋人となし、初回保險料の五分を手數料として交付した。此れ當社紹介人の嚆矢である。

○拍手舍、地所家屋の賣買貸借に付ては我邦にも從來周旋屋と唱へ是等の取扱ひを爲す者なきにあらざれども、一定の取扱ひ振りなく投機出沒信用を置くに足る者少なく、隨つて手數料も一定せざるを以て本人相互の不便少からず、又保險の事に付ては火災並に生命共其必要を感せざるもの多く、偶々之れあるも其申込手續面倒なるが爲め、思ひながら等閑に打過き其効用普及せざるを慨き、且將來我邦の進歩を助くるには是非共是等

も、火災並に生命保險及び建築約定の紹介に付ては依頼本人よりは毫も手數料を申受くるざる定なる由なるが、既に諸方より續々此等の依頼を受けたりと云ふ。依賴せられんとする人は、はがきにて通知すれば舍員が出張し速に取計ふ由なり。

（讀賣新聞明治二十二年五月八日）

の取扱を爲すの專業家なかるべからざるを認め、分業精神に基き歐米の例に倣ひ、河手長平、中山和吉の兩氏は今度拍手舍と唱ふる一の商會を創立し、事務所を京橋區八官町二十二番地に設け、地所家屋の賣買貸借、火災並に生命保險の取組、建物約定の紹介を以て專業と爲し、取扱ひ振りを定め手數料を一定し、確實敏捷に取扱ひ一切の手續を盡すを以て、本人は唯書類に調印するのみにて居ながら此等の約定を取組み得ると云ふ。而して地所家屋の賣買貸借に付ては極めて僅少の手數料を申受くる

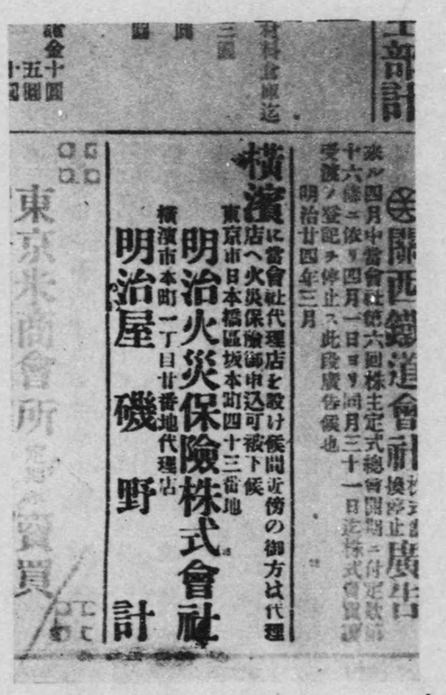

第八　代理店

代理店設置の嚆矢は橫濱代理店であつて、明治二十四年二月二十一日明治屋磯野　計氏に委囑した。

次で同年中に左の代理店が開設された。

長崎市	三菱社支店
函館區	渡邊熊四郎氏
大阪市	三菱社支店
新潟市	三菱社新潟事務所
香港	ジーアールスチーブンス商會
上海	三井物產會社支店
神戸市	住友支店
京都市	山本彌太郎氏

臼杵町　後藤熊男氏
富山市　關野善次郎氏
高岡市　高岡銀行
長岡市　第六十九國立銀行內、岸　宇吉氏
直江津町　第百三十九國立銀行支店內、氣賀直哉氏
仙臺市　第七十七國立銀行內、遠藤敬止氏
土崎町　菅　禮治氏
青森町　伊東善五郎氏
札幌區　第二十國立銀行出張所內、稻垣銀次郎氏
小樽區　第二十國立銀行支店內、小林恒雄氏
福山區　岩田榮藏氏

以上代理店の內、京都、大阪、神戸は當社出張所開設に當り圓滿なる諒解の下に其業務を繼承し、また高岡市高岡銀行、長岡市六十九銀行、上海三井物產會社、函館區次代渡邊熊四郎氏、新潟市合資會社濱商會（三菱社事務所主任濱政弘氏經營）は滿五十年間不變の關係を繼續し、今尙代理店として絶大な後援を得てゐる。

二十五年度に於て委託したる代理店は十八店にして、內左の六店は現在に於て

も其子孫又は親族により或は其會社又は同系會社により、綿々相享けて深厚なる關係を保持してゐることは當社の誇りとする所である。

靜岡市　靜岡銀行　現在　三五保險代辨株式會社
沼津市　沼津銀行　同　上
濱松町　西遠銀行　現在　遠州保險代辨株式會社
龜崎町　伊東七郎衞內、伊東都三郎氏　現在　伊東信藏氏
松江市　松本龔三氏　三代　松本美行氏
本莊町　長田藤四郎氏　二代　長田正一氏

當社が先づ東北、北陸、北海道等の火災危險地に代理店を開設したるは、同地方が明治生命保險會社及東京海上保險會社との營業關係深かりしことと、火災保險契約の申込が多かりしに依るものであつた。

而して代理店手數料は、內地は收入保險料の百分の五、香港、上海は百分の十とし、筆墨紙、郵便印紙、證券印紙、送金手數料等は總て代理店の負擔であつた。

第九　倉庫特約

二十四年二月十三日には東京倉庫會社（三菱倉庫會社の前身）と特約を締結した。

東京倉庫會社の保管品は毎日の調査により毎月末一ヶ月中の平均保險金高を算出し日歩二厘に相當する保險料を以て利益配當無し保險契約を締ぶ事。

但倉庫一棟の中に貯藏する商品の保險金は五萬圓限りとす。（當社取締役會決議錄）

「利益配當無し」は「利益配當附」よりも保險料一割を減する事と定められてあつた。

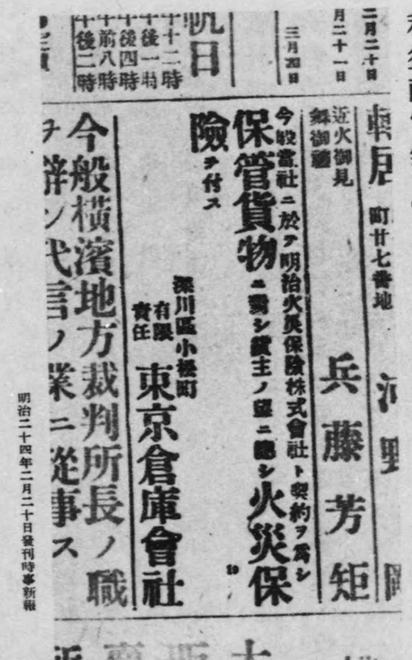

明治二十四年二月二十日發刊時事新報

而して東京倉庫に於て火災保險契約を締結したのも亦之れが嚆矢であつた。

保管預リ貨物ニ火災保險ノ必要缺ク可カラサル事ハ我社創立ノ當時ヨリ企望シ、曾テ外國ノ保險會社へ申込ミ、同社ノ役員出京ノ上倉庫ノ位置等見分セシメシ處、如何セン保險料ノ割合廉ナラサルヲ以テ荏苒經過セシニ、本年ニ至リ明治火災保險會社ノ創立アリ。爰ニ於テ同社ニ就テ保險料ノ割合等大ニ低廉ノ協議調ヒ、保管預リ貨物ニ火災保險ヲ付スルコトヲ特約セリ（明治二十四年上半期東京倉庫會社第九回營業報告）

我邦の倉庫業は明治十三年四月開業の三菱爲替店を以て權輿とする。同年十二月横濱倉

庫會社の設立あり、次で明治十五年十一月　朝吹英二、原善三郎、梅浦精一氏等により東京深川に倉庫會社が設立された。翌十六年四月伏見に伏見倉庫、同年五月、外山修造氏等發起して鴻池家の出資により大阪倉庫會社が設立せられ、其他の地方にも二三の設立を見た。

東京倉庫會社は明治二十年二月、川田小一郎、莊田平五郎氏等により元三菱汽船會社深川倉庫（前三菱爲替店倉庫）を引受け外國の倉庫事業に倣つて設立されたものである。

第一〇　北海道出張

明治二十四年七月十九日、手代橋本駒三郎氏を新潟に派遣し、八月四日、取締役益田克德氏は手代殖田直太郎氏を隨へ、横濱より汽船薩摩丸に便乘して北海道に出張した。殖田氏の復命書は其地方に於ける當時の情勢を詳細に傳へてゐる。

北海道出張復命書

取締役益田克德氏に同伴北海道出張被命去る八月四日東京出發、横濱より海路函館に向ひ同七日同地到着、即日同地代理店渡邊熊四郎氏を訪問の處折節同氏は札幌へ旅行中にて急速代理店開業の運びに至らず、依て只新聞紙に取締役出張火災保險の申込みに應ず

べき旨を廣告し、略市街の模樣を巡視し、同十一日福山に赴き候處益田氏は已に去る九日より同地に在りて岩田榮藏氏に代理店委托の相談も整ひ居候に付即日被保人募集に着手し、同日は先づ益田氏に同伴市街の景況を巡視し、翌十二及び十三兩日保險申込建物を巡檢して其割合を定め、同十四日代理店の名義を以て其內九件の契約を締結す、其保險金高六千三百圓にして此一ヶ年保險料百三十三圓餘なり。

抑も福山の地勢を按ずるに、南は海に面し北は山を負ひ街路東西に延長して中間數多の岡陵川澤を挾み、只海岸一帶の街道の外家屋數町に相連るものなし、而して此地は瓦葺土屋極めて多く殆んど各戸土藏を有するの有樣なり。且近來市中の景勢次第に衰微に赴くを以て火災も隨て減少の勢に在り、然れども北又は北西の風を以て數十戸延燒の大火を發せし事も有りしに付、以上各項に就て考案を下し、保險料割合は木造最高を三·〇以下と定め大松前町、川原町、中川原町、藏町、袋町、橫町、中町等を最高區とし、小松前町、唐津內町、枝ヶ崎町之に次ぎ松城町を以て最下とす。但湯殿町、上町、中町、下町等は一は遊廓地にして一は貧民の巢窟なるを以て亦最高區に準ず。

同十五日福山より函館に復るに未だ渡邊氏札幌より歸らず、依て同日より同二十一日まで空しく同地に滯在して只氏の歸宅を待つのみ（尤も此の間拙者病臥）漸く二十一日午後に至つて同氏歸宅せしを以て直ちに益田氏より同氏に談して爰に始めて函館代理店開設の廣告をなし、彌、被保人の募集に着手し、翌二十二日より同二十五日まで總て二十三件の保險申込建物を巡檢して其割合を定む。

拠て爰に此の割合の標準を立つるに、函館は近年街衢を改正して其道幅を廣め、水道を布設して水利を便にし、以來漸次堅牢の家屋を建築するの傾向を生じ既に其改良の功を見るもの尠なからずと雖も、此地は元來風力強きこと東京の比にあらず、又是迄の例を見るも西北、東南、兩方の風に因て大火を生じ居り、其上市中の景氣益々繁盛の勢なれば以上各項を斟酌して木造最高を四·五以下とし地藏町、寶町、西川町、鶴岡町、蓬萊町、相生町並ニ末廣町及び東濱町の一部を以て中央最高區とし、夫より四方に漸次遞減し中濱町、三井物產會社倉庫、船場町、金森倉庫、郵船會社倉庫及び谷地頭、山ノ手外國人住宅等を以て最下となす。西方大黒町、辨天町邊は危險の度少しく增加の事情ありとす。

同二十六日益田氏に從ひ函館を發して同二十七日小樽に至り、卽日同地第二十國立銀行支店支配人小林恒雄氏及び高野源之助氏等に面會して同地火災保險施行の事を談合し、第二十國立銀行支店を以て臨時火災保險申込所となし新聞紙に廣告して被保人を募集す。

右高野源之助氏は同地方有名の人物にして曩に明治生命保險會社の爲に大いに周旋する所あり、今又我火災保險の事に就ても自ら奮て盡力せんと欲する由にて、小林氏並に明治生命保險會社出張員鈴木昇氏の紹介する所なり。

然るに同地は新開の土地にして日に增し繁昌に向ふ景況なれば、隨て人氣荒く家屋も間々瓦葺又は石藏等を交へ建つと雖も一般は板葺にして土壁を用ひず、且從來火災多く水利不便の地なれば西北の强風に乘しては動もすれば大火を發すること必然の地勢に有之、亦東北は海に向ひ南西は山を負ひ大火には最も不利の所なるを以て、小林及び高野等諸

氏は板葺家屋の保險を止め、專ら瓦葺土藏、石藏とし貸庫及び其の貨物のみを保險すべしとの勸告ありしも、右樣建物を制限するは少しく酷に過くるの嫌あるを以て、右は只之を心底に含み置く事として同地木造最高を四·五と定む。尤も同地は殆んど一筋街道なるを以て各町各別差等を立て難しとす。同地保險申込建物凡て十五件にして、內卽時契約締結三件、此保險金八千四百圓、此一ヶ年保險料二百三十五圓八拾錢なり。同二十九日小樽より札幌に赴き、亦第二十國立銀行出張所を以て臨時火災保險申込所として被保人を募集す。尤も同地は滯在僅かに二日なりしを以て、契約締結のもの僅か三件にして其保險金高五千圓、此一ヶ年保險料九拾八圓に過きずと雖も同所は後日見込みある土地にして、大倉組土田政二郎氏の如きは旣に先方より火災保險を希望し居たる折柄に付、此度益田氏函館、小樽等巡回の由を聞きて小林恒雄氏まで移牒勸告する所あり、又益田氏同地に到着するや直に訪ひ來て種々盡力周旋せし程にして、且第二十國立銀行出張所支配人稻垣銀次郎氏も爾來勉强周旋の筈なれば必ず漸次被保人增加すべしとす。扨て札幌の市街は四面廣漠たる平地に在て東西南北に碁盤目狀に街衢を區劃して道幅廣く、密接繁昌の場所にても一區域毎に著しく危險を異にするを以て、先づ中央なる南三條俗に"タヌキ"町と稱する處を以て最高區とし木造最高四·〇乃至五·〇とし、夫れより第二條第一條又第四條第五條と漸次に凡て〇·五を遞減するの割合とす。尤も大通より北又は東に至ては殆んど村落同樣なれば右例を追はず更に各戶に就て之を定むべしとす。

同三十一日札幌を發し小樽に歸り、前日來申込の建物を巡檢して直ちに其割合を定む。

九月一日小樽を發し同二日函館に着、卽日又保險申込建物巡檢に着手し、翌三日まで總て十八件の家屋を檢見し直ちに其割合を定む。此日まで函館代理店に於て契約濟の保險金壹萬七千七百餘圓にして、此一ヶ年保險料四百七拾餘圓とす。

同三日夜益田氏に隨伴函館を發し、同四日朝青森に到着、直ちに伊東善五郎氏に面會して代理店を委托し、又田代坦之氏に面會し同氏の紹介を以て當時來青中なりし弘前進新銀行重役武田甚左門氏實弟武田彥七氏に面會して弘前地方にも火災保險擴張の事を談合す。但田代氏は拙者兼て知る人にして又先般來談し本社に宛て社員出張を請求したる事あり、且先日札幌に至るの途次益田氏函館に在りと聞きて折角同地に益田氏及び拙者を來訪し、歸途青森に立寄られんことを勸告し、復先般來種々本社の爲に周旋せし事ありと云ふ。

同五日早朝より市中並に保險申込家屋を巡檢して其割合を定むるに、此地は亦小樽に似て今より大いに繁昌に赴くの土地にして從來火災夥しく多き所の由に付、木造最高を四·五以下とす。此地は市街僅に四筋にして相並列して各戶連接すれば各町殆んど差等なしとす。

同六日青森を發し盛岡に一泊し、同夜明治生命保險會社代理店なる北上運漕會社に訪ね往き、其重役に面會して同地に火災保險の擴張を談合せんとせしも不在且遽に大雨ありて果さず、依て規則若干に益田氏書面を添へて殘し置き、翌七日早朝同地出發仙臺に立寄り遠藤敬止氏に面會して同地にも復火災保險擴張の事を相談し、同夜同處出發、同八

日午後歸京。

○北海道各地及青森に於て益田氏の見込を以て定めたる保險料の割合左の如し。

函館	四十一件	木造	一・七乃至四・二	平均 二・八
福山	十九件	同	一・五乃至三・〇	〃 二・一
小樽	十五件	同	二・五乃至四・〇	〃 二・五
札幌	十件	同	二・〇乃至三・八	〃 二・二
青森	九件	同	三・二乃至四・〇	〃 二・九

明治二十四年九月十八日

土藏煉瓦造 一・三乃至一・八
土藏 一・二乃至一・七
土藏石藏 一・〇乃至一・九
土藏 一・二乃至一・五
土藏 一・三乃至一・八

殖田直太郎印

第一一 對外國會社再保險取引

明治二十四年十月六日の日記帳に次の如くフイニツクス（Phoenix）社に再保險契約を爲したことが記されてある。

日本郵船會社横濱被保險物、內貳拾貳萬圓ニ對スル十月一日ヨリ明治二十五年十月一日迄分　横濱フエニックス商會渡壹千百拾六圓六拾七錢。

フイニツクス社は横濱キングドン　シユアベ商會（Kingdon Schuabe & Co.）が代理店として外國會社中比較的多くの保險契約を有してゐた。是れは當社が外國會社との再保險取引の濫觴であつた。爾後同社との取引關係密接となり、明治三十九年に至り最初の對外國會社再保險特約を締結するに至つた。

又明治二十七年二月十五日の取締役會決議錄には次の記事がある。

新嘉坡代理店より照會の「マレー」半島の各都邑に於ける保險に對し「ストレート」保險會社よりの再保險は壹口毎に同社の實際責任を負ふべき金額の半額を極度として引受くる旨を同代理店へ回答する事

又壹個の建物に付き當會社が引受くべき保險金額の制限は金參萬圓を極度とする旨を併せて申送る事

此の受再保險が實行されたか否かに就きては明かではないが、當社取締役各務鎌吉氏の手記によれば、ストレート社は間もなく解散したとのことなれば、當社との取引が行はれるまでに至らなかつたものと思はれる。

英人の經營に係りシンガポールにて有力なる營業を爲し居たる「ストレート」保險會社（Straits Insurance Co.）は英國に於ける損失の爲め解散の止むなきに至れり。（各國民地帶英中の感想、東京海上火災保險株式會社六十年史）

第一二　定款變更　其の一

明治二十四年十二月十五日臨時株主總會に於て、左記定款變更を決議し、東京府廳に願出で翌年一月十二日定款改正願の件聞置くとの指令を受けた

舊　第五條　會社ノ株金ハ六拾萬圓ニシテ之ヲ三千株ニ分チ一株ヲ二百圓トシ其責任ハ株金限リトス

新　第五條　會社ノ株金ハ壹百萬圓ニシテ之ヲ五千株ニ分チ一株ヲ二百圓トシ其責任ハ株金限リトス

是れは當社定款第一回の變更であつた。

定款の變更に當りて想起せらるるは、當社創立の際阿部泰藏氏によりて起草せられたる定款草案には、次の如き特異性ある「株主ノ責任」及び「第二保險料」に關する規定があつたことである。

第六條　株主ハ其所有株ノ外ニ之ト同額ノ責任ヲ負擔シ會社ニ非常ノ損失アレハ其責任ノ限度マテ出金スヘキモノトス

第七十一條　建物ノ保險ニ在テハ會社ハ被保險者ヨリ通常ノ保險料ノ外ニ別ニ其五分ノ一ニ相當スル金額ヲ受取リ之ヲ第二保險料ト稱ス

第七十二條　損害賠償金ハ左ノ順序ニ依リ其ノ支拂ヲ負擔スルモノトス

第一　損害ノ起リタル會計年度ニ屬スル通常保險料

第二　第二保險料

第三　利子

第四　準備積立金

第五　資本金

第六　資本金ト同額ヲ限リトシタル責任

第七十三條　一會計年度ニ屬スル通常ノ保險料ヲ以テ其年度ノ營業費用及ヒ損害賠償金ヲ支拂フニ足ラサレハ第二保險料ヲ以テ其支拂ニ充テ年度末ノ決算ニ依テ更ニ被保險者ヨリ之ヲ拂込マシメ若クハ其減少額ヲ補充セシム

第七十四條　通常ノ保險料ヲ以テ營業費用及ヒ損害賠償金ヲ支拂フニ足ルトキハ第二保險料ハ其儘會社ニ留メ置キ翌年度ノ第二保險料ト爲スヘシ

第七十五條　前條ノ場合ニ於テハ金額十圓以上ニシテ會社ヘ受取リタル後滿一ケ年ヲ經タル第二保險料ヘハ株主配當金ト同一ノ歩合ヲ以テ利子ヲ付スヘシ

第七十六條　保險契約ヲ解クトキハ年末ノ決算ニ依リ第二保險料ノ現存額ハ被保險者ニ還付スヘシ

第六條の規定に關しては規則草案に次の如く説明されてある。

當會社株金を六拾萬圓とし、最初其内拾五萬圓を拂込み、爾後拂込高の增加する毎に新聞紙を以て公告すべし、然れども萬一非常の大火あるも被保人に損害を蒙らしめざるため、各株主は其株金に二倍する責任を負擔するものとす、卽ち本社責任の總高は株金高と合せて百二十萬圓なり

第七十一條以下第二保險料の性質に關しては左の如く説明されてある。

火災保險の如き新奇の事業は用心十分ならざれは大なる損害を生じたる時保險金を支拂ふこと能はざるの恐あり、又會社の安全を謀りて保險料を高くすれば被保人の不利言を俟たず、故に余輩は通常の保險料の外別に其五分の一に相當する金額を受取り之を第二保險料と稱し、若し會社に收入したる通常の保險料を以て其年度の營業費用と保險金を支拂ふに足らざるときは第二保險料を以て其不足を補ひ、若し通常の保險料を以て其年度の費用と保險金を支拂ふに足れば第二保險料は翌年度の第二保險料として其儘會社に預り置き、且之れに若干の利子を付し、保險解約の時は第二保險料の現在高は被保人に返付するものとなし、被保人をして過多の保險料を出すの不利を免れ、會社をして非常の損失を蒙るの恐なからしむ。

「株主の責任」及び「第二保險料」は火災保險事業の使命を全ふせんために考究案出せられたるものであつたが、定款草案調査委員會に於て之を削除し、「第二保險料」の代りに保險料割戻法を設けた。蓋し保險料の輕減と營業の安全とを顧慮したる一種の調節法であることに於て變りがなかつた。

想ふに此等の規定は庶事草創斯業の經驗日淺く適正料率の發見困難なる當時に於て、被保險者の負擔を過重ならしめず而も營業を安固ならしめんとする經營者の慘澹たる苦心の餘に成つたものであつた。當社が創業以來坦々たる大道を濶歩し順調なる發展を遂げたるも、實に平常の經營に周到の用意を怠らざりしに因るものであつたことは、之れによりても其一端が推知せられるのである。

第一三　第一回增資

前記定款變更を決議したる明治二十四年十二月十五日開催の臨時株主總會に於て「株金增募方法ノ事」を決議し　翌二十五年三月三十一日を以て增募株に對する第一回拂込（一株に付金五拾圓）を了した。